

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月
こども家庭庁支援局
家庭福祉課

《 目 次 》

I . 社会的養護の充実について	3
------------------------	---

＜参考資料＞

II . ひとり親家庭等への自立支援について	68
------------------------------	----

＜参考資料＞

社会的養護の充実について

(1) 改正児童福祉法の施行等について

(資料 1 参照)

令和 4 年の児童福祉法改正については、本年 4 月にその施行がされる
ところであるが、関係法令についてこれまで、児童福祉法等の一部を改
正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内
閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）を昨年 11 月に公布等したところ
である。

現在、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整
備等に関する政令（仮称）案について政府部内で調整しているところ
であり、年度末までに公布することとしている。また同令の委任を受けた
内閣府令案（児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（仮称）
案）についても、本年 2 月 20 日よりパブリックコメントを行っている
ところである。検討中の内容について随時お示ししていくため、各自治
体におかれては施行の準備を図っていただくよう、願います。

また、上記を踏まえた、以下の各事業等については実施要綱（案）を
お示ししているほか、本年度末を目途に、業務内容や実施体制、その他
支援に当たって留意する点を盛り込んだガイドラインもお示しする予定
であり、実施要綱（案）と併せて参考にしていただき、一層の取組をお
願います。

なお、以下の事業等のうち、社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦
等生活援助事業は、「安心こども基金」（新たな子育て家庭支援の基盤
を早急に整備していくための支援）を活用して、令和 6 年度から令和 11
年度末までの間、事業の実施に要する費用の財政支援を行うこととして
いる。その際、安心こども基金において令和 5 年度末を事業実施期限と
している事業については、精算手続きを行うこととしているので、追っ
て、詳細をお知らせする。

① 里親支援センターの設置

- ・ 里親支援業務を行うほか、里親、その養育される児童並びに里親
になろうとする者について相談その他の援助を行う。また、小規模
住居型児童養育事業に従事する者やその養育される児童についても
援助を行う。

② 児童自立生活援助事業の対象拡大

- 令和 6 年 4 月より、
- ・ 20 歳や 22 歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況

や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化、

- ・ 児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、自立援助ホームのみならず、児童養護施設等や委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所の弾力化
- ・ 20歳以上の措置解除者等については修学中である必要があるところ、修学中以外の事情がある場合でも対象者とするよう要件の弾力化を行う。

③ 社会的養護自立支援拠点事業の創設

- ・ 社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）を対象とし、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行う。

④ 妊産婦等生活援助事業の創設

- ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を対象とし、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言、母子生活支援施設や医療機関等との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供等その他の必要な支援を行う。

（２）社会的養護関係予算について

（資料２参照）

①令和６年度予算案について

里親等の支援や、社会的養護を経験した若者の自立支援の強化等、令和４年の児童福祉法改正に基づく支援を着実に実施するとともに、こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）に基づき、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援等の強化を図るため、以下の内容を令和６年度予算案に盛り込んでおり、積極的な事業の実施や予算の活用をお願いする。

- 家庭養育環境を確保するため、令和６年度より、「里親支援センター」

を創設し、その運営に要する経費を措置費にて支弁する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する。

また、里親に対する研修受講支援経費について、県外で行われる場合の単価を追加するとともに、現在、里親の負担となっているテキスト等の費用を新たに補助対象とするほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。

- 児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限を弾力化し、対象者の拡充を行うとともに、入所児童等の生活の質の向上を図るため、措置費の一般生活費の単価を増額する（11,690円→55,271円）。併せて、大学等への進学や就職に伴い、児童養護施設等を退所する児童の退所後の生活支援を強化するため、措置費の「大学進学等自立生活支度費」及び「就職支度費」の単価を増額する（198,540円→413,340円）。
- 児童相談所長又は都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は同法第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を措置費にて支弁する。
- 被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置加算を措置費において創設する。
- 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、措置費において、
 - ・大学等受験費用を支弁する単価の創設（158,000円）
 - ・習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として、「教育費」及び「特別育成費」の増額（月額5,000円）を行う。
なお、小学生の学習塾に係る経費も上記の習い事に要する費用に含むものとする。
- 社会的養護自立支援拠点事業を安心こども基金を活用して実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。
また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を

提供する事業に要する経費を児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金において補助する。

- 妊産婦等生活援助事業を安心こども基金を活用して実施する。

②令和5年度補正予算について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、社会的養護に関する取組の推進を図るため、下記の事項等を計上しており、積極的な活用をお願いする。

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う（既存事業に係る原資の積み増し）。
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所）に対して、開設準備経費等の支援を行う。
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

※ 上記のほか、

- ・ 令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い創設される施設等を次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象へ追加するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき児童福祉施設や障害児施設等の耐災害性強化を図る
 - ・ 令和6年能登半島地震により被害を受けた児童福祉施設や障害児施設等の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、支援を行うとともに、災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図る
- ために必要な予算を計上しており、併せて積極的な活用をお願いする。

(3)次期都道府県社会的養育推進計画について (資料3参照)

国においては、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等が計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意事項をまとめ、平成30年7月に都道府県社会的養育推進計画の策定要領（通知）をお示しした。各都道府県等において

は、策定要領に基づき、令和2年度から11年度を計画期間（前期：令和2～6年度、後期：令和7～11年度）とする現行計画を策定の上、取組を進めていただいているところである。

今般、令和4年改正児童福祉法の改正内容や、これに先立つ令和4年2月の「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書において、計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等の指摘があったことを踏まえて、国において既存の策定要領の見直しを行い、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）でお示したところである。

計画の見直し等の内容は、具体的には以下のとおりであるが、各都道府県等においては、見直し後の策定要領について、児童相談所をはじめ管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、見直し後の策定要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を行い、可能なものから順次速やかに取組を進めつつ、令和6年度末までに新たな計画の策定をお願いする。

ア 計画期間

令和6年度末に前期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7年度から11年度の5年を1期として策定すること

イ 項目

- ・ 令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえて体系を見直し、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」や「障害児入所施設における支援」の項目の新設等を行うこと
- ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成とすること

ウ 計画記載事項

- ・ 現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、項目ごとに、「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」を記載すること
- ・ 「資源の必要量等の見込み」、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」を記載すること
- ・ さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」を具体的に記載すること

エ 評価のための指標

- ・ 見直し前の策定要領においては、評価のための指標は例示であったところ、見直し後の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定したこと

- ・ 各都道府県等においては、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を実施すること
- ・ 国においても、各都道府県等の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表すること

(4) 里親等委託の推進について

(資料4参照)

代替養育を必要とするこどもに対しては、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある。

一方、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率は、

- ・ 「3歳未満児」が25.3%、
- ・ 「3歳以上～就学前」が30.9%、
- ・ 「学童期以降」が21.7%

となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。

このため、国においては、社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げ、その実現に向け取組を推進する。

具体的には、以下のとおり、里親支援センターの設置に伴う支援強化や、民間フォスターリング機関の活用や研修の強化による里親等委託の推進に向けた地盤強化等の取組を行う予定であるため、各都道府県等においてもご協力いただきたい。

ア 里親支援センターの創設について

令和4年改正児童福祉法により、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ、措置費支弁対象となる施設として里親等委託の体制強化を図る。

これにより、新たに里親になろうとする担い手の開拓と登録、研修による資質向上、こどもとの丁寧なマッチング、委託後の継続的な里親支援や自立、委託解除後のアフターケアまでを行い、里親等への委託を推進することにより、家庭と同様の養育環境を実現する。

イ 里親支援センター等人材育成事業

里親支援センター職員への研修の実施による職員の資質向上や、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

さらに、里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等への研修の実施により、第三者評価に従事する者の資質向上により里親支援センターの機能向上を図る。

ウ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等によってさらなる里親支援業務を実施する場合には、フォスタリング機関を里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのブランチとして機能させることを念頭に、フォスタリング機関に対する補助を行う。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

エ 里親への委託前養育等支援事業

里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、里親負担となっているテキスト代等について新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

オ ファミリーホームの機能強化等

被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームに個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託を推進する。

カ 里親制度等の広報

里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげる。

また、里親制度に対する理解を深め、適切な情報提供や相談等につなげるため、里親に関心を持つ方や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開する。

加えて、都道府県や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において、効果的なリクルート活動が実施できるよう、上記分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報内容を企画・立案し、希望する都道府県等と連携した広報を実施する。

キ 都道府県社会的養育推進計画の見直し

都道府県等において、見直し後の策定要領に基づき、里親等委託率をはじめ里親登録（認定）数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取組方針等を明らかにした次期計画（計画期間：令和7～11年度）を令和6年度末までに策定し、目標達成に向けた取組を進めていただく。

ク 各都道府県等における取組事例の横展開

国においては、都道府県等における里親等委託の取組事例について、担い手の開拓、研修、マッチング等の個別項目ごとに横展開を行うとともに、各都道府県等が活用しやすいよう通知等で示した上で、助言等により伴走的に支援をする。

ケ 各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等

各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当するこども家庭庁職員（専門官等）を指名し、定期的に取り組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。

また、各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題等の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設ける。

コ 里親支援専門相談員の業務の見直しについて

令和6年度から里親支援センターが創設されることに伴い、令和6年度以降の里親等支援は包括的な支援を行う里親支援センターを中心に実施されることから、児童養護施設及び乳児院に配置されている里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、令和6年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理を行い、新たに実施要綱（案）をお示しするので、適切な運用をお願いする。

なお、里親支援専門相談員が業務を行うに当たっては、児童相談所又は里親支援センターやフォスタリング機関等の関係機関と連携した対応が必要となることから、児童相談所から地域にいる里親等の情報を積極的に取得するとともに、都道府県等や児童相談所においては、里親等に関する適切な情報について、里親支援専門相談員に共有されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

(5) その他について

(資料5参照)

① 特別養子縁組の推進について

平成30年4月1日より、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「あっせん法」という。)が施行された。

児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている(あっせん法第4条)。このため、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いする。

なお、令和6年度予算案では、「養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」において、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施することとしているので、各都道府県等においては、積極的な参加をお願いする。

また、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」についても、引き続き、計上しているところであり、各都道府県においては、積極的に活用いただくとともに、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上、養子縁組の更なる促進を図っていただきたい。特に、「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん機関の有無を問わず、積極的な実施をお願いする。

② 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

各都道府県等においては、令和4年6月15日に改訂を行った「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)等により、その考え方をお示ししているところであるが、各都道府県等においては、すべての関係者がこどもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかりと持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただきたい。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた

措置等を公表するものとされているため、各都道府県においては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いする。

③ 児童福祉審議会の積極的な開催について

養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととしているところである。この一方、審議会の開催頻度が低い場合、里親希望者が里親名簿に登録されるまで、期間を要することとなる。

更なる里親等委託の推進のため、当該希望する者から申請があった場合には、里親認定に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しをお願いする。

④ 保育所の優先利用について

里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについては、「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・児童家庭局家庭福祉課長・児童家庭局保育課長通知）において、お示ししているところである。

各都道府県等においては、里親又はファミリーホームの養育者の就労等により委託されている児童に保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることをもって保育所への入所が妨げられることのないよう、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採るよう、改めて徹底いただきたい。

⑤ 措置延長等の積極的な活用について

措置延長や措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、その考え方を示しているところであるが、特に、

- ・ 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ・ 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ・ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって

継続的な養育を必要とするもの
などの場合には、積極的に措置延長を検討することとしていることを踏
まえ、制度の適切な運用をお願いします。

⑥ 里親の教育費等の立て替え払いの負担軽減について

里親に委託されている児童の小学校から高等学校までの入学に際し必
要な学用品費等の購入や入学金等の支払いに係る経費については、「入
進学支度金」や「特別育成費」の入学時特別加算により支弁を行って
おり、本支弁は入学年の4月以降の措置費として支払われることとなっ
ている。

一方で、必要な学用品費等の購入や入学金等の支払いについては、里
親に一時的な立て替えによる支払いをお願いしているところであるが、
これが里親の負担となっているとの指摘がある。

これを踏まえ、「入進学支度金」及び「特別育成費」の入学時特別加
算について、請求書等で必要な金額を事前に確認できる場合において、
4月以前に概算払いすることを可能とする取り扱いについて、「「児童
福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行に
ついて」(令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知)
により詳細をお示する予定であるため、概算払いについてご検討いた
だくようお願いします。

⑦ 児童養護施設等のケア形態の小規模化について

児童養護施設等のケア形態の小規模化については、「児童養護施設等
のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発
0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、その考
え方を示しているところである。

本通知において、小規模のグループによるケアの単位の定員設定につ
いて、令和元年10月31日以前に指定された小規模グループケアにつ
いては、令和7年3月31日までの間は従前のおり、児童養護施設にお
いて実施する小規模グループケアの定員を8人とすることを認める経過措
置を設けているところである。本経過措置期間は令和6年度末をもって
終了し、令和7年度以降は、一律に本通知に定めるとおり、児童養護施
設において実施する小規模グループケアの定員を6人とすることから、
現在、この基準を満たさない施設においては、定員設定の見直しを進め
ていただくようお願いします。

⑧ 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の精神上的事由、疾病、育児疲れや育児不安などの養

育上の事由、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由等により、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童（保護者同伴の場合も含む）を一定期間預かる事業であり、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の施設や、里親・ファミリーホーム等においては、これまでも本事業に取り組んでいただけてきたところである。各市町村においては引き続き、これらの施設等を積極的にご活用いただきたい。

特に、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日こ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・支援局家庭福祉課長通知）を踏まえ、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的な活用を併せて願います。

⑨ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業について

「児童養護施設対象者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ&A（ver. 7）」（令和5年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）でお示ししているとおり、本貸付事業の手續に必要な契約書については、印紙税法別表第一「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めて願います。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切に取り扱われたい。

⑩ 国立武蔵野学院附属人材育成センターの研修

国立武蔵野学院附属人材育成センターでは、国立施設としての機能及びこれまで培ってきた職員のノウハウ等を活かしながら、児童福祉司等の養成及び社会的養護に携わる職員のスキルアップに対応した研修を実施している。令和6年度においても、上記の研修のほか、研修日程一覧のとおり、児童養護施設等の基幹的職員に対する研修等を企画・実施する者を養成する研修（指導者養成研修）や、児童自立支援施設職員研修、児童相談所一時保護所職員等に対する研修を実施する予定としているので、各都道府県等においては積極的な参加をご検討いただきたい。

【令和6年度予算案】 1,754億円
【令和5年度予算】 (1,691億円)

里親等の支援や、社会的養護を経験した若者の自立支援の強化等の改正児童福祉法に基づく支援を着実に実施するとともに、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援等を強化する。

【主な内容】

- 家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する。
また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。
- 社会的養護を経験した若者等が自立した社会生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助等を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限を弾力化する。
また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。
- 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。
- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。
また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業を実施する。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいの提供や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施する。

【主な内訳】

◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,485億円
◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	177億円
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円

【目次】

- 児童入所施設措置費等国庫負担金 P 3
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 P 5
- 養子縁組包括支援事業 P 8
- 里親支援センター等人材育成事業 P 9
- 里親への委託前養育等支援事業 P10
- 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 P11
- 社会的養護自立支援拠点事業 P12
- 休日夜間緊急支援事業 P13
- 妊産婦等生活援助事業 P14

- （参考） 令和6年度予算案における新規・拡充以外の事業 P15

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

(1) 施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

(2) 施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

(3) ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

(5) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

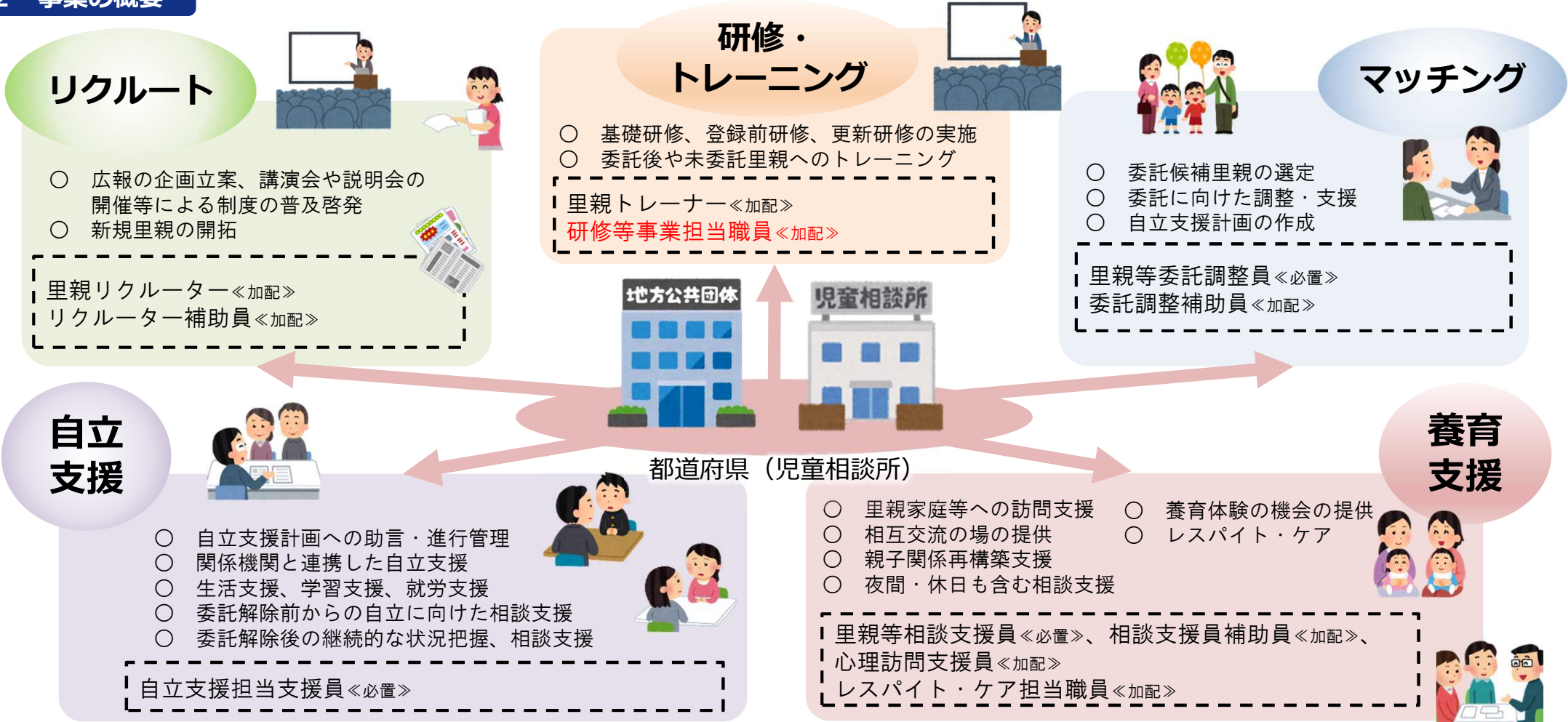
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6 予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）

○ 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。《拡充・新規》

（３）里親委託推進等事業

こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

（７）障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

（８）里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

（９）里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

（１０）里親支援センター体制強化事業 《新規》

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（１１）養子縁組包括支援事業 《新規》

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 ①～⑨、⑫の事業 国：1／2（又は2／3^(※)）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3）

⑪、⑬の事業 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

⑩の事業 国：3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／4

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,917千円		養育児童預かり支援		
②市町村連携加算	1か所当たり	5,800千円		受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業				一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,994千円		一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,329千円		⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,804千円		アフターケア対象者10人以上かつ		
新規里親登録件数				支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
15件以上25件未満	1か所当たり	1,380千円		アフターケア対象者20人以上かつ		
25件以上35件未満	1か所当たり	1,960千円		支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
35件以上	1か所当たり	2,539千円		⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
④里親研修・トレーニング等事業				⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	8,341千円	《拡充》	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,735千円	《拡充》	⑪里親養育包括支援促進事業		
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,499千円		都道府県等が実施する場合	1か所当たり	32,734千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円		委託して実施する場合	1か所当たり	29,463千円
研修受講促進費	1人当たり	40千円		⑫里親支援センター体制強化事業 《新規》		
研修等事業担当職員配置加算				新規里親登録件数に応じて設定	1か所当たり	最大2,939千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	5,520千円	《新規》	新規里親委託件数に応じて設定	1か所当たり	最大4,069千円
委託して実施する場合	1か所当たり	3,943千円	《新規》	⑬養子縁組包括支援事業 《新規》		
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,544千円		i 養子縁組制度普及促進事業		
新規里親委託件数				ア 基本分		
15件以上30件未満	1か所当たり	1,200千円		都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,623千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,980千円		委託して実施する場合	1か所当たり	1,623千円
45件以上	1か所当たり	4,069千円		イ 市町村連携加算	1か所当たり	5,800千円
⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,938千円		ii 養親訪問等支援事業		
里親等委託児童数				ア 基本分	1か所当たり	9,931千円
20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円		イ 養親相談支援員（補助員）加算		
40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円		里親等委託児童数		
60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円		20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円
80人以上	1か所当たり	10,985千円		40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,166千円		60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円		80人以上	1か所当たり	10,985千円
面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円		ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1か所当たり	5,166千円
夜間・土日相談対応強化加算				心理訪問支援員加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円
24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円		エ 夜間・土日相談対応強化加算		
上記以外	1か所当たり	2,938千円		24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円
里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860円		上記以外	1か所当たり	2,938千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177億円の内数（208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要

（1）養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

（2）養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

（1）養子縁組制度普及促進事業



（2）養親訪問等支援事業



3 実施主体等

【補助基準額】

（1）養子縁組制度普及促進事業

ア 基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ 市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円

（2）養親訪問等支援事業

ア 基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算 里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

（※）本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

<里親支援センター等人材育成事業費補助金> 令和6年度予算案 74 百万円 (0 円) ※ ()内は前年度当初予算

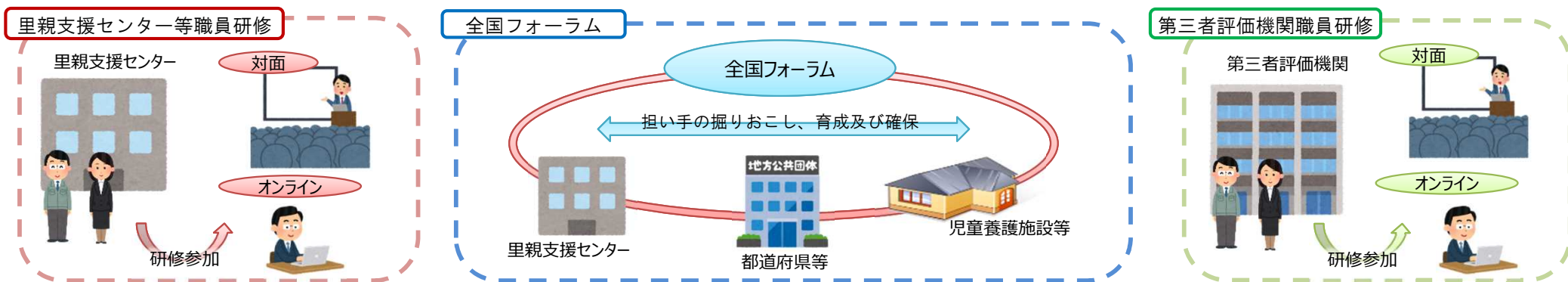
1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2 事業の概要

(1) 生活費等支援

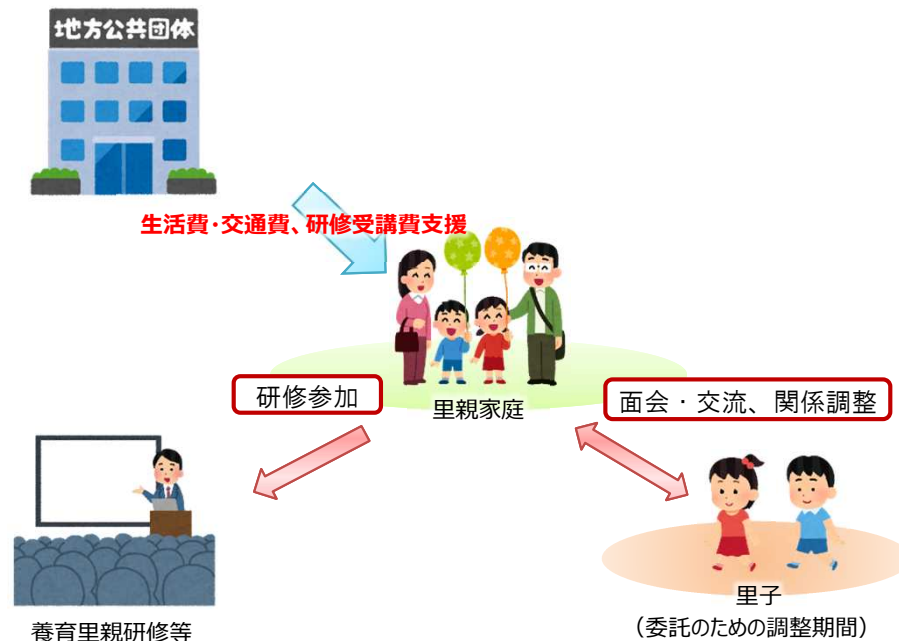
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 生活費等支援		1人当たり日額	5,300円
(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③考査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

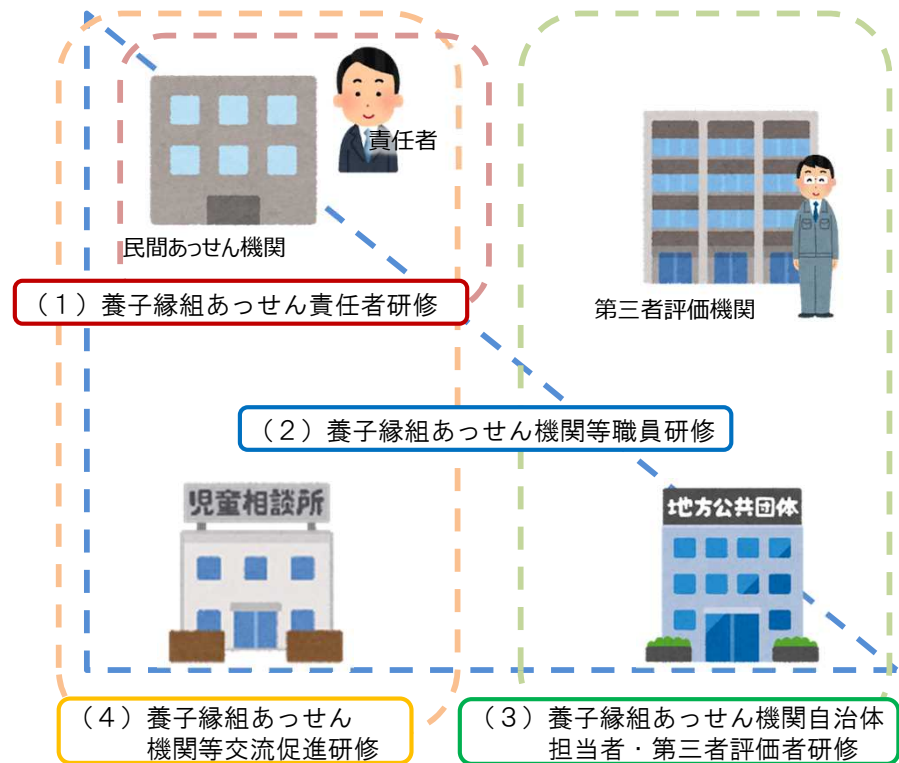
<養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金> 令和6年度予算案 45百万円 (21 百万円) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

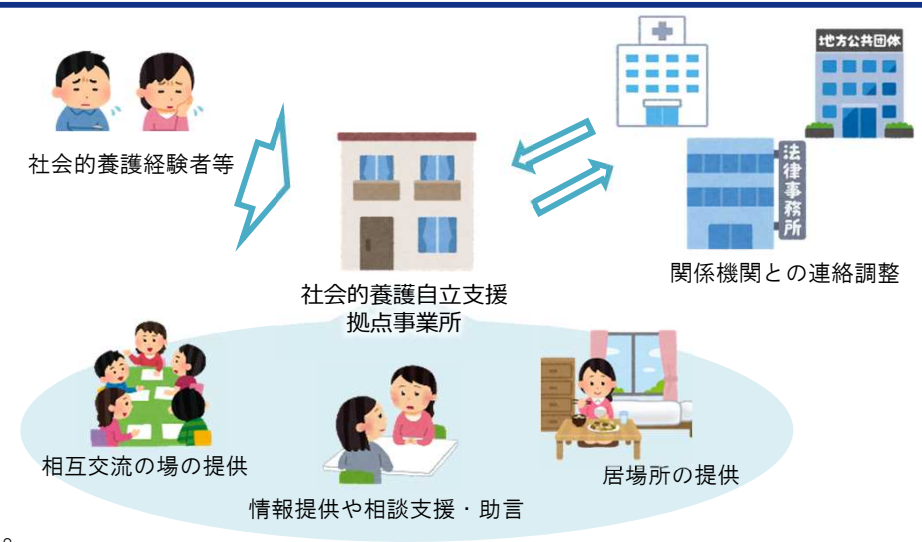
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※(1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

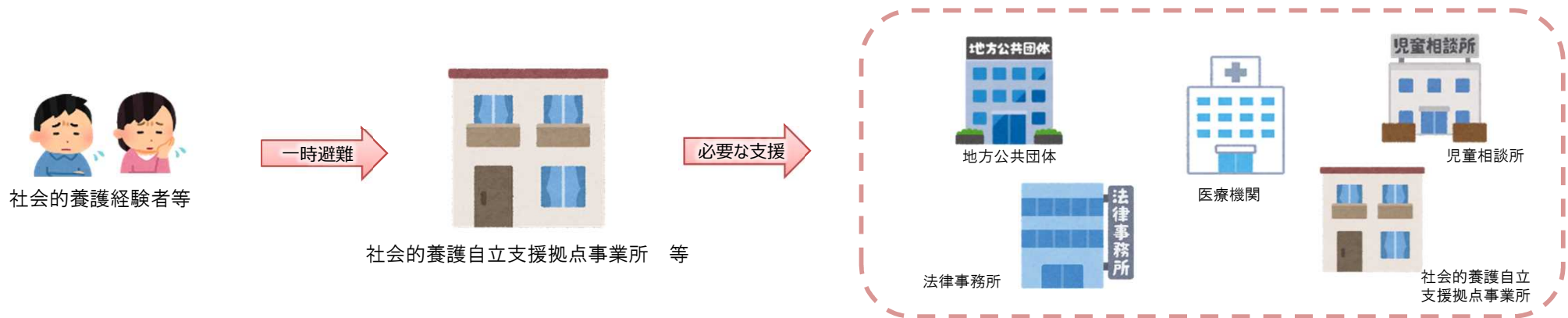
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

<安心こども基金を活用して実施>

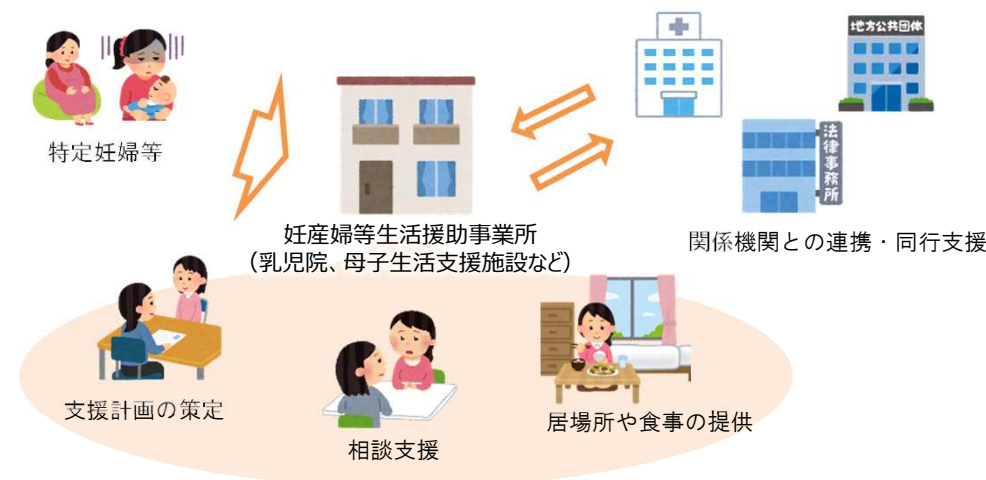
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

(参考資料) 令和 6 年度予算案における新規・拡充以外の事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

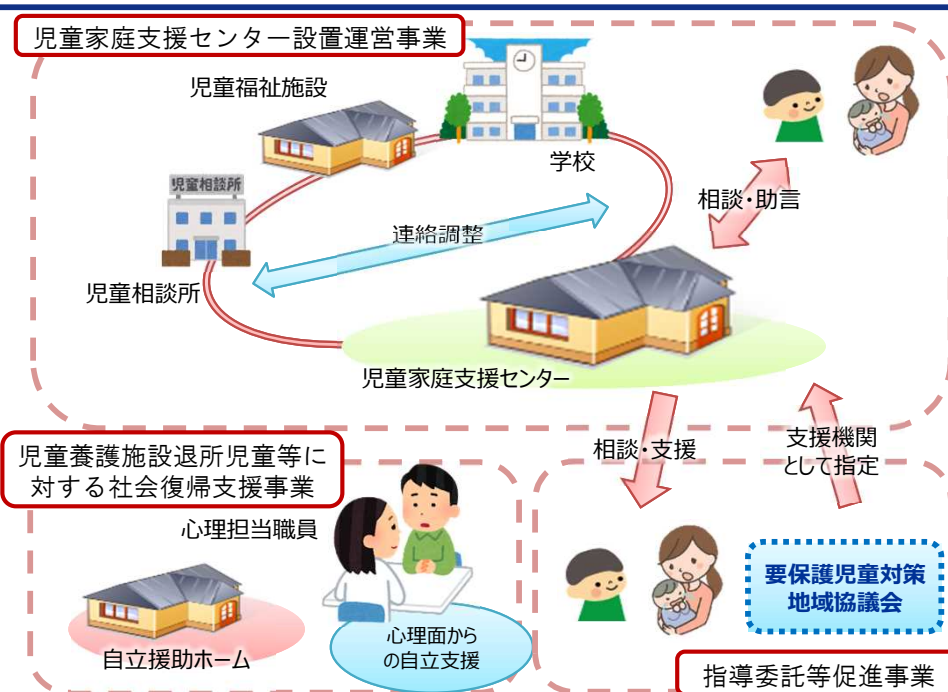
1. 事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

- (1) 児童家庭支援センター設置運営事業
 - ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
 自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。
- (3) 指導委託等促進事業
 市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

（※）令和5年度まで（3）の一部として実施していた児童家庭支援センター等に指導を委託した場合の補助は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、義務的経費とされたため、令和6年度以降は、児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】（1）児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,990千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,988千円	
③法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
④児童相談所0B等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	
（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業	1 か所当たり	1,069千円	
（3）指導委託等促進事業	1 件当たり（月額）	109千円	

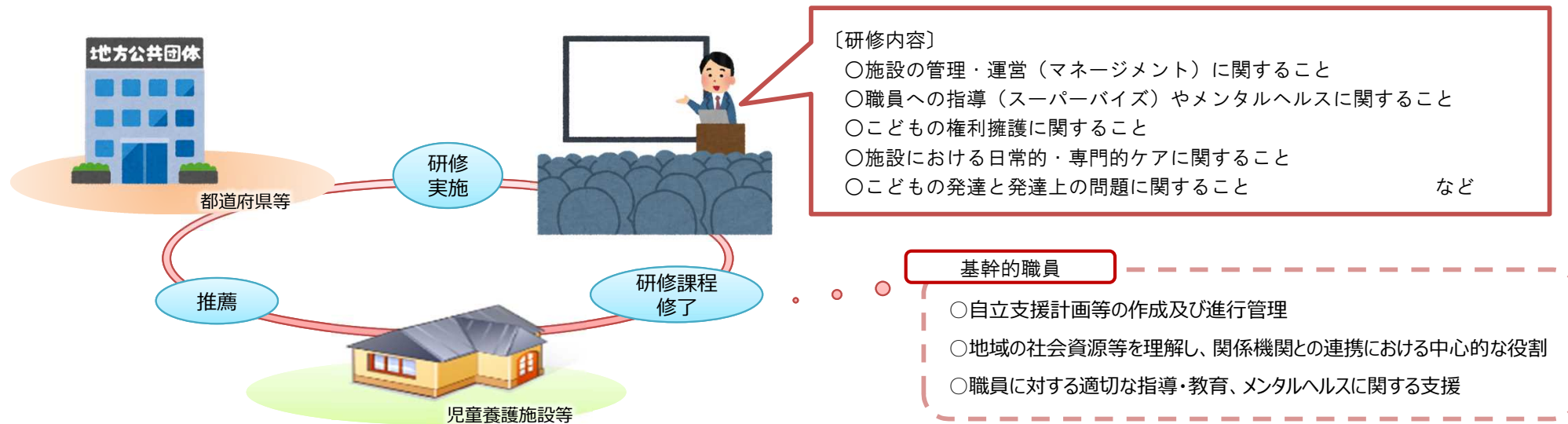
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

2. 事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：492,000円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1 / 2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

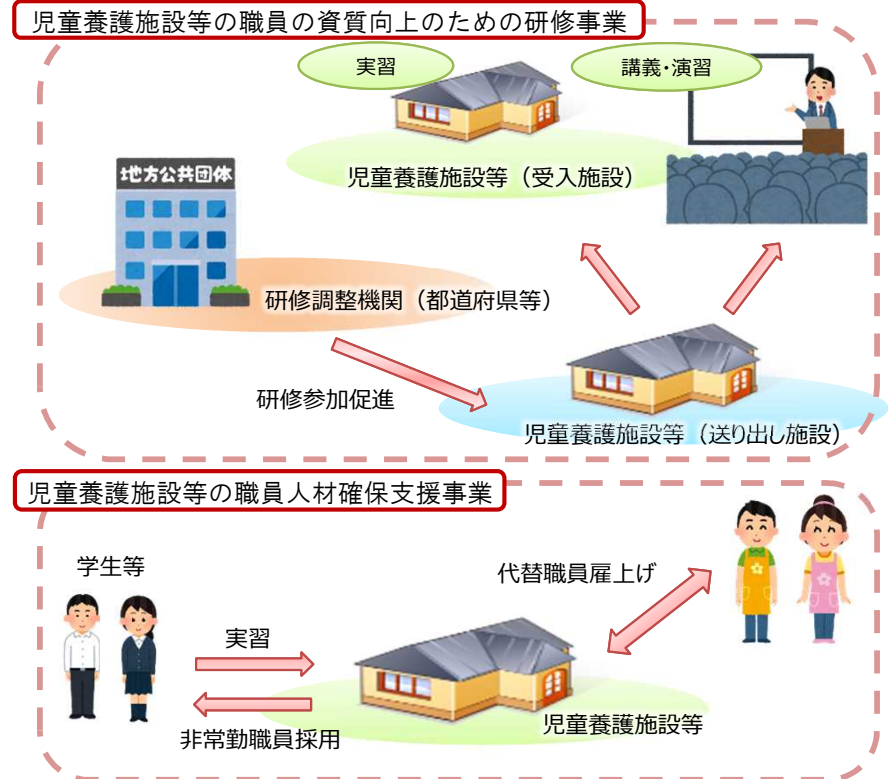
2. 事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 (民間団体等に委託して実施することも可)

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】

(1) ① 宿泊あり	1人当たり	133,000円
宿泊なし	1人当たり	73,000円
② 送り出し施設	1人当たり	1,054,000円
受入施設 (他施設職員受入)	1人当たり	216,000円
調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
③ 1自治体当たり (各施設種別単位)		2,637,000円
(2) 受入施設 (実習生受入)	実習1回当たり	86,200円
受入施設 (実習生等就職促進)	1日当たり	3,760円

- 【対象施設】
- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、都道府県等が適当と認める施設 (※)
 - (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6 予算案では、他の予算科目に移管を行っている。
令和5年度補正予算： 4.2億円

1 事業の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2 事業の概要

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

＜令和5年度補正予算＞

- ・令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3 実施主体等

【実施主体】

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- (1) < 3 以外 > 1 か所当たり：800万円
 - ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 - ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
- < 3 > 1 か所当たり：300万円
- (2) 1 か所当たり：800万円
- (3) 1 か所当たり：800万円

【補助率】

- (1) 国：1/2 (2/3 (※)) (都道府県等：1/2 (1/3)、又は、都道府県：1/4 (1/6)、市町村：1/4 (1/6))
 - (※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ (1/2→2/3)
 - (※) 里親支援センターの開設準備経費：国：3/4 < 令和5年度補正予算分 >
- (2) 国：1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
- (3) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6 予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

2. 事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

2. 事業の概要

①育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

②医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

③障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

(※) 令和5年度まで本事業の一部として実施していた「産前・産後母子支援事業」は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、「妊産婦等生活援助事業」として実施。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①育児指導機能強化事業	5,052千円	
②医療機関等連携強化事業	i 連絡調整を担う職員	1,929千円
	ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合	1か所当たり最大6,415千円 (※) 医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定
③障害児等受入体制等強化事業	1か所当たり最大6,080千円	(※) 障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

(4) 児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

(1) 児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,320千円
(2) 夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,320千円
(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
(4) 児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,336千円

【対象施設等】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
 (2) 及び(3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
 ※ (4) については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177億円の内数（208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

2. 事業の概要

（1）土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

（2）整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

（3）地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（※）対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】（1）土地等所有者と法人等のマッチング支援 1自治体当たり 6,200千円

（2）整備候補地等の確保支援 1自治体当たり 4,800千円

（3）地域連携コーディネーターの配置支援 1自治体当たり 4,700千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

2. 事業の概要

○事業の概要

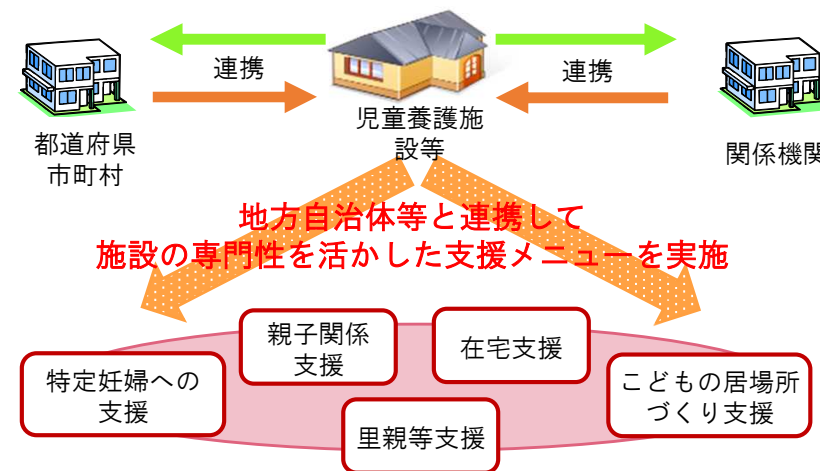
児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- ・児童養護施設等の専門性を高めたうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- ・児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等

といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。

○対象施設等

・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）
(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1 自治体あたり：20,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）、事業実施2年目の自治体は、国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6 予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

2. 事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 . . . 受講者1人当たり 56千円
 養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 321千円
 養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む） 1か所当たり 10,978千円
 児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援 1か所当たり 3,214千円
 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援 1か所当たり 6,238千円
 心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 1か所当たり 3,354千円
 社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- ii 資質向上モデル事業 1か所当たり 1,954千円
 養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業 1か所当たり 6,238千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
 養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
 また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業 1人（世帯）当たり 400千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

3. 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6 予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

2. 事業の概要

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりの子どもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

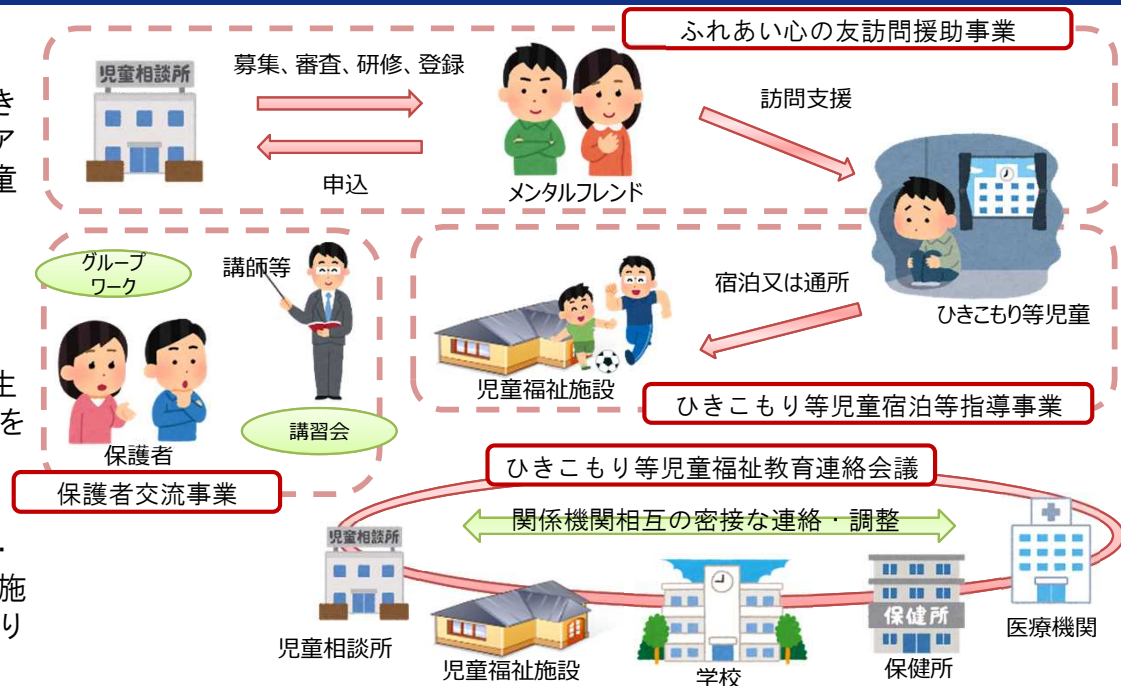
また、ひきこもりの子どもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】	(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業	1 都道府県市当たり	399,880円
	ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合	メンタルフレンド活動費	訪問1日当たり 3,850円
		事業実施前研修会費	定額 165,000円
		活動検討会	1回当たり 30,180円
	(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業	宿泊指導	児童1人当たり日額 3,800円
		通所指導	児童1人当たり日額 1,840円
	(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議	1回当たり	12,500円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和6年度予算案

2.1 億円
〔2.1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

2. 事業の概要

（1）里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、里親や特別養子縁組を検討している方や関心を寄せる方に対し、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能なそれぞれの特設サイトを制作する。

（2）特設サイトにつなげるなど里親登録者等を増やすための広報の実施

インターネットを活用した様々な媒体での広報啓発、ポスター及びリーフレットの配布・提供。

（3）都道府県等と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施。※ 民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能な特設サイトの作成



＜広報活動＞

・インターネット広告や動画広告等を活用、特設サイトへの誘導等、ターゲット層を絞った戦略的な広報活動を展開

＜LINEアプリ＞ ＜インターネット広告＞ ＜テレビCM＞



＜都道府県等連携広報＞

・熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施



採択

広報実施

3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和6年度予算案 21 百万円
 { 21 百万円 } ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者同士がその支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築を行う。

また、特別養子縁組を行った養親、養子（以下「特別養子縁組当事者」という。）同士や、養子縁組民間あっせん機関等の関係機関の交流を促進することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行うことで、更なる取組の強化を図る。

2. 施策の内容

(1) 社会的養護経験者のネットワーク形成

社会的養護経験者同士の全国交流会の開催及び特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行う。

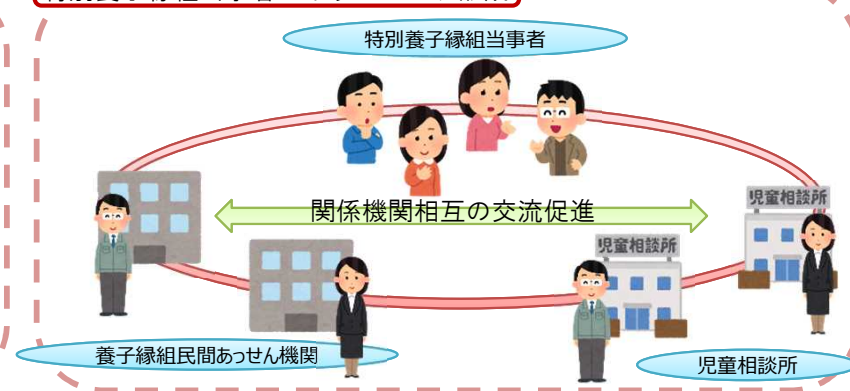
(2) 特別養子縁組当事者のネットワーク形成

特別養子縁組当事者、養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所職員等が参加する全国フォーラムを開催。

社会的養護経験者のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

<社会的養護魅力発信等事業費補助金> 令和6年度予算案

20 百万円
〔 20 百万円 〕※〔 〕内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

2. 施策の内容

(1) 広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

(2) 職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

(3) 施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

<広報啓発>

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



<職場体験等の情報提供>

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



<施設従事者同士のピアサポート>

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



3. 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 20,094千円
- 【補助割合】 定額（国：10/10相当）

令和5年度補正予算の概要

(ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護関係)

令和5年11月29日 子ども家庭庁支援局家庭福祉課

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和5年度補正予算に計上している。

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。（地域こどもの生活支援強化事業：13億円）
- ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験料等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。（こどもの生活・学習支援事業の拡充：3.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：25億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：1.8億円）

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：3.0億円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所）に対して、開設準備経費等の支援を行う。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：4.2億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：40億円）

【目次】

ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係

- 地域こどもの生活支援強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- こどもの生活・学習支援事業の拡充・・・・・・・・ P 4
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業・・・・・・・・ P 5
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業・・・・・・・・ P 6

社会的養護関係

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業・・・・・・・・ P 7
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業事業・・・・ P 8
- 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定・・・・・・・・ P 9

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（子ども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
 （補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
 （補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
 （補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
 （補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
 （補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



子ども用品の提供



発見

連携

支援が必要な子ども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



子ども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

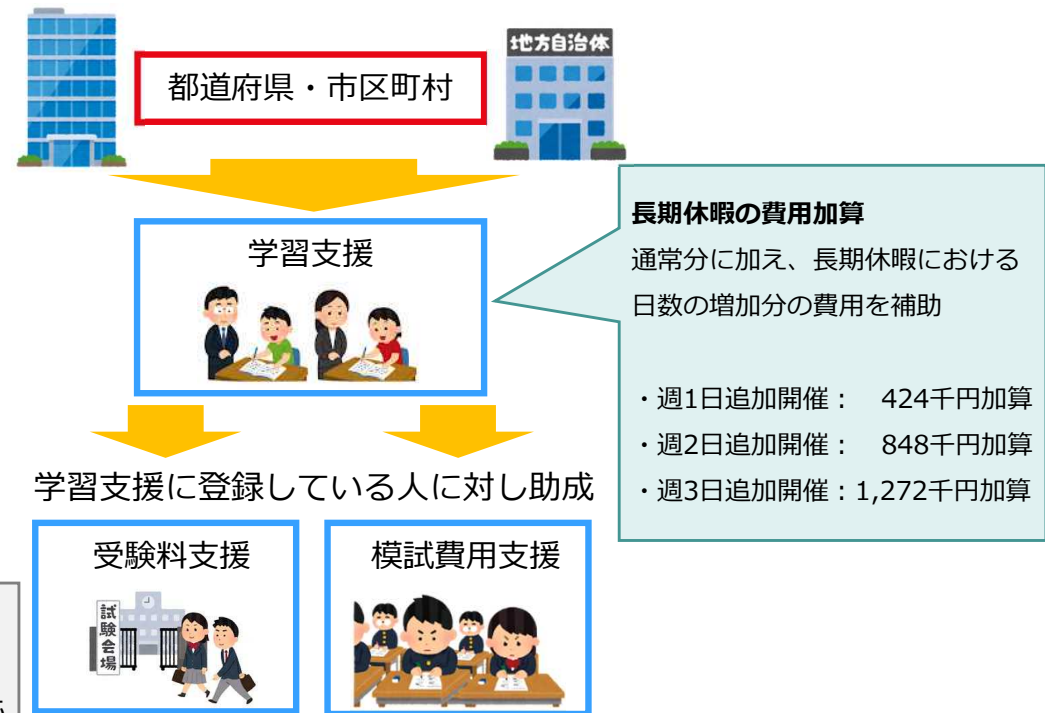
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
 ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等している子ども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

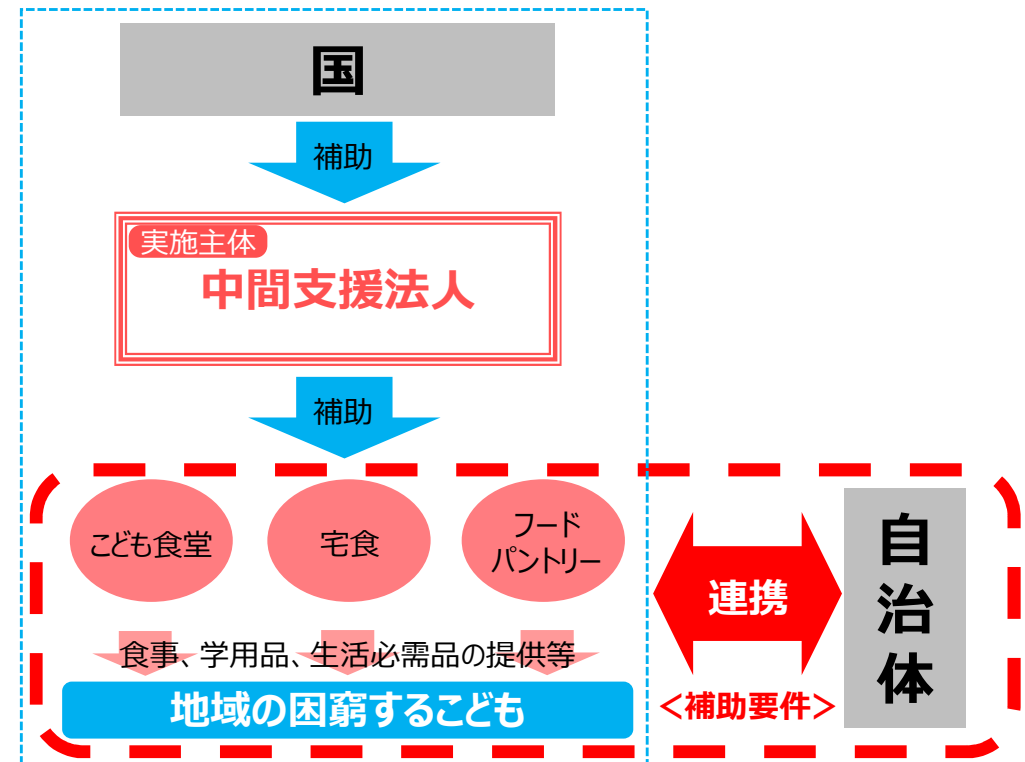
■子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体

【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

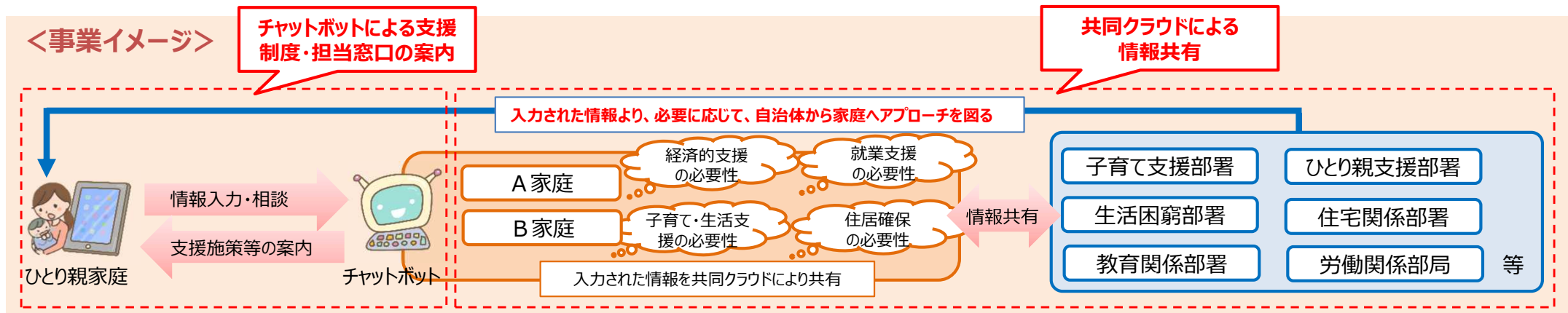
【補助率】 定額（国：10/10相当）

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2 事業の概要

(1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

(2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

(3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国:9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

1. 事業の目的

改正児童福祉法の施行に伴い創設される施設・事業について、令和6年4月に円滑に施行できるよう、改修費や開設準備経費の支援を行う。

2. 事業の目的・概要

令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

- ① 改修費（改修工事等の費用（施設整備費の対象になるものを除く））
 - ・ 里親支援センター
- ② 開設準備経費（備品購入費用等）
 - ・ 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）

【補助基準額】

（改修費）1か所当たり：800万円 （開設準備経費）1か所当たり：800万円

【補助率】

国：1／2（※）、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

（国：1／2、都道府県 1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4）

（※）里親支援センターの開設準備経費は、国：3／4とする。

また、一定の要件を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

（参考）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）を行っている。

令和5年度補正予算：40億円

1. 事業の目的

令和5年度人事院勧告に基づく、児童養護施設等に従事する職員の person 費にかかる追加所要額を支弁する。

2. 事業の概要

令和5年度人事院勧告に基づく person 費の追加所用額を計上するもの。



(参考) 令和5年人事院勧告

人事院のモデル試算：定期昇給分と併せて、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親等

3. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)

(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

6. 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

(中略)

こどもの貧困を解消するため、ひとり親家庭等のこどもに対し、こども食堂など、気軽に立ち寄れる場を提供する地方公共団体を支援する。併せて、学習支援を拡充し、受験料等への支援を行うことにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。

(中略)

ひとり親家庭等の支援を強化する観点から、専門人材や地方公共団体を始めとする関係機関と連携しつつ、こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組を支援する。ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築を支援する。

(中略)

児童養護施設退所者の自立を支援するため、家賃相当額等の貸付を行う。児童福祉施設や障害児施設の整備を進める。

自治体ごとの登録里親数、委託里親数、委託率について

<資料4>

自治体名	登録里親数	委託里親数
北海道	586	229
青森県	152	42
岩手県	219	63
宮城県	215	56
秋田県	146	36
山形県	131	38
福島県	254	82
茨城県	358	102
栃木県	335	92
群馬県	227	65
埼玉県	622	203
千葉県	643	231
東京都	1,039	419
神奈川県	269	116
新潟県	198	63
富山県	95	16
石川県	87	16
福井県	141	32
山梨県	187	67
長野県	214	75
岐阜県	238	43
静岡県	365	95
愛知県	562	142
三重県	290	100
滋賀県	228	44
京都府	114	34
大阪府	301	117
兵庫県	480	138
奈良県	158	49
和歌山県	176	33
鳥取県	120	35
島根県	146	26
岡山県	170	48
広島県	164	44
山口県	225	53
徳島県	92	27

里親等委託率			
3歳未満児	3歳以上～就学前	学童期以降	合計
65.3%	47.8%	29.6%	34.3%
37.0%	51.2%	29.0%	32.5%
30.4%	21.6%	23.4%	23.6%
25.0%	52.2%	40.9%	40.7%
20.0%	44.8%	20.5%	24.0%
20.0%	31.4%	17.9%	20.7%
59.1%	63.5%	22.2%	31.4%
8.1%	34.9%	17.8%	19.4%
18.9%	24.2%	18.4%	19.3%
29.5%	43.5%	18.7%	24.4%
21.0%	27.3%	19.6%	21.2%
41.2%	48.4%	26.6%	31.5%
17.4%	22.1%	15.7%	16.8%
11.8%	41.0%	18.1%	21.6%
36.0%	41.2%	35.8%	36.7%
18.2%	16.7%	20.5%	19.8%
8.3%	13.3%	22.6%	20.4%
0.0%	33.3%	21.6%	20.6%
39.1%	55.3%	29.4%	34.7%
31.1%	39.7%	17.3%	21.8%
41.2%	21.3%	11.8%	16.4%
33.3%	42.0%	27.4%	30.7%
28.7%	29.1%	17.6%	20.7%
26.3%	37.1%	30.1%	31.1%
17.9%	52.0%	35.0%	34.8%
14.3%	23.8%	15.4%	16.4%
20.0%	22.4%	12.4%	14.9%
12.9%	22.5%	23.5%	22.6%
16.7%	17.4%	23.1%	21.9%
4.5%	27.3%	19.5%	20.1%
5.9%	10.5%	29.8%	24.9%
4.8%	25.9%	20.9%	19.6%
42.1%	56.0%	35.6%	38.7%
13.8%	15.4%	18.0%	17.4%
13.8%	22.2%	22.4%	21.8%
33.3%	28.2%	11.3%	16.0%

自治体名	登録里親数	委託里親数
香川県	93	27
愛媛県	244	50
高知県	118	63
福岡県	348	105
佐賀県	182	49
長崎県	198	49
熊本県	134	31
大分県	236	84
宮崎県	138	31
鹿児島県	226	66
沖縄県	297	120
札幌市	330	135
仙台市	196	53
さいたま市	189	59
千葉市	98	35
横浜市	221	72
川崎市	197	72
相模原市	84	32
新潟市	183	46
静岡市	106	43
浜松市	109	38
名古屋市	273	90
京都市	167	56
大阪市	192	62
堺市	75	27
神戸市	175	43
岡山市	113	24
広島市	113	40
北九州市	96	36
福岡市	263	75
熊本市	104	23
横須賀市	38	20
金沢市	72	7
明石市	52	10
合計	15,607	4,844

里親等委託率			
3歳未満児	3歳以上～就学前	学童期以降	合計
30.4%	37.9%	18.7%	23.1%
37.1%	23.1%	23.9%	24.7%
24.0%	40.0%	21.3%	24.8%
15.4%	20.3%	25.7%	23.8%
31.6%	72.7%	31.6%	38.2%
27.6%	11.9%	19.6%	19.0%
10.0%	15.8%	13.5%	13.6%
50.0%	56.2%	31.2%	36.4%
9.1%	14.1%	10.0%	10.7%
12.1%	10.2%	19.2%	17.1%
61.8%	59.7%	30.4%	37.4%
54.4%	41.8%	31.5%	35.1%
20.0%	42.9%	39.5%	38.2%
9.7%	56.3%	49.2%	46.0%
36.8%	48.1%	30.8%	33.9%
25.4%	16.2%	14.8%	16.0%
37.1%	39.6%	23.5%	27.7%
27.8%	47.6%	20.6%	27.2%
73.3%	50.0%	53.9%	55.8%
36.4%	41.2%	44.8%	43.5%
85.0%	50.0%	31.8%	42.9%
34.6%	20.8%	15.1%	18.0%
10.0%	29.7%	17.4%	19.0%
9.2%	23.8%	21.6%	20.7%
50.0%	18.2%	10.4%	15.4%
9.8%	25.6%	11.9%	12.9%
28.6%	20.6%	17.8%	19.0%
33.3%	20.8%	21.5%	22.1%
9.5%	23.5%	22.7%	22.2%
72.2%	93.5%	54.1%	59.3%
16.7%	27.6%	17.5%	18.5%
0.0%	42.9%	33.0%	33.9%
0.0%	15.8%	8.0%	8.6%
25.0%	15.4%	29.6%	26.8%
25.3%	30.9%	21.7%	23.5%

(出典) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について

(1) 次期社会的養育推進計画に基づく里親等委託推進の確保

- 各都道府県における次期社会的養育推進計画（令和7～11年度）策定時に、**里親等委託率について、国が策定要領に掲げる数値目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）となるよう、数値目標の設定を求めるとともに、国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあつては、国の数値目標を超え、100%を目指した目標設定を求め、次期計画終期までに、全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率の目標達成を確実に遂行する。**

(2) 里親等委託推進に向けた具体的な方策

- 令和6年度以降、**里親支援センターの設置に伴う支援強化のみならず、民間フォスタリング機関の活用や研修の強化**により、里親等委託の推進に向けた地盤強化を進めるとともに、
 - ・ **次期推進計画策定後の里親等委託の都道府県等別の進捗状況を毎年度調査し、自治体別数値の公表**
 - ・ **都道府県等ごとにヒアリングを行い、里親等委託が進まない要因分析及び対応を自治体に助言**を行うこと等により、自治体の取組を促す。

里親等委託を進める上での主な課題

① 登録里親確保の問題

- ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

② 登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題

- ・ 里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親が限られる場合がある。

③ こどもと里親のマッチングの問題

- ・ 里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しない。

④ こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題

- ・ 発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。

⑤ 実親の同意の問題

- ・ 里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。

【都道府県社会的養育推進計画の見直し】

- 次期都道府県社会的養育推進計画（令和7～11年度）の策定要領に基づき、これまでの取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ、里親登録数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取り組み方針等を明らかにした計画を令和6年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進める。

【里親支援センターの創設】《児童入所施設措置費等国庫負担金》令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法により、里親支援センターを児童福祉施設として位置付け、措置費支弁対象としたところ。これにより、里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現する。

【里親支援センター等人材育成事業】《里親支援センター等人材育成事業費補助金》令和6年度予算案：74百万円（0百万円）

- 里親支援センター等の職員に対する研修の実施による職員の質の向上や、里親支援センターや自治体、民間フォスタリング機関、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

さらに、里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施により、里親支援センターの機能向上を図る。

【里親養育包括支援（フォスタリング）事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのランチとして地域の民間フォスタリング機関を機能させるなど、フォスタリング機関に対する補助を行う。
- また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、里親による養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成する。

【里親への委託前養育等支援事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、これまで里親負担となっているテキスト代等新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

【ファミリーホームの機能強化等】《児童入所施設措置費等国庫負担金》令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図る。

【里親制度等の広報】 《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》令和6年度予算案：2.1億円（2.1億円）

- 里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげる。また、実親が里親への委託に同意しない背景に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱く場合があること等を踏まえ、里親制度への社会的理解がより深まるような里親制度等について周知・広報を行う。
- 具体的には、里親に関心を持つ方や里親になることを検討している方に対して、置かれている状況に応じて、里親登録によりつなげるための情報を集約し、関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開。
- さらに、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的なリクルート活動ができるよう、里親の潜在的な担い手のニーズに関する分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報を実施。

【各都道府県等における取組事例の横展開】

- 里親支援事業の個別項目ごとに、先駆的な取り組みを実施している自治体の事例について横展開するとともに、これらの事例に係る具体的な取組方法など、各都道府県等が活用しやすいよう通知等で示した上で、助言等により伴走的に支援していく。

【各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等】

- 各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当するこども家庭庁職員を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。
- 各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設ける。

【里親支援専門相談員の活用】

- 里親支援センターの創設に伴い、今後の里親等に対する包括的な支援は里親支援センターを中心に実施されることから、里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、令和6年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理を行う。

【児童福祉審議会の積極的な開催】

- 里親になることを希望する者からの申請があった場合には、里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しを行うことで、更なる里親等委託の推進を図る。

PDCAサイクルの運用について

- 各都道府県等において、毎年度、取組状況について自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告することとし、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しを行う。
- 国においては、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討する。

里親等委託率の評価・分析について

(1) 里親等委託率の達成状況

- 里親等委託率については、国が作成する社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げている。一方、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。
- なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%。

(2) 里親等委託率と里親登録（認定）との関係

- 各自治体別に、里親等委託率と、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数（以下、便宜上「登録率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
一方、国が掲げる目標を達成するために必要な登録里親を確保できている自治体は少なく、各自治体においては、まず、里親登録数を増やしていくことが必要。（分析①・②）
- また、登録率と、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数（以下、便宜上「稼働率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親登録をしても委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）。
このため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要。（分析③）

（参考1）国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率

	代替養育 必要児童数	里親等 委託児童数	里親等 委託率
現状	3歳未満児	2,884人	25.3%
	3歳以上就学前	5,341人	30.9%
	学童期以降	24,932人	21.7%
	全体	33,157人	23.5%
国の目標 を達成し た場合	3歳未満児	2,884人	75%
	3歳以上就学前	5,341人	75%
	学童期以降	24,932人	50%
	全体	33,157人	56.2%

（参考2）里親等委託率と登録率及び稼働率との関係について

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

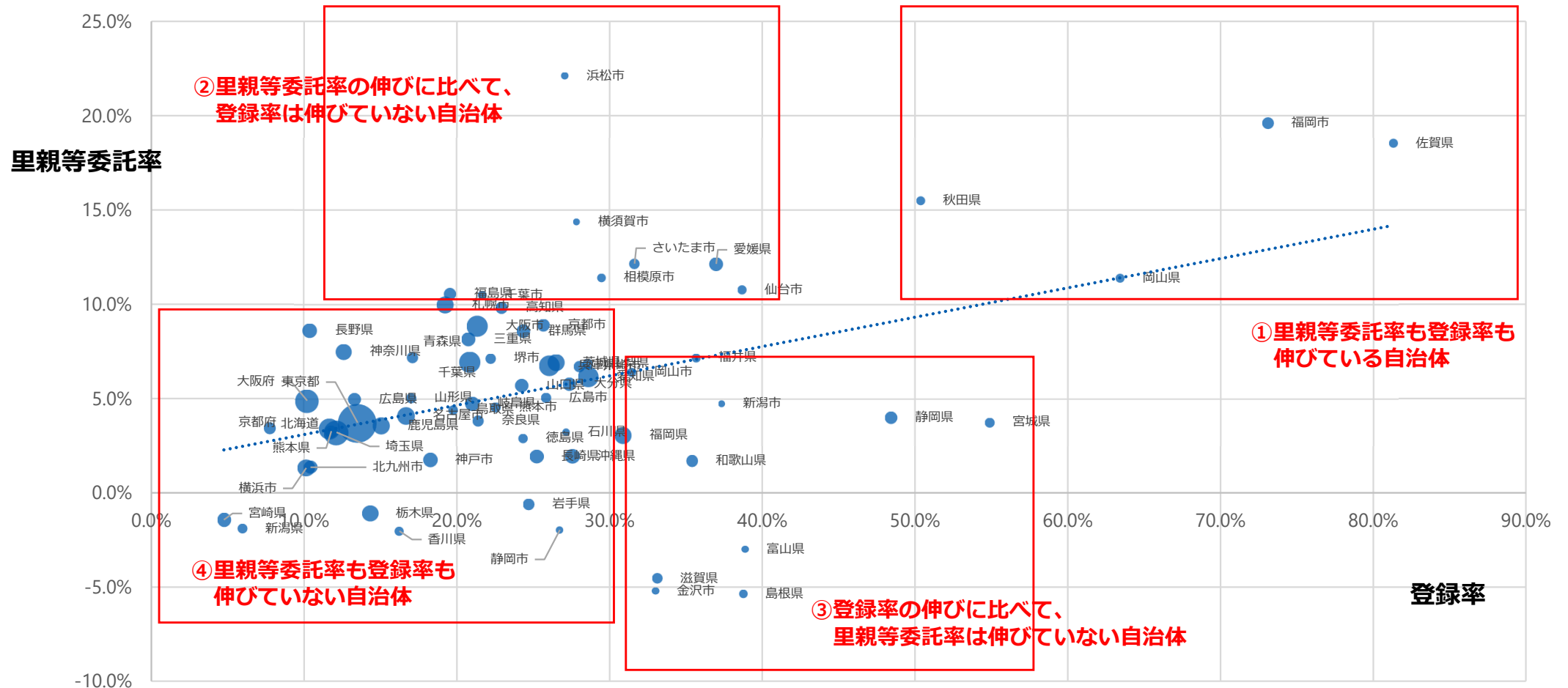
$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

※1 参考1の「現状」については、令和3年度福祉行政報告例による。また「国の目標を達成した場合」については、各年齢区分の代替養育必要児童数について令和3年度末時点で固定し、国の目標を達成した場合として計算したもの。
 ※2 参考2の「里親登録数」については、里親登録世帯数に令和3年度末時点の里親1世帯当たりの平均受託児童数（1.26人）を乗じたもの。

<分析②> 里親等委託率と登録率における平成28年度から令和3年度の伸び幅

▶ 家庭養育優先原則が規定された改正児童福祉法が成立した平成28年度と現在（令和3年度）の里親等委託率と登録率のそれぞれの差分を比較すると、4つの区分に大きく分けることができ、それぞれ以下のようなことが考えられる。

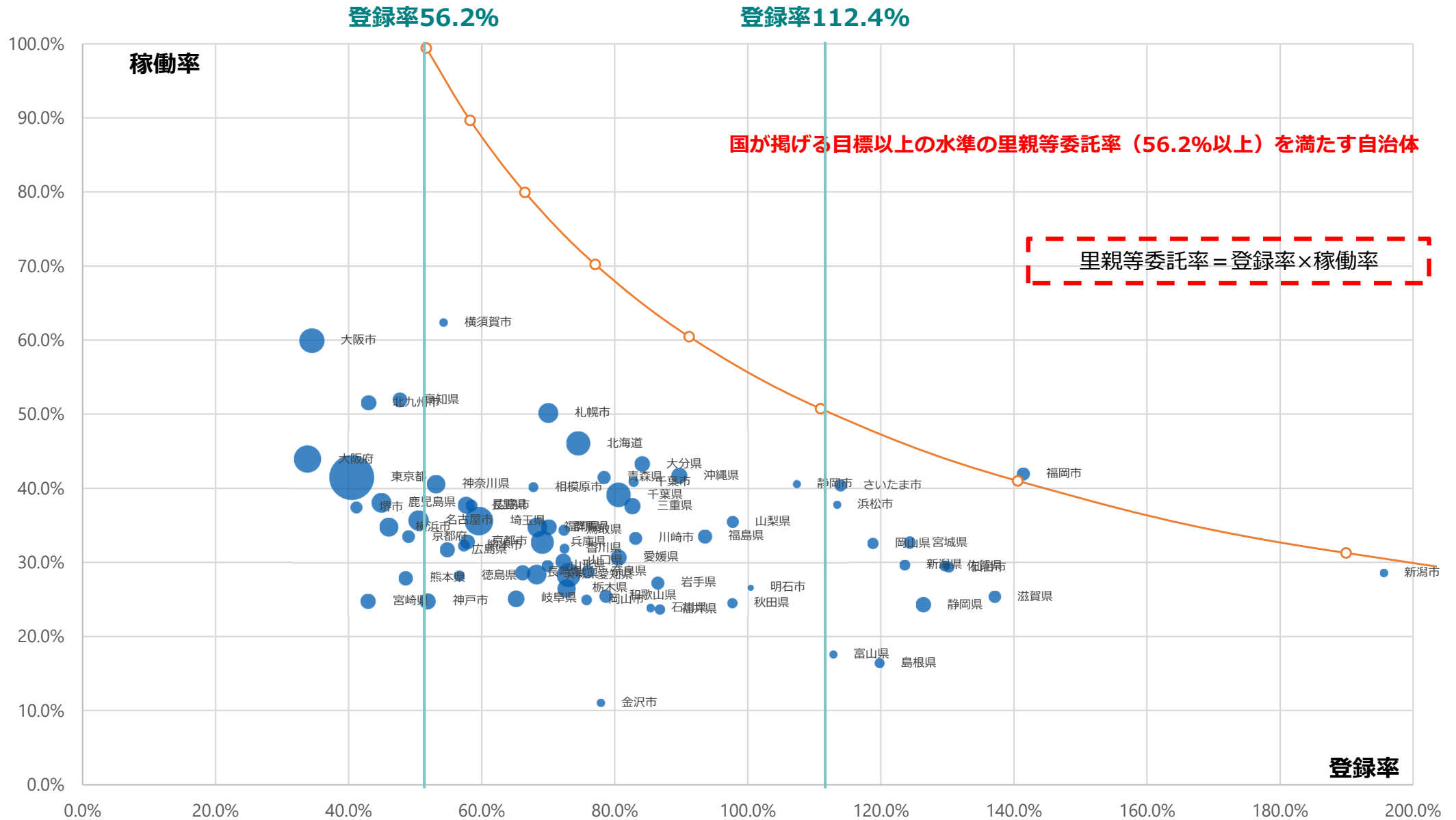
- ① ⇒ 着実に里親等への委託が推進されており、引き続き、取り組むことで、更なる里親等委託率の向上が見込まれる。
- ② ⇒ 登録里親を有効に活用できており、登録里親をさらに増やしていくことで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ③ ⇒ 未委託里親が増えており、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ④ ⇒ 里親登録数を増やしていくとともに、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。
 ※ 明石市は平成28年度時点では児童相談所設置市ではなかったことから、兵庫県に含めている。
 ※ 平成28年度と令和3年度における登録率の差分については、全ての自治体でプラスとなっている。
 ※ 上記グラフ中の破線は近似曲線である。

<分析③> 登録率と稼働率の関係（令和3年度実績）

- 稼働率が高い自治体については、登録里親を有効に活用できている一方で、目標達成に必要な登録里親を確保できていない。
- 一方、登録率が高い自治体については、委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録里親を有効に活用できていない。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。

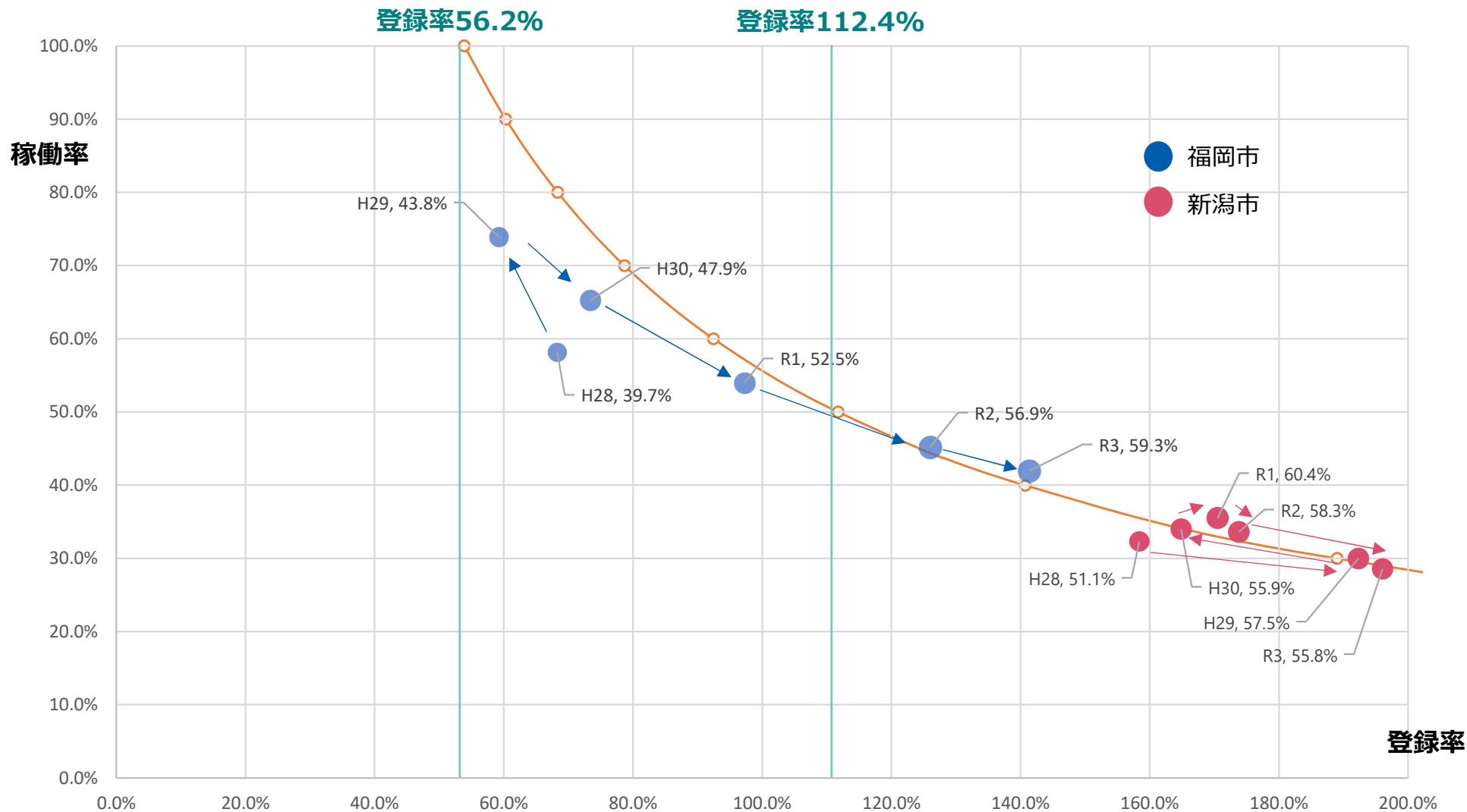
<参考事例> 福岡市、新潟市について

【福岡市】

- 平成28年度に、家庭移行支援係(※)を設置することにより、里親支援体制の整備を行った。
※ 係長1名(入所調整)、児童福祉司4名(進行管理と個別支援)、自立支援員
- 家庭移行支援係を中心に、施設入所児童の家庭復帰・親族養育・養子縁組・里親委託を進めることにより、施設入所児童が大幅に減少した結果、里親等委託率が上昇し、国が掲げる目標と同等の水準まで達することができた。

【新潟市】

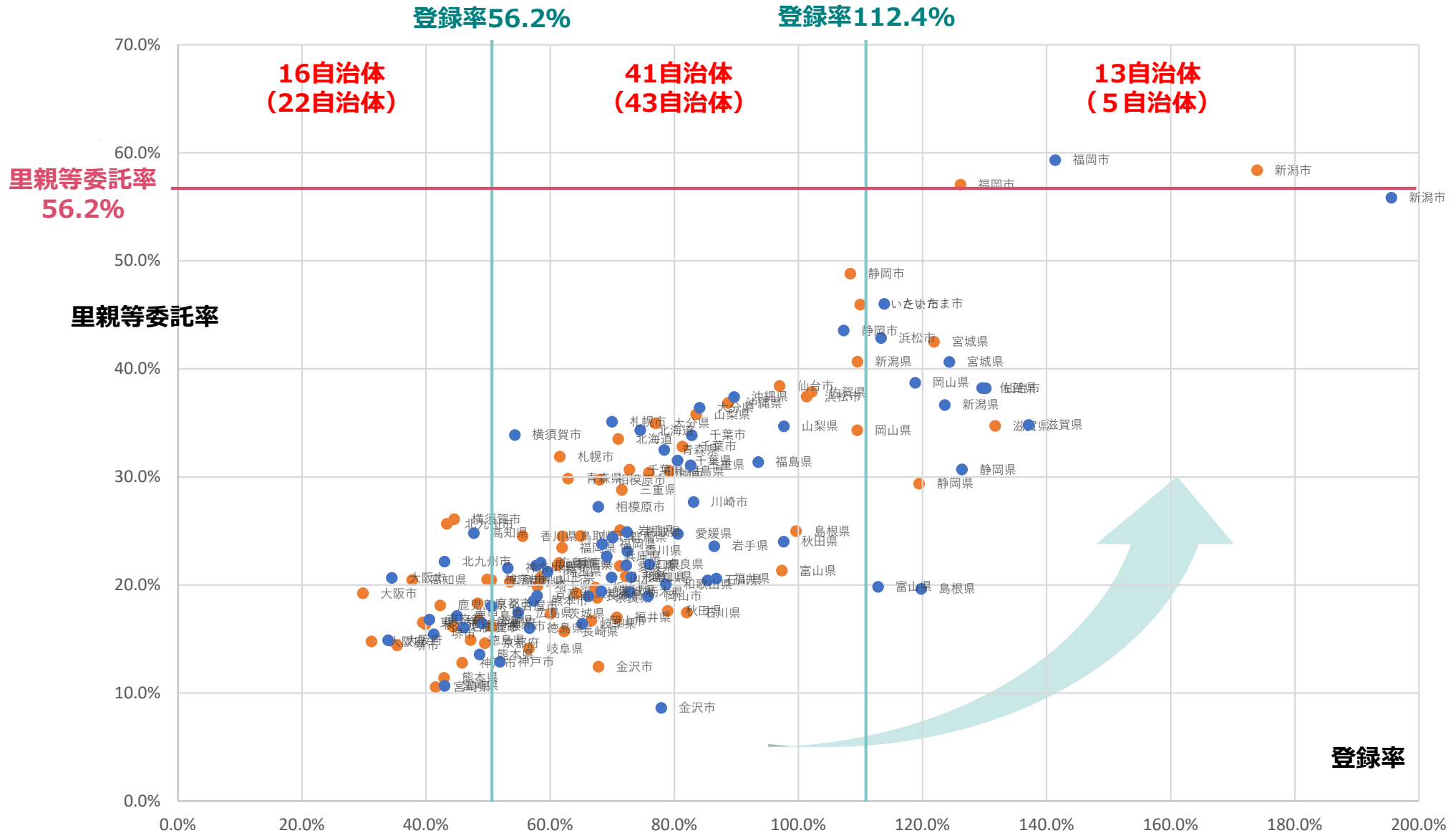
- 平成26年度から里親専任常勤職員1名+会計年度任用職員1名。令和5年度は専任で4名の体制としている。
- 登録里親数を増加させるため、里親制度説明会を増やすとともに、愛着や発達障害など難しい背景のこどもが増えている状況に鑑み、月2~3回の研修開催を行うほか、相談から委託、その後のサポートまで専任職員による一貫した支援を行い、里親支援体制の強化を図った。



※ 各プロット(データマーカー)の大きさについては、各年度における里親等委託率を示している。

<参考分析> 里親等委託率と登録率との関係（令和2年度実績との比較）

- 全体として、里親登録が進んでおり（登録率が上昇しており）、里親等委託率が上昇している。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は8.6%（48自治体（R2）→54自治体（R3））増加しており、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は11.4%（5自治体（R2）→13自治体（R3））増加している。



(4) 都道府県社会的養育推進計画における目標の達成状況

- 都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率の目標設定については、国が掲げる目標を下回る目標を設定している自治体が多い。
- 国が掲げる目標を下回る目標を設定している理由は、①登録里親確保の問題（4自治体）、②登録里親の養育技術・経験にばらつきがある（2自治体）、③こどもと里親のマッチングの問題（2自治体）、里親家庭への継続的な支援の必要性（1自治体）、⑤実親の同意の問題（5自治体）など。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)	
		3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上			
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-			
青森県	27.8%	38.5%	-	47.9%			
岩手県	26.2%	34.8%	44.3%	46.6%			
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%	62.2%			
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	40.0%			
山形県	20.0%	57.5%	-	31.7%			
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	30.0%			
茨城県	16.8%	70.0%	-	60.7%			
栃木県	19.2%	53.1%	54.4%	41.0%			
群馬県	17.4%	34.0%	57.0%	50.0%			
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-			
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	32.5% (50.0%)			
東京都	14.9%	14.1%	38.2%	33.6%			
神奈川県	16.5%	34.2%	-	24.6%			
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	57.0% (57.0%)			
富山県	18.5%	46.0%	-	33.3%			
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	35.0% (35.0%)			
福井県	16.6%	33.0%	-	35.0%			
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	50.0%以上			
長野県	16.1%	40.7%	-	36.5%			
岐阜県	16.1%	48.1%	-	37.5%			
静岡県 (静岡市) (浜松市)	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	46.0% (52.0%) (49.0%)			
愛知県	15.9%	28.5%	-	30.1%			
三重県	28.8%	48.4%	-	40.0%			
滋賀県	34.3%	52.2%	-	60.2%			
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	33.0%			
大阪府	11.6%	47.0%	-	38.0%			
兵庫県	19.2%	37.5%	37.9%	47.1%			
奈良県	17.4%	27.0%	-	31.0%			

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)	
		3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上			
和歌山県	20.5%	32.0%	-	42.1%			
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	60.0%			
島根県	23.4%	35.0%	-	概ね40%以上			
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)			
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	42.4% (42.4%)			
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	45.0%			
徳島県	12.8%	60.0%	55.0%	43.0%			
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%	40.0%			
愛媛県	18.1%	48.0%	60.7%	33.3%			
高知県	18.7%	40.0%	-	50.0%			
福岡県	20.7%	52.4%	60.4%	41.9%			
佐賀県	31.1%	53.6%	75.0%	48.0%			
長崎県	17.6%	61.8%	37.4%	40.3%			
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	44.2% (44.2%)	30.3% (30.3%)			
大分県	33.1%	75.0%	-	35.0%~50.0%			
宮崎県	13.4%	36.0%	-	35.0%			
鹿児島県	17.5%	39.7%	56.5%	37.4%			
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	40.0%			
仙台市	27.7%	38.9%	52.5%	44.3%			
横浜市	15.2%	33.1%	43.0%	31.4%			
川崎市	23.2%	75.0%	75.0%	50.0%			
相模原市	16.9%	75.0%	76.0%	50.0%			
名古屋市	14.4%	45.0%	-	30.0%			
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	50.0%			
大阪市	16.5%	25.5%	-	33.9%			
堺市	12.4%	31.4%	-	32.2%			
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	30.9%			
北九州市	19.1%	38.6%	42.9%	32.1%			
福岡市	47.9%	77.1%	76.9%	58.8%			
世田谷区		76.9%	77.4%	50.2%			
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	45.0%			
明石市		57.1%	-	62.1%			

◎道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ()で記載している。

令和6年度 国立武蔵野学院附属人材育成センター 研修日程一覧(案)

<児童自立支援施設職員研修> 「子どもの育ち、職員の育ち、チーム養育」

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別	対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数	申込〆切	
1 新任施設長研修 (法) 「子どもと職員が育つ施設運営」 ※前後期とも必修	R5.4月以降に着任した施設長および着任予定の者	児童自立支援施設の役割理解の上で、被措置児童等虐待の防止や人材育成等、社会からのニーズに対応できる施設運営を学ぶ	前期 R6.5.14～5.16	武蔵野	30名	4/15 (月) 必着	
			OJT R6.5.17～10.21	各施設			
			後期 R6.10.22～10.24	きぬ川			
2 スーパーバイザー研修 「チーム養育と人材育成」	児童自立支援施設経験5年以上の者あるいは、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	職員を育てる施設文化を構築できるようなチーム養育とケースマネジメント、スーパーバイズのあり方を学ぶ	R6.9.18～9.20	武蔵野	30名	5/31 (金) 必着	
3-1 中堅職員研修 コースⅠ 「子どもの育ちのアセスメントとチーム養育」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	R7.1.21～24	武蔵野	30名		
3-2 中堅職員研修 コースⅡ 「性問題行動の理解と支援」			R7.2.4～2.7	武蔵野	30名		
3-3 中堅職員研修 コースⅢ 「性被害の理解と支援」			R6.9.3～9.6	きぬ川	8名		
3-4 中堅職員研修 実習コース 「子どもの育ちのアセスメントとチーム養育」			実習を中心としたプログラムにより、子どもの理解、具体的な支援を学ぶステップアップ研修	武蔵野 R6.10.1～10.4	武蔵野		8名
4-1 新任職員研修 「児童自立支援施設における子どもと職員の育ち」 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と演習による)	前期 R6.7.23～25	武蔵野	30名	4/15 (月) 必着	
			OJT R6.7.26～R7.1.6	各施設			
4-2 新任職員研修 実習コース 「児童自立支援施設での子どもと職員の育ち」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	① R6.5.28～5.31	武蔵野 (全3回)	各回 8名	5/17 (金) 必着	
			② R6.6.11～6.14				
			③ R6.6.25～6.28				
			④ R6.6.4～6.7	きぬ川 (全3回)	各回 6名		
			⑤ R6.6.18～6.21				
			⑥ R6.11.26～11.29				
5 連続事例検討セミナー(参集+オンライン) 「ケースカンファレンスのあり方」 ～子どもと職員の育ちのために～	児童自立支援施設勤務経験が8年以上の者、または当センター開催のSV研修or中堅職員研修参加経験のある者(寮担当など直接処遇職員)	一年間、同一参加者で事例検討を中心としたプログラムを行うことで、子どもの理解を深め、ケースカンファレンスのあり方を学ぶ研修	全 R6.7.2～7.3	武蔵野	9名 以内	5/17 (金) 必着	
			7～9 回程度	初回に決定			オンライン
				R7.3.4～3.5			武蔵野

<児童相談所職員研修>

1 児童相談所一時保護施設 スーパーバイザー研修 「一時保護施設の人材育成とチーム支援」	児童福祉領域での勤務経験が概ね5年以上で、一時保護施設において指導的立場(管理者及び指導教育担当職員を含む)にある者	様々な背景、課題を抱えた子どもの支援を行うスーパーバイザーの立場から一時保護施設の人員育成と運営について考える研修	① R6.8.6～8.8	武蔵野	各回 30名	5/31 (金) 必着
			② R6.9.3～9.5			
2 児童相談所一時保護施設 実務者研修 「子どもが安心する養育環境とアセスメント」	一時保護施設での勤務経験が概ね5年以内で、現在一時保護施設において勤務している者	様々な背景や問題を抱えた子どもに対する適切な対応を学ぶとともに、一時保護施設における必要な具体的知識を学ぶ研修	① R6.11.19～11.21	オンライン	各回 30名	7/31 (水) 必着
			② R6.12.16～12.18	武蔵野		
			③ R7.2.18～2.20	武蔵野		
3 児童相談所 児童福祉司任用後研修 (オンライン) (法) ※都道府県市との委託契約による研修	児童福祉法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者	子どもの権利を守ることを目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、「知識」「技術」「態度」の個別到達目標の達成をめざす研修	R6.7.8～7.12	オンライン	50名	4/30 (火) 必着
4 児童相談所職員 テーマ別研修 「社会的養護との連携・協働」	各児童相談所において、現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップアップ研修	R6.8.20～8.22	武蔵野	30名	5/31 (金) 必着

<研修指導者養成研修>

1 社会的養護における子どもの権利擁護	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修や、その他社会的養護に関する研修等を企画・実施する者を養成する研修	R6.11.6～11.8	武蔵野	各回 30名	8/9 (金) 必着
2 子どもと家族の育ちをつなぐ支援			R6.12.4～12.6			

※(法)は法定研修

※今後、研修日程及び研修内容については、急遽変更になる可能性がある。

※ I . 社会的養護の充実について
(資料1・3・5の一部)は3月18日以降掲載予定

ひとり親家庭等への自立支援について

(1) 令和6年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について (資料1・2参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、令和3年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は86.3%、父子世帯の就業率は88.1%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が前回調査(平成28年度)から改善しているものの、就業者のうち38.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は236万円、平均年間収入(母自身の収入)は272万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)により、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、これらの支援を多面的に強化することとしており、令和6年度予算案においては、児童扶養手当の所得限度額の見直しや自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金によるひとり親の資格取得支援の拡充、離婚前後親支援事業における養育費確保支援の強化などに必要な予算を盛り込んでいるので、各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

令和6年度予算案における拡充内容は以下のとおりである。

① 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定事業の対象要件としていた児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、ひとり親家庭(離婚前から支援が必要な者も含む)の収入状況に関わらず、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことを可能とする。なお、当該取扱いについては、令和6年8月1日から適用とする予定である。

② 母子家庭等自立支援給付金事業について

・自立支援教育訓練給付金

利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、自立支援教育訓練給付金の支給割合を一部拡充する。具体的には、専門実践教育訓練

給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座）を受講し、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、現行の60%に加えて、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給する（全体で最大85%の支給）。

また、対象者の要件について、児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム等）の策定等の支援を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいることを新たに要件に加える。

そのほか、特に経済的負担が大きいことが見込まれる専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）を受講する場合に6か月ごとの支給を可能とする（受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限る）。なお、これらの取扱いについては、すべて令和6年8月1日から適用とする予定である。

・高等職業訓練促進給付金

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、令和3年度より時限的に実施してきた対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置（養成機関において6か月以上修業する場合にも給付金を支給する措置）を恒久化する。

また、児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和し、現に高等職業訓練促進給付金を受給している者の所得が所得制限限度額を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とし、自立のタイミングまで支援を継続する。

なお、対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置の恒久化については、令和6年4月1日から適用予定であり、また、所得要件の緩和については、令和6年8月1日から適用とする予定である。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の拡充に併せて、児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和し、現にひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けている者の所得が所得制限限度額を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とし、自立のタイミングまで支援を継続する。なお、当該取扱いについては、令和6年8月1日から適用とする予定である。

④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム等）の策定等の支援を受け、自立に向け

意欲的に取り組んでいることを新たに要件に加える。なお、当該取扱いについては、令和6年8月1日から適用とする予定である。

⑤ **ひとり親家庭等生活向上事業**

従来の「短期施設利用相談支援事業」を「ひとり親家庭地域生活支援事業」に改め、離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。また、離婚調停中などの離婚前の困難を抱える家庭についても対象とする。

⑥ **ひとり親家庭住宅支援資金貸付**

児童扶養手当受給相当の要件を緩和し、所得水準を超過した場合であっても、1年以内に限り、対象とすることを可能とする。なお、当該取扱いについては、令和6年8月1日から適用とする予定である。

⑦ **離婚前後親支援事業**

事業名を「離婚前後親支援モデル事業」から「離婚前後親支援事業」に改め、これまで対象としていなかった養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援についても、1年間に限り対象とする。

⑧ **母子家庭等就業・自立支援事業について**

母子家庭等就業・自立支援センター事業において実施している親子交流支援事業について、児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃する。

(2) **児童扶養手当について** (資料1参照)

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

① **令和6年度の手当額について**

令和6年度の手当額については、令和5年平均の全国消費者物価指数が対前年比+3.2%となったことから、児童扶養手当法第5条の2の規定に基づき、手当額の改定が行われるため、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、手当額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等による受給者への周知をお願いする。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドにより、毎年度改定している。

ア 本体月額

	(令和5年度)		(令和6年度)
全部支給	44,140円	→	45,500円(+1,360円)
一部支給	44,130円	→	45,490円(+1,360円)
	～10,410円		～10,740円 ～+330円)

イ 第2子加算月額

	(令和5年度)		(令和6年度)
全部支給	10,420円	→	10,750円(+330円)
一部支給	10,410円	→	10,740円(+330円)
	～5,210円		～5,380円 ～+170円)

ウ 第3子以降加算月額

	(令和5年度)		(令和6年度)
全部支給	6,250円	→	6,450円(+200円)
一部支給	6,240円	→	6,440円(+200円)
	～3,130円		～3,230円 ～+100円)

② 「こども未来戦略」における「加速化プラン」を踏まえた児童扶養手当の拡充について

ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

※令和6年11月施行を想定

ア 所得限度額の引き上げ（年収ベース・こどもが1人の場合）

- ・全部支給の所得限度額 160万円 → 190万円
- ・一部支給の所得限度額 365万円 → 385万円

イ 多子加算の拡充

第3子以降の加算額（6,450円）を第2子の加算（10,750円）と同額まで引き上げる

③ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚等の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、受給資格者の負担軽減及びプライバシーの保護に十分配慮した事務運営を行うようお願いするとともに、窓口を担う職員への

周知徹底をお願いしたい。（「児童扶養手当の事務運営における留意事項について」（令和3年7月21日付け子家発 0721 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知））

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、内閣府令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないこと。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・ 生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・ 持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求めるもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・ 家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名（名称）・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・ 児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・ 相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・ 養育費の支払者である前夫又は前妻が1人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること
- ・ プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- ・ プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の

間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取り内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。

イ 児童扶養手当法第 29 条の規定に基づく調査の適正な実施について

児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。（「児童扶養手当の事務運営における調査の適切な実施について」（令和元年 9 月 30 日付け子家発 0930 第 2 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 児童扶養手当法第 29 条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査が必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。

調査に当たっては、真に確認が必要であるか慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し、調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要がある。

なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第 14 条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。

④ 児童扶養手当の認定請求等を行う者を対象とした相談対応及び情報提供について

児童扶養手当法第 28 条の 2 においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしているほか、自立のために必要な支援を行うことができるとされており、ひとり親家庭に対して、子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが重要である。

また、児童扶養手当の現況届時（8 月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な

問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）することとしている。

各自治体においては、対面による手続のほか、郵送等による手続を行うことは差し支えないが、同規定の趣旨及び現下のひとり親家庭の状況を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費等相談支援センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

これらのいずれの対応に際しても、プライバシーの保護には十分配慮されるよう留意願いたい。

⑤ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、対面による手続のほか、郵送等による手続を行うことは差し支えないが、引き続き、現況届の確認による不正受給防止に向けた取組に適切に対応されたい。

⑥ 児童扶養手当システムの標準化について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての自治体が、目標時期である令和7（2025）年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとされており、児童扶養手当システムについても基幹業務システムの1つとして位置づけられているところである。

上記の背景等を踏まえ、令和5年度において、標準仕様書の精度向上に向けた調査研究を実施しており、本年2月に行った全国の都道府県及び市区町村を対象とした標準仕様書改版案についての意見照会の結果等を踏まえ、今年度末までに標準仕様書を改定する予定であるため、ご協力をお願いしたい。

なお、令和6年度も継続的に調査研究事業を実施していくことにより、標準仕様書の精度の向上等を図っていくこととしている。

⑦ 認定事務の取扱いについて

ア 共同養育をしている場合について

児童扶養手当は父母が婚姻を解消した児童を監護している方などを支給対象としており、婚姻解消後も当該児童が元配偶者と生計を同じくしている場合は、手当の支給対象とならないところ。

ただし、共同養育をしている場合でも、当該児童と元配偶者の生計が別であり、実態として親権者が当該児童を監護していることが確認できる場合などにおいてはこの限りではなく、手当の支給対象となる場合があるため、認定に当たっては、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

イ 生計同一の判断について

生計同一とは、消費生活上の家計が同一であることが一応の基準であり、原則として同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を別にする客観的な証明がある場合は、生計同一関係にないと考えられる。

例えば、住民票が分離していることや、同居人と別名義で公共料金を契約し、支払っていること、風呂・トイレ・台所などが別々であることなど、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

ウ 遺棄の起算日について

警察に捜索願が提出されている場合は、その受理日を遺棄の起算日として差し支えない。

⑧ その他、児童扶養手当の支給事務における留意事項について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けるよう留意されたい。

イ 児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法第7条の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、この認定の請求をした日（請求時点）については、市町村において、児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第1条に定められた添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であることとしている。

しかしながら、規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで

認定の請求を受理しないという誤った取扱いが行われている事例が見受けられるので、請求時点の取扱いについて十分に注意し適切な事務処理をお願いしたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 令和6年度における貸付限度額について

令和6年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額については、全国消費者物価指数の変動等を踏まえ、以下のとおり見直しを行うこととしている。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人：3,260,000円 → 3,470,000円

団体：4,890,000円 → 5,220,000円

・事業継続資金

個人・団体：1,630,000円 → 1,740,000円

・修学資金

【専修学校（一般課程）】

52,500円 → 54,000円

・生活資金

家計急変者に対する貸付：

44,140円 → 45,500円

特別：72,000円 → 74,000円

・結婚資金

310,000円 → 320,000円

② 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。

このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する

必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていることをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等のこどもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合がありますとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査の受け付けや、面談回数の縮小、添付書類の省略等、可能な限り手続の簡素化等に配慮いただき、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付に当たっては、一部を除き経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立及び生活意欲の助長を期待し得る場合には、積極的に支援することを願いたい。

さらに、子を対象とした資金（修学資金等）については、ひとり親家庭等の親を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えることで、保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としている。また逆に、子を借主とし、ひとり親家庭等の親を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことも可能としているので、貸

付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

④ 償還率の改善について

(資料3参照)

平成 26 年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成 26 年度に、各自治体における償還事務の取組について平成 25 年度の実施状況を調査し、その結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前(時)の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約 4 割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

⑤ 運用益の特別会計への計上について

一部の自治体において、一般会計等の余裕金と合わせて運用して得た運用益を適切に貸付金の特別会計に配分せず、一般会計に配分している事例が見受けられると令和 4 年度に会計検査院より指摘があった。各自治体においては、他の資金等と併せて運用を行ったことにより運用益が得られた場合、本貸付の特別会計への適切な配分をお願いする。

(4) 相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせる必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する
- ・ 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する
- ・ 母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応、同行型による支援を実施する

ための事業（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、令和5年度補正予算において、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための予算を確保しているので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

なお、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

② 地域の民間団体や母子生活支援施設の活用等による相談支援事業の強化について

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口で相談することに消極的なケースがある。

このため、令和元年度から、ひとり親家庭等生活向上事業を拡充し、新たに、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を実施している。

さらに、令和6年度予算案においては、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、概ね3か月程度の

施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただくとともに、母子生活支援施設の機能を十分に活用し、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

③ 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上等について

(資料4参照)

ア 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

令和2年度より、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行っているところであり、さらに、令和3年度より、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、国庫補助金を活用いただき、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員への研修機会の確保及び専門性の向上に努めていただきたい。

イ 母子・父子自立支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度に実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっている。

それまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地

方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日より会計年度任用職員として任用されていることと認識しているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いする。

また、支援員が活用できる I T 機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いする。

なお、これらの点について、令和 2 年度及び 3 年度の行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において、「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」をテーマとして議論がなされ、「それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮や NPO 等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある」、「スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである」等の指摘を受けたところであり、各地方自治体におかれては、上記の趣旨を踏まえ、積極的な検討をお願いする。

また、処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

ウ 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条第 1 項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村においては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やか

に母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いします。

④ ひとり親家庭支援の手引きについて

平成 27 年 12 月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、平成 28 年 5 月 12 日付け事務連絡により自治体に配布したところである。また、平成 30 年 12 月 26 日付け事務連絡により、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、周知したところである。

各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用されたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、上記資料については、こども家庭庁ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。
(こども家庭庁ホームページ該当アドレス)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/>

(5) 就業支援について

(資料 1 参照)

① 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費等支援事業等の事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

このため、実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

② 自立支援給付金について

自立支援給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする給付金である。

自立支援教育訓練給付金については、令和6年度予算案における拡充において、支給割合を一部拡充することとし、専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）を受講する者が、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）することを可能とする内容を盛り込んでいる。これによりこれまで専門実践教育訓練給付の給付により支給額が上限に達し、自立支援教育訓練給付金の給付対象とならなかったケースについても、拡充後においてはその差額分について支給することが可能となるため、事前相談時や対象講座の指定及び支給申請に関する手続の際など、その旨対象者に説明するとともにその手続に遺漏のないよう取り計らわれたい。また、その支給額については適切に算定の上、事業を実施されたい。

支給方法について、これまでの取扱いを一部改め、特に、経済的負担が大きいことが見込まれる専門実践教育訓練給付の指定講座（専門

資格の取得を目的とする講座に限る)を受講する場合に6か月ごとの支給を可能とする(受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限る)予定であるので、自治体の判断により、適宜実施されたい。

高等職業訓練促進給付金については、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこととしているが、他の給付制度等の利用について確認が不十分だったこと等により、受給者から返還を要する事態や国庫補助金の再確定を要する事態が生じている。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、事前相談において職業訓練受講給付金等の利用がある場合には高等職業訓練促進給付金を受給できないことの説明を徹底する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いしたい。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

本貸付事業の手續に必要な契約書等については、印紙税法別表第一「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めてお願いする。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切に取り扱われたい。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれたい。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑤ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからキまでの事業についてご承知置きいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤に、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、関係機関が一体となった就労支援を推進している。

各自治体におかれては、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」（平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）も参考としつつ、ハローワークに対し、就職支援が必要な児童扶養手当受給者に関する支援要請を積極的に行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的に

ご協力いただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て中の女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（令和5年度206箇所）を設置し、こども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て中の女性等の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、通常の訓練コースに加え、母子家庭の母等を対象として、①託児サービスを付加した職業訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」、③育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコース、④通常より短い期間や時間の訓練コースなどを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。また、訓練ニーズに対応した訓練コースが不足している場合は、都道府県の訓練担当部署に情報提供いただきたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための月10万円の給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付

きの訓練コースや1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースの他、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコースなどを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの促進

ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールである。様々な事情を抱えるひとり親の方々においても、ジョブ・カードで職歴やスキルを棚卸ししたうえ、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けることで、自身のライフスタイルや能力に合わせたキャリアプランを立てることができるとともに、訓練や職務経験を通じて身につけたスキルについての情報を蓄積し、求職活動の際の応募書類としても活用できる。

令和4年10月からは、ジョブ・カードをオンラインで作成できるサイト「マイジョブ・カード」※1が稼働し、いつでもどこでもジョブ・カードが作成できるようになり、さらに令和6年4月からは全国のハローワークや利便性の高い立地に「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」※2を設置し、土日夜間やオンラインも含め、キャリアコンサルタントを受けられる体制を拡充し、時間に制約のあるひとり親の方々を利用しやすい環境が整備されるため、積極的な活用を図っていただきたい。

※1 マイジョブ・カード

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

※2 キャリア形成・リスキリング相談コーナー

<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する制度として「キャリ

アアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

また、ひとり親等の就職困難者を雇い入れ、人材育成等を行う事業主に対して高額助成を行う制度として「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」があり、企業は、この助成メニューを活用することにより、雇い入れたひとり親に対して訓練を受けさせ、資格取得（例えば、介護、保育関係の資格取得など）等をさせることも可能である。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは成長分野等人材確保・育成コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者へ転換等した場合に、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから原則1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。※2）及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※3）の3本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※4）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 特定一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の40%を支給。令和6年10月1日からは、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%を追加で支給することを厚生労働省において検討中。

※3 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を6か月ごとに支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給。令和6年10月1日からは、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて更に受講費用の10%を

追加で支給することを厚生労働省において検討中。

- ※4 基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給（令和6年度末までの暫定措置であるが、令和7年4月1日からは給付率を基本手当日額の60%としたうえで、2年間延長するため、厚生労働省において「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出中。）

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

（6）子育て・生活支援について

（資料1参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、仕事や家事など日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人、母子生活支援施設等と連携し、ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

イ こどもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭のこどもや低所得子育て世帯等のこどもを対象に基本的な生活習慣の習得や学習支援を実施するとともに、令和6年度予算案において、軽食に係る費用についても盛り込んでいる。令和5年度に実施していた食事の提供については、令和5年度補正予算において創設した「地域こどもの生活支援強化事業」により実施することを可能としているため、次年度において実施を検討している自治体におかれては、当該事業の活用を検討いただきたい。

また、令和5年度補正予算において、拡充した大学等受験料補助や模擬試験受験料補助、長期期間中の学習支援の追加開催費用補助についても、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、積極的な活用の検討をお願いする。なお、大学等受験料補助等については、生活困窮者自立支援法に基づく「こどもの学習・生活支援事業」を活用している自治体についても、申請が可能としていることを申し添える。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等においてこどもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

令和3年度より、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対して、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を実施している。生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進することにつながるため、都道府県及び指定都市においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

本貸付事業の手続に必要な契約書については、印紙税法別表第一「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。このため、事業の実施に当たっては、印紙の貼付につき、遺漏なきよう改めてお願いする。

また、印紙の貼付に要する費用については、事業の対象経費として認められるため、申請者の負担に配慮しつつ、その支出について適切

に取り扱われたい。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けたこどもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

(7) 養育費の確保及び親子交流について

① 養育費確保・親子交流のための周知及び相談の実施について

養育費確保や親子交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や親子交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費等相談支援センターでも作成しており、ホームページでの掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費等相談支援センターまでご連絡いただきたい。

② 養育費等相談支援センターの積極的な活用について

こども家庭庁においては、養育費等相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や親子交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。

また、養育費等相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費等相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や親子交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費等相談支援センターのホームページの URL を掲載するなどの周知も併せてお願

いしたい。

また、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、ご活用していただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や親子交流の相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

(参考) 養育費等相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

③ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや親子交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや親子交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度からは、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による相談支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や親子交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、地域の弁護士会と連携を図るなど、事業の積極的な実施をお願いする。

また、親子交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う親子交流支援事業については、令和3年度における実施自治体数は18自治体と低調である。

各自治体におかれては、離婚後の親子交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において親子交流に関する支援を行っている団体や個人（以下「親子交流支援団体等」という。）の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

なお、法務省民事局より、親子交流支援団体等が支援を提供するに当たり、一つの参考となるような指針が示され、法務省ホームページにおいて、掲載希望のあった親子交流支援団体等の一覧が公表されて

いるため、親子交流支援事業を実施する場合や民間団体等に事業実施を委託する場合にはご参照いただくとともに、安全・安心な親子交流の実施の促進に努めていただくようお願いする。

④ 離婚前後親支援事業の実施について

令和3年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が46.7%、父子世帯が28.3%となっており、親子交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が30.3%、父子世帯が31.4%となっており、引き続き、養育費や親子交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。令和3年度からは、養育費及び親子交流における公正証書等による債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助、戸籍・住民担当部署との連携を強化する取組など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図っている。加えて、令和6年度予算案においては、養育費の受け取りに係る弁護士費用の補助も盛り込んでいたので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、当該事業は、離婚を考える父母についても支援の対象としているため、事業実施に当たっては、支援の対象を離婚後のひとり親家庭に限定することなく、離婚を考える父母に対し、離婚後のこどもの養育やこどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供するなど、ひとり親家庭のこども及びその家族の福祉の向上が図られるよう、適切な事業実施に努めていただくようお願いする。

また、こども家庭庁のホームページにおいて、各自治体が養育費の履行確保等の取組として行っている事例をとりまとめた「養育費の履行確保等に関する取組事例集」を掲載しているため、ご活用いただきたい。

(参考) こども家庭庁ホームページ

(ホーム>政策>ひとり親家庭等関係>

ひとり親家庭等への支援施策に関する取組)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-

[16f06080c594/c2e8e1f9/20230401_policies_hitori-oya_21.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/c2e8e1f9/20230401_policies_hitori-oya_21.pdf)

⑤ 養育費の算定表について

令和元年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

（参考）裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryu/H30shihou_houkoku/index.html

⑥ 養育費受領率の達成目標について

令和5年4月25日に内閣府、こども家庭庁、法務省の3府省庁連名で養育費受領率の達成目標を定めており、「2031（令和13）年に、全体の受領率（養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率）を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す」こととしている。各自治体におかれても、ひとり親家庭が養育費を受領できるよう、離婚前後親支援事業等により養育費の履行確保に積極的に取り組んでいただきたい。

（8）ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業

令和6年2月にひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」を公開した。当該サイトでは、ひとり親家庭の方が直接アクセスし、各自治体におけるひとり親家庭支援施策を検索することを可能としている。

また、自治体向けのページも作成しており、各事業の実施要綱等を掲載している。次年度においても必要に応じて更新することとしているため、適宜活用いただきたい。

（参考）ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」

<https://anata-no-sasae.jp/>

（9）こどもの貧困対策の推進について

（資料5参照）

① 地域こどもの生活支援強化事業について

生活に困窮する家庭のこどもなど、様々な困難を抱える支援を必要とするこどもを早期に発見し、適切な支援につなげるための居場所等

を提供する事業として、令和5年度補正予算で「地域こどもの生活支援強化事業」を創設した。実施主体は都道府県又は市区町村であり、その補助金額や補助率は資料5のとおりである。

内閣府からこども家庭庁に移管された事業である「地域子供の未来応援交付金」は令和5年度で廃止となるが、これまで「地域子供の未来応援交付金」で実施していた事業の継続や同内容の事業を検討されている自治体については、「地域こどもの生活支援強化事業」にて実施することを検討いただきたい。

また、厚生労働省からこども家庭庁に移管された事業である、「こどもの生活・学習支援事業」のうち、令和5年度に拡充された「食事の支援」、「連携体制の整備」及び令和6年度概算要求時の拡充内容である「居場所づくりに係る事業」についても、新設された「地域こどもの生活支援強化事業」にて一本化して実施することとし、「こどもの生活・学習支援事業」は従来の学習支援事業としての機能を強化することとした。

さらに、虐待防止対策課で実施されている「支援対象児童等見守り強化事業」のうち、「居場所型」については「地域こどもの生活支援強化事業」の「要支援児童等支援強化事業（加算措置）」で実施可能とした。ただし、令和6年度については経過措置としてどちらの事業でも実施可能である。

なお、「地域こどもの生活支援強化事業」は、母子家庭等対策総合支援事業の1つとして実施することとなるため、令和6年度スケジュール等も、総合支援事業全体の流れに即して行われる予定である。

② こどもの未来応援国民運動について

こどもの未来応援国民運動とは、こどもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官・公・民の連携協働プロジェクトである。

この取組の一つである、こどもの未来応援基金は、企業や個人からの寄付金を原資とし全国各地で支援活動を行う団体に支援金を交付するものであり、令和5年12月末時点で、累計約20億円（19億8,944万円）の寄付実績がある。また、支援団体数については、令和5年度支援分までで、728団体への支援を決定し、全国各地の居場所づくりや様々な活動を支援している。

令和6年度の支援として、今年度は404団体から応募あった事業から、事業審査委員会での審査を経て、124団体を採択することとなった。各自治体におかれては、来年度の支援団体を参照の上、各地域での取組の検討に活用されたい。

また、こどもの未来応援国民運動の一環として、NPO等の団体のニーズと企業や個人の資源をつなぐ、マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設している。同協議会では、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動を行っている。

【令和6年度予算案】
1,673億円

【令和5年度予算】
(1,665億円)

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

【主な内容】

- 児童扶養手当について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。
- 児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるように支援策の要件緩和を行う。
- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金（高等職業訓練促進給付金）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する。
- 主体的な能力開発の取組みを支援するため教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、支給割合の引上げ等を行う。
- 養育費の履行確保に取り組む自治体を支援する事業（離婚前後親支援事業）により、養育費の取り決め等に関する相談支援や養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援を行う。
- 離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた、家庭・生活環境を整える支援を行う（ひとり親家庭等生活支援事業）。
- 親子交流の支援について、所得要件を撤廃し、支援の強化を図る（親子交流支援事業）。

【主な内訳】

◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,493億円
◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	163億円
◇ 養育費確保支援事業委託費	0.8億円
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円

【目次】

- 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し・・・・・・・・ P 5
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業・・・・・・・・・・・・ P 6
- 自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業・・・・・・・・・・ P 9
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・・・・ P10
- ひとり親家庭等生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 離婚前後親支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 親子交流支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- （参考） 令和6年度予算案における新規・拡充以外の事業・・・・ P16

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・全部支給：45,500円 ・一部支給：45,490円～10,740円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・全部支給：10,750円 ・一部支給：10,740円～5,380円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
 - ・**児童2人目と同額※R6年11月分から** (改正前は・全部支給：6,450円 ・一部支給：6,440円～3,230円)
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

加算額（児童2人目）

改 (児童3人目以降1人につき)

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> ※R6年11月分から

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 817,967人（母775,605人、父38,952人、養育者3,410人）※令和5年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約44万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費29億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

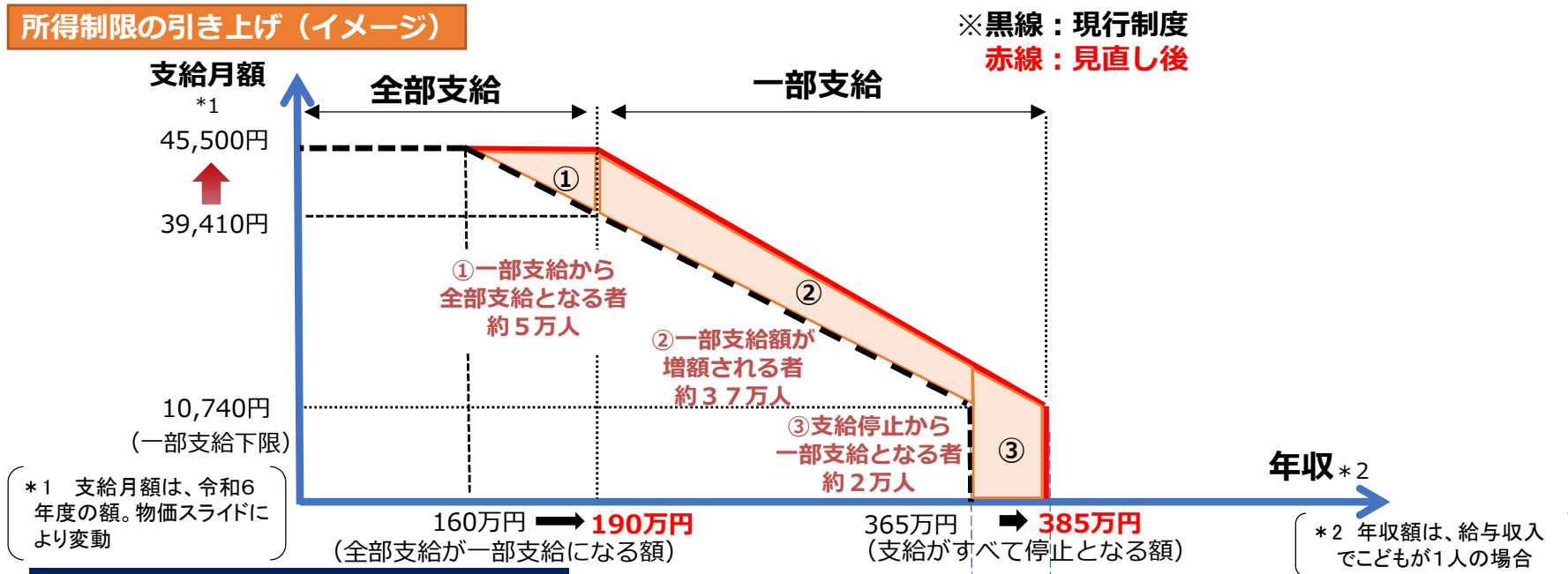
②多子加算の拡充（対象見込み者数：約11万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費5億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,450円**）を第2子の加算（**10,750円**）と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(= 児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ
図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめぐりに利用可能**にするなど自立の下支え

(注) 対象となる就労支援事業 ・ 自立支援プログラム ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ ひとり親家庭住宅支援資金集積事業

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

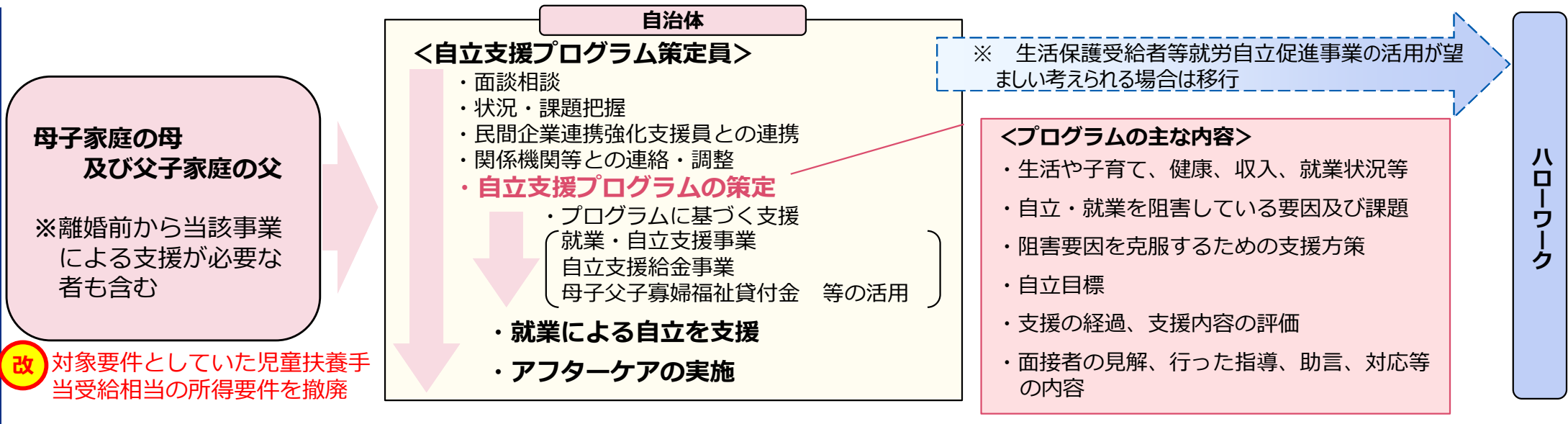
対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃(※)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 緩和(※)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要



改 対象要件としていた児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和3年度	5,339件	3,341件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改** ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 **改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)
- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
改 ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】 7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】 2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和3年度就職者数】 2,092人（看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- 改** 高等職業訓練促進給付金の拡充に伴い、対象者要件を緩和（児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。））
- <対象者>**
- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
- <貸付額>**
- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
 - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
 - ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）
- <返済免除>**
- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】** ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
 ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）
- 【補助率】** ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
 ②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	915件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	702件

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設する

2 事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等により自立を図るための活動を行うこと
- 改** 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割(上限10万円)
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割(①と合わせて上限12万5千円)
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割(①②と合わせて上限15万円)

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割(上限20万円)
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割(①と合わせて上限25万円)
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割(①②と合わせて上限30万円)

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R3実施自治体数】363自治体

【R3支給実績】事前相談：187人 支給者数：115人

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

- ① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業
ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- 改** ⑤ **ひとり親家庭地域生活支援事業 (従来の「短期施設利用相談支援事業」)**
離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。



拡充内容

○事業内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、**離婚前の困難を抱える家庭** (例：離婚調停中など) を新たに対象に加える。

○施設利用期間

おおむね1週間程度を、**おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

【実施自治体数】 897か所《令和3年度》

【補助基準額】

- (1) 1か所当たり最大 12,528千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,507千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】



児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

（参考）貸付実績（令和3年度）

○貸付件数：703件

○貸付金額：1億2982万円

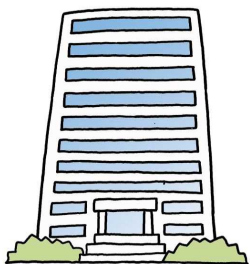
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費等の履行確保に資する取り組みを実施する。

2 事業の概要

地方自治体



民間団体
<事業の全部又は一部を委託可>

離婚前後親支援事業

(1) 親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 養育費等の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。
- ⑧ 弁護士への依頼支援
養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ その他先駆的な取組
①～⑧のほか、養育費等の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可） 【補助単価】 1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2 【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、**対象者要件を見直し（児童扶養手当受給者要件の撤廃）**。

2 事業の概要

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業 (H20~)

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業 (H26~)

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,839千円】

拡

親子交流支援事業【拡充】

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- **対象者の要件見直し**
- 【1か所あたり最大4,201千円】

心理カウンセラー等配置 (R3~)

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26~)

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施 【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合 【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】 令和3年度就業相談件数（延べ数）92,765件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (77.4%)	115か所 (89.1%)

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

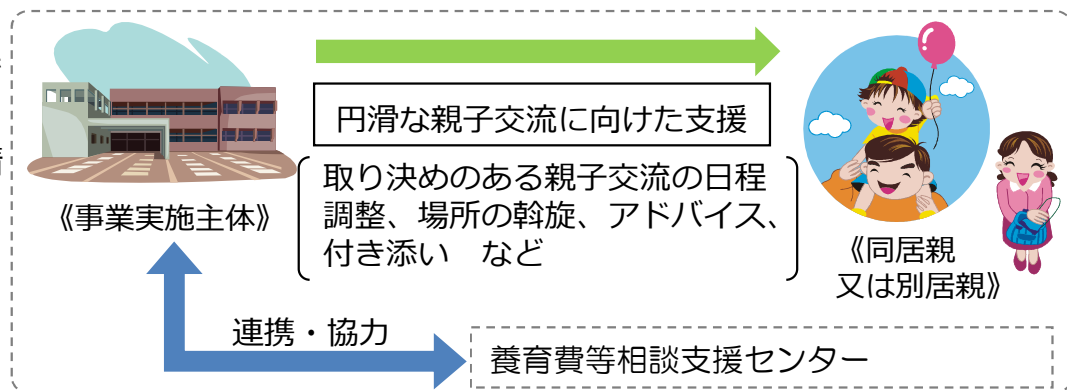
- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県等1／2

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

*山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区

(参考資料) 令和 6 年度予算案における新規・拡充以外の事業

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、

- ①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期(8月)等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業(R4~)

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

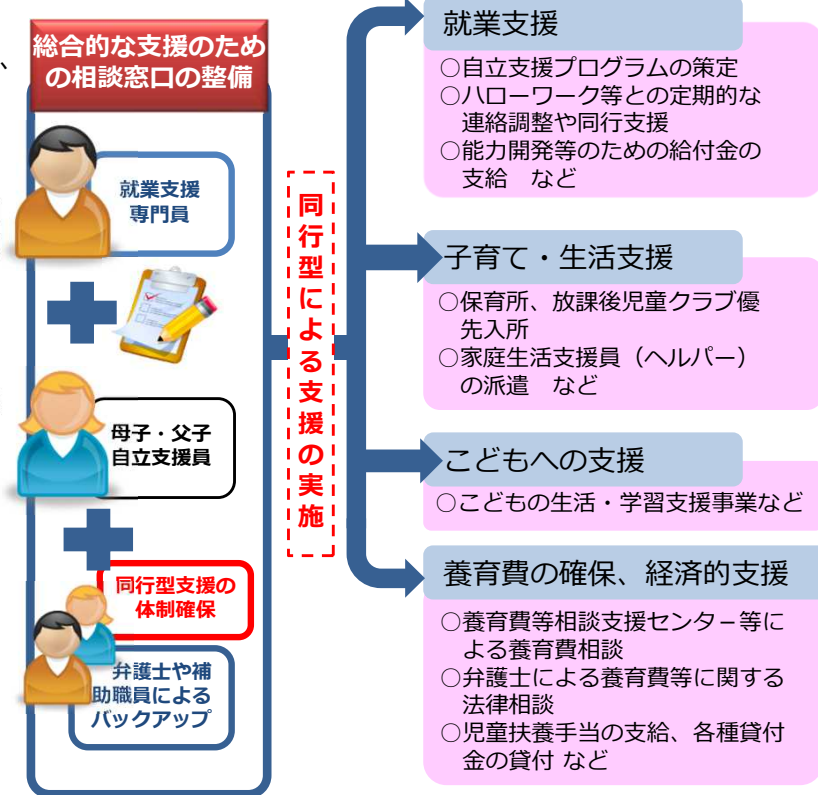
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】(R5~)

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数(延べ数)	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

2 事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
 保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

➤ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う

➤ 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
 (事業の一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【R3実績】 実件数 2,663件
 延べ件数 23,305件

【補助基準額】			
1	事務費分	1 か所当たり	4,202千円
2	派遣手当分	1 時間当たり	
	①子育て支援		②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	1,000円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
	(深夜、早朝)	1,250円	2,000円
	(講習会会場)	1,500円	(深夜、早朝)
	(宿泊分)	5,000円	(移動時間)
	(移動時間)	1,860円	1,860円

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算 3.7 億円

1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

2 事業の概要

〈令和6年度における実施内容〉

令和6年度当初予算案に計上

- 地域の实情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせる実施。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

令和5年度第一次補正予算に計上

- ①大学等受験料
大学・短大・専門学校等の受験料
 - ②模擬試験受験料
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
 - ③長期休暇の学習支援の費用加算
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
 ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 【実施自治体数】186か所 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
 【補助単価】

令和6年度当初予算案

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1回の訪問が1日の場合	10,420円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

令和5年度第一次補正予算

- ①大学等受験料
高校3年生等：53,000円上限
- ②模擬試験受験料
高校3年生等：8,000円上限
中学3年生：6,000円上限
- ③長期休暇の学習支援の費用加算
週1日：424千円加算
週2日：848千円加算
週3日以上：1,272千円加算

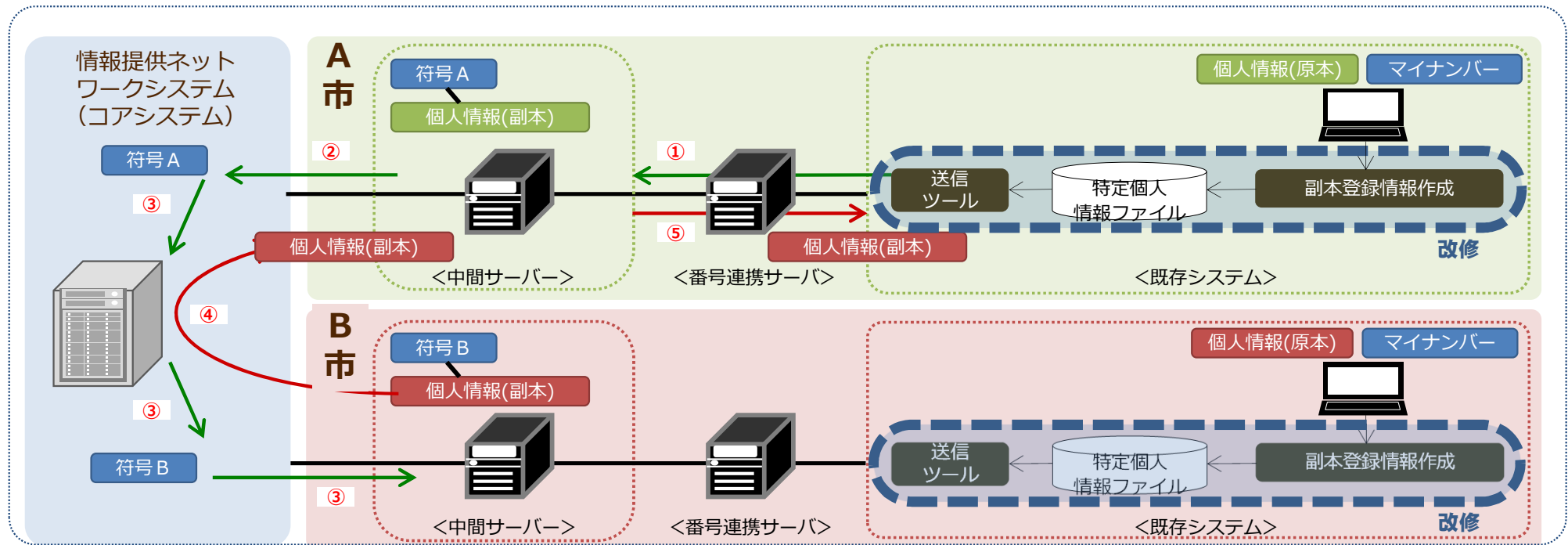
1. 事業の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

2. 事業の概要

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修等に要する費用を補助する。

<情報連携のイメージ>



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国：2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1 / 3

1 事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により5者の範囲内で決定）

【補助率】 定額補助

【補助単価】 1団体あたり上限300万円

【実績】 令和4年度 3団体

1 事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 情報収集・管理業務

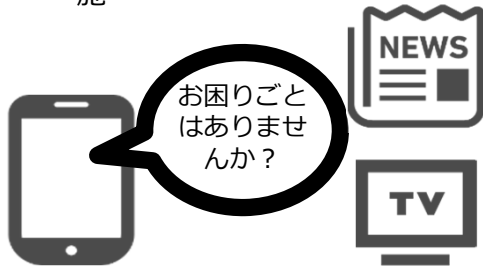
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

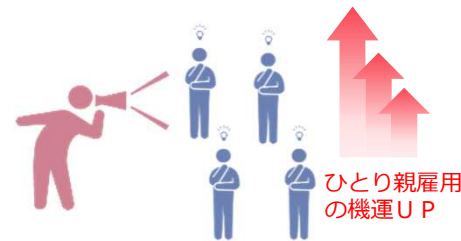
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 1 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

令和6年度予算案：83百万円（83百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

2 事業の概要

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%
○養育費の受給率の増	約28%	約9%

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【令和5年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
 [相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00]

(参考) 令和3年度実績 相談延べ件数：4,785件 研修等の実施：62回

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：125自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：11,612件
養育費専門相談員の設置：44か所、153名
- ・弁護士による相談実施自治体数：93自治体
弁護士による相談延べ件数：9,042件

3 実施主体等

【実施主体】民間団体

【補助率等】委託契約により実施

1 事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和3年度）】

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ① 母子福祉資金：106億1,607万円（18,898件） | 】 ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億2,361万円（1,235件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：2億7,591万円（380件） | |

こ支家第92号
令和6年3月5日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度予算案における自立支援教育訓練給付金の拡充等について

ひとり親家庭支援施策の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、今後3年間の集中的な取組（「こども・子育て支援加速化プラン」）に、ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等の取組が盛り込まれました。

これを踏まえ、令和6年度予算案において、高等職業訓練促進給付金について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする（令和5年度末までの時限的措置の恒久化）とともに、自立支援教育訓練給付金の助成割合の引上げや、ひとり親に対する就労支援事業等の所得要件の緩和等を盛り込んだところです。

今般、これらの就業支援策の拡充に加えて、ひとり親家庭の多様なニーズへ対応するため、自立支援教育訓練給付金の支給方法について、下記のとおり、教育訓練修了前の支給も可能とする旨をお示ししますので、引き続き、個々のひとり親家庭に寄り添った対応をしていただくとともに、自立支援教育訓練給付金事務の適切な執行をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、管内市町村に周知方お願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自立支援教育訓練給付金の支給については、支給の対象となる教育訓練講座の受講が複数年にわたる場合であっても、そのすべての課程を修了した後に一括して支給することとしています。

2. 今般、ひとり親家庭の多様なニーズへの対応として、特に、経済的負担が大きいことが見込まれる対象講座（「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1）5（3）に規定する講座（雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。））を受講する場合に限り、事業実施主体の判断において、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給（6か月ごとの支給）を可能とすることとします。

なお、上記取扱いについては、専門実践教育訓練給付金の受給資格がある者の場合は、自立支援教育訓練給付金を6か月ごとに支給した後に当該支給分の返還を求めることも起こり得ることから、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に対する支給に限り適用することができることとします。

3. 2で示した取扱いの適用日は、令和6年8月1日を予定しています（対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置の恒久化については、令和6年4月1日から適用予定）。なお、同年7月31日までは従前の例によられたい旨、申し添えます。

令和4年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	36.0	10.9	86.8
2 青森県	47.1	7.1	92.3
3 岩手県	57.9	14.6	91.8
4 宮城県	49.0	12.6	94.1
5 秋田県	57.9	14.1	93.6
6 山形県	48.6	13.4	94.0
7 福島県	46.7	13.7	90.6
8 茨城県	70.0	18.0	97.8
9 栃木県	37.5	9.9	85.1
10 群馬県	44.4	10.4	93.9
11 埼玉県	63.7	9.4	91.6
12 千葉県	40.2	7.2	92.8
13 東京都	27.9	8.9	77.3
14 神奈川県	41.8	19.0	91.0
15 新潟県	69.0	20.8	91.3
16 富山県	46.7	11.2	95.4
17 石川県	41.5	4.0	91.7
18 福井県	52.3	17.2	97.9
19 山梨県	50.6	10.8	94.0
20 長野県	52.1	13.1	94.1
21 岐阜県	67.7	17.0	92.7
22 静岡県	51.1	9.0	90.3
23 愛知県	48.4	9.6	98.8
24 三重県	49.6	11.3	93.1
25 滋賀県	77.2	15.1	95.7
26 京都府	68.6	10.9	94.5
27 大阪府	72.9	18.5	95.4
28 兵庫県	65.4	13.9	95.4
29 奈良県	54.0	7.1	94.8
30 和歌山県	83.6	8.5	98.1
31 鳥取県	71.1	16.9	96.7
32 島根県	53.1	8.7	91.6
33 岡山県	73.4	12.5	96.1
34 広島県	64.7	12.6	95.1
35 山口県	14.1	6.5	91.9
36 徳島県	37.7	9.2	91.5
37 香川県	74.9	14.1	98.3
38 愛媛県	41.1	3.9	93.5
39 高知県	75.6	7.8	97.8
40 福岡県	41.7	14.2	80.2
41 佐賀県	29.8	11.5	94.5
42 長崎県	58.4	14.8	94.0
43 熊本県	71.1	12.9	92.9
44 大分県	39.5	9.4	90.2
45 宮崎県	54.9	13.8	92.6
46 鹿児島県	47.4	13.6	92.7
47 沖縄県	57.5	11.7	93.4

【指定都市】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	21.4	8.9	76.8
49 仙台市	36.1	13.2	90.8
50 さいたま市	69.1	18.1	89.2
51 千葉市	45.7	8.8	88.1
52 横浜市	35.5	17.0	91.1
53 川崎市	24.7	8.1	88.0
54 相模原市	43.7	14.4	88.0
55 新潟市	58.4	9.4	92.6
56 静岡市	38.2	7.7	83.4
57 浜松市	83.1	14.2	96.6
58 名古屋	59.3	12.7	90.8
59 京都市	23.0	7.2	85.9
60 大阪市	29.1	6.6	88.8
61 堺市	41.0	6.5	88.6
62 神戸市	48.4	13.1	95.1
63 岡山市	42.4	11.5	91.3
64 広島市	41.8	8.1	89.1
65 北九州市	52.9	3.7	88.2
66 福岡市	19.9	7.7	91.3
67 熊本市	42.6	8.5	91.1

【中核市】

68 旭川市	35.9	13.9	87.6
69 函館市	29.7	12.2	84.3
70 青森市	52.2	13.7	91.5
71 八戸市	51.2	8.3	94.8
72 盛岡市	20.8	5.5	78.4
73 秋田市	43.0	6.9	89.7
74 山形市	31.9	3.7	94.7
75 郡山市	69.6	32.1	92.8
76 いわき市	40.9	9.1	82.9
77 福島市	70.8	30.4	98.8
78 水戸市	29.9	4.2	90.6
79 宇都宮市	44.9	14.2	86.8
80 前橋市	55.3	12.2	97.3
81 高崎市	67.3	13.5	95.9
82 川越市	66.1	5.8	92.2
83 越谷市	58.3	33.0	81.6
84 川口市	74.2	12.0	94.5
85 船橋市	62.8	14.6	96.8
86 柏市	90.9	43.0	97.5
87 八王子市	59.3	12.4	96.1
88 横須賀市	22.9	9.1	90.6
89 富山市	79.9	9.4	95.6
90 金沢市	39.2	5.3	94.2
91 福井市	27.2	7.0	63.7
92 甲府市	33.0	12.7	76.7
93 長野市	27.5	12.8	83.4
94 松本市	17.8	4.8	76.9
95 岐阜市	62.2	15.5	94.4
96 豊橋市	63.0	17.8	97.8
97 岡崎市	74.7	13.2	98.1
98 豊田市	70.1	9.9	98.2
99 一宮市	41.9	10.8	97.9
100 大津市	57.7	5.5	91.7
101 高槻市	65.8	24.4	92.4
102 東大阪市	40.8	4.1	93.0
103 豊中市	59.8	7.3	97.1
104 枚方市	58.0	13.3	97.2
105 八尾市	52.7	10.3	92.3
106 寝屋川市	78.7	22.6	92.7
107 吹田市	53.1	4.0	93.1
108 姫路市	76.7	23.8	98.2
109 西宮市	42.7	16.3	90.4
110 尼崎市	31.9	2.7	91.8
111 明石市	91.0	43.1	96.4
112 奈良市	46.3	10.2	96.4
113 和歌山市	45.3	13.5	91.5
114 鳥取市	53.0	12.5	96.2
115 松江市	42.6	4.9	88.0
116 倉敷市	74.6	21.4	94.2
117 福山市	51.1	9.7	91.9
118 呉市	56.5	11.5	90.7
119 下関市	31.0	13.5	91.7
120 高松市	58.6	30.6	97.8
121 松山市	23.0	3.9	93.6
122 高知市	45.3	11.3	90.7
123 久留米市	23.2	6.5	78.6
124 長崎市	33.1	10.2	90.3
125 佐世保市	47.9	17.8	81.1
126 大分市	39.0	15.7	90.4
127 宮崎市	25.5	4.1	99.8
128 鹿児島市	11.2	6.9	78.8
129 那覇市	53.6	12.2	91.1

令和4年度福祉資金貸付金の償還率について

② 父子福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	81.8	32.9	89.9
2 青森県	90.6	39.4	93.8
3 岩手県	81.6	11.5	93.4
4 宮城県	100.0	100.0	100.0
5 秋田県	85.5	47.9	93.9
6 山形県	99.7	0.0	99.7
7 福島県	100.0	0.0	100.0
8 茨城県	91.6	43.5	96.1
9 栃木県	87.3	26.8	90.3
10 群馬県	100.0	0.0	100.0
11 埼玉県	82.7	36.9	92.3
12 千葉県	99.1	0.0	99.1
13 東京都	71.9	28.9	83.4
14 神奈川県	80.7	20.9	92.5
15 新潟県	74.2	88.5	73.4
16 富山県	62.2	32.8	83.0
17 石川県	74.9	1.2	91.0
18 福井県	69.4	28.6	93.9
19 山梨県	93.1	51.5	98.6
20 長野県	87.7	0.0	99.4
21 岐阜県	87.3	11.4	97.8
22 静岡県	70.5	11.5	89.2
23 愛知県	0.7	0.0	100.0
24 三重県	88.1	35.6	95.1
25 滋賀県	98.0	0.0	98.0
26 京都府	90.1	5.9	94.8
27 大阪府	100.0	100.0	100.0
28 兵庫県	90.7	5.7	97.8
29 奈良県	49.6	0.0	66.7
30 和歌山県	100.0	0.0	100.0
31 鳥取県	100.0	0.0	100.0
32 島根県	76.2	15.6	85.7
33 岡山県	93.7	0.0	94.2
34 広島県	99.2	100.0	99.2
35 山口県	59.3	0.0	88.1
36 徳島県	68.9	7.0	77.6
37 香川県	100.0	0.0	100.0
38 愛媛県	86.7	81.3	90.7
39 高知県	98.0	0.0	98.0
40 福岡県	68.6	17.3	82.2
41 佐賀県	91.0	19.0	100.0
42 長崎県	93.9	0.0	99.4
43 熊本県	67.1	2.0	78.1
44 大分県	69.5	23.3	86.9
45 宮崎県	86.3	27.8	89.8
46 鹿児島県	99.1	100.0	99.0
47 沖縄県	86.3	40.8	90.6

【指定都市】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	63.6	6.7	80.4
49 仙台市	44.8	21.9	57.2
50 さいたま市	100.0	0.0	100.0
51 千葉市	67.4	2.9	84.9
52 横浜市	85.7	12.2	92.6
53 川崎市	66.8	6.7	81.6
54 相模原市	82.6	13.5	91.2
55 新潟市	91.5	38.7	93.8
56 静岡市	56.8	2.6	80.8
57 浜松市	90.3	1.0	96.2
58 名古屋市	73.6	15.5	89.3
59 京都市	79.4	6.7	84.6
60 大阪市	90.0	0.0	90.9
61 堺市	99.6	0.0	99.6
62 神戸市	68.1	21.3	81.0
63 岡山市	67.5	8.1	86.4
64 広島市	74.5	13.3	85.0
65 北九州市	37.3	1.8	80.0
66 福岡市	76.8	0.0	92.2
67 熊本市	49.8	10.2	69.6

【中核市】

68 旭川市	73.2	30.7	82.3
69 函館市	50.3	0.0	83.6
70 青森市	71.9	14.2	100.0
71 八戸市	100.0	0.0	100.0
72 盛岡市	100.0	0.0	100.0
73 秋田市	100.0	0.0	100.0
74 山形市	64.8	40.0	100.0
75 郡山市	66.0	68.4	61.1
76 いわき市	18.5	8.0	33.6
77 福島市	100.0	0.0	100.0
78 水戸市	100.0	0.0	100.0
79 宇都宮市	61.0	18.6	91.6
80 前橋市	100.0	0.0	100.0
81 高崎市	86.0	22.2	90.5
82 川越市	60.5	0.0	84.8
83 越谷市	100.0	0.0	100.0
84 川口市	85.3	0.0	89.6
85 船橋市	100.0	0.0	100.0
86 柏市	100.0	0.0	100.0
87 八王子市	100.0	0.0	100.0
88 横須賀市	95.9	0.0	95.9
89 富山市	100.0	0.0	100.0
90 金沢市	0.0	0.0	0.0
91 福井市	0.0	0.0	0.0
92 甲府市	100.0	0.0	100.0
93 長野市	75.0	0.0	75.0
94 松本市	0.0	0.0	0.0
95 岐阜市	87.4	0.0	87.4
96 豊橋市	0.0	0.0	0.0
97 岡崎市	27.8	0.0	100.0
98 豊田市	100.0	0.0	100.0
99 大津市	0.0	0.0	0.0
100 一宮市	90.3	0.0	90.3
101 高槻市	94.4	0.0	94.4
102 東大阪市	100.0	0.0	100.0
103 豊中市	100.0	0.0	100.0
104 枚方市	61.4	0.0	84.1
105 八尾市	75.6	0.0	77.0
106 寝屋川市	100.0	0.0	100.0
107 吹田市	86.8	100.0	86.5
108 姫路市	100.0	0.0	100.0
109 西宮市	100.0	0.0	100.0
110 尼崎市	0.0	0.0	0.0
111 明石市	0.0	0.0	0.0
112 奈良市	0.0	0.0	0.0
113 和歌山市	100.0	0.0	100.0
114 鳥取市	100.0	0.0	100.0
115 松江市	69.8	3.9	81.3
116 倉敷市	97.4	0.0	97.4
117 福山市	99.3	0.0	99.3
118 呉市	89.9	5.9	97.0
119 下関市	34.1	5.7	57.8
120 高松市	91.7	0.0	91.7
121 松山市	38.0	5.9	70.3
122 高知市	100.0	0.0	100.0
123 久留米市	31.5	1.7	53.4
124 長崎市	98.6	0.0	98.6
125 佐世保市	100.0	100.0	100.0
126 大分市	100.0	0.0	100.0
127 宮崎市	100.0	0.0	100.0
128 鹿児島市	45.1	3.9	66.8
129 那覇市	87.0	10.9	90.6

令和4年度福祉資金貸付金の償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金
【都道府県】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	34.0	11.4	89.1
2 青森県	43.5	2.7	95.8
3 岩手県	57.3	17.8	95.6
4 宮城県	22.2	11.5	81.5
5 秋田県	51.8	24.6	85.5
6 山形県	61.5	5.1	100.0
7 福島県	37.9	11.4	98.9
8 茨城県	86.4	67.6	96.6
9 栃木県	36.2	20.2	68.5
10 群馬県	51.6	6.3	95.8
11 埼玉県	53.3	14.7	88.1
12 千葉県	34.6	4.1	99.7
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	37.9	24.0	98.5
15 新潟県	65.5	11.8	93.0
16 富山県	35.6	3.7	86.7
17 石川県	44.1	21.4	100.0
18 福井県	100.0	0.0	100.0
19 山梨県	33.0	11.6	95.2
20 長野県	25.0	8.3	99.4
21 岐阜県	66.2	3.0	94.5
22 静岡県	37.4	7.5	89.0
23 愛知県	2.0	0.0	100.0
24 三重県	33.0	11.2	81.1
25 滋賀県	81.5	30.3	96.3
26 京都府	49.4	2.7	93.6
27 大阪府	70.4	10.8	97.0
28 兵庫県	34.4	6.1	92.6
29 奈良県	31.6	2.2	90.8
30 和歌山県	64.4	7.5	93.5
31 鳥取県	80.9	48.3	100.0
32 島根県	39.9	6.7	87.9
33 岡山県	85.7	37.4	100.0
34 広島県	50.2	12.9	89.9
35 山口県	2.1	2.1	0.0
36 徳島県	14.8	7.9	82.7
37 香川県	31.0	0.0	87.2
38 愛媛県	20.4	4.4	89.8
39 高知県	87.5	67.9	89.4
40 福岡県	63.9	11.3	91.1
41 佐賀県	26.0	16.0	100.0
42 長崎県	34.0	6.2	89.9
43 熊本県	82.7	11.7	96.9
44 大分県	54.3	42.2	94.3
45 宮崎県	42.7	8.9	91.5
46 鹿児島県	35.1	8.5	97.8
47 沖縄県	43.6	16.9	86.9

【指定都市】

区分	令和4年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	21.4	4.3	91.0
49 仙台市	56.9	33.1	96.3
50 さいたま市	80.0	2.6	94.2
51 千葉市	40.5	6.2	86.2
52 横浜市	32.9	12.5	93.1
53 川崎市	11.6	5.1	92.3
54 相模原市	36.6	6.0	94.5
55 新潟市	80.1	3.3	97.8
56 静岡市	35.0	4.2	86.2
57 浜松市	73.5	16.4	97.8
58 名古屋市	62.8	11.2	92.2
59 京都市	22.0	7.4	82.9
60 大阪市	28.2	6.8	94.6
61 堺市	40.0	4.9	93.1
62 神戸市	13.0	4.0	86.7
63 岡山市	16.2	6.7	100.0
64 広島市	34.2	6.2	90.8
65 北九州市	31.5	4.4	91.5
66 福岡市	24.4	5.1	96.9
67 熊本市	64.8	3.5	100.0

【中核市】

68 旭川市	45.3	12.8	91.4
69 函館市	23.6	7.8	84.1
70 青森市	61.6	7.6	92.3
71 八戸市	99.1	100.0	97.1
72 盛岡市	25.5	13.2	76.2
73 秋田市	82.0	7.7	97.6
74 山形市	100.0	0.0	100.0
75 郡山市	100.0	0.0	100.0
76 いわき市	37.4	16.5	88.5
77 福島市	29.4	22.2	100.0
78 水戸市	100.0	0.0	100.0
79 宇都宮市	31.3	5.2	94.2
80 前橋市	69.8	54.1	100.0
81 高崎市	98.9	86.7	100.0
82 川越市	34.5	0.0	91.4
83 越谷市	82.3	26.4	98.2
84 川口市	87.1	70.8	96.9
85 船橋市	35.5	7.8	100.0
86 柏市	99.6	100.0	99.6
87 八王子市	0.0	0.0	0.0
88 横須賀市	15.9	4.4	99.8
89 富山市	93.4	100.0	92.9
90 金沢市	22.6	3.6	100.0
91 福井市	0.0	0.0	0.0
92 甲府市	31.2	4.5	96.5
93 長野市	32.6	18.2	65.8
94 岐阜市	0.0	0.0	0.0
95 松本市	83.8	6.7	96.4
96 豊橋市	0.0	0.0	0.0
97 岡崎市	100.0	0.0	100.0
98 豊田市	100.0	0.0	100.0
99 一宮市	0.0	0.0	0.0
100 大津市	73.5	39.4	100.0
101 高槻市	58.2	17.0	98.4
102 東大阪市	31.6	3.5	80.0
103 豊中市	56.8	5.7	100.0
104 枚方市	98.0	0.0	99.1
105 八尾市	72.3	38.7	90.0
106 寝屋川市	75.8	19.8	92.1
107 吹田市	45.1	0.0	87.8
108 姫路市	91.8	0.0	100.0
109 西宮市	16.6	6.0	100.0
110 尼崎市	28.3	1.2	73.4
111 明石市	100.0	0.0	100.0
112 奈良市	32.5	9.9	96.5
113 和歌山市	31.3	8.2	81.4
114 鳥取市	61.8	30.9	90.8
115 松江市	39.4	7.4	97.0
116 倉敷市	1.1	1.1	0.0
117 福山市	21.1	5.6	70.2
118 呉市	57.6	24.0	93.3
119 下関市	4.9	3.1	100.0
120 高松市	24.3	9.3	94.5
121 松山市	17.3	5.1	94.5
122 高知市	35.3	6.1	96.5
123 久留米市	9.6	0.7	86.6
124 長崎市	23.5	7.4	93.8
125 佐世保市	15.9	1.0	100.0
126 大分市	12.1	1.9	98.6
127 宮崎市	4.4	3.4	100.0
128 鹿児島市	11.6	8.5	56.5
129 那覇市	45.1	21.6	91.1

母子・父子自立支援員の設置状況

(令和4年度末)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	63	77	35	33	94%
青森県	6	6	12	10	4	40%
岩手県	24	10	34	14	4	29%
宮城県	10	33	43	14	3	21%
秋田県	3	15	18	13	12	92%
山形県	8	16	24	13	13	100%
福島県	13	7	20	13	3	23%
茨城県	11	14	25	32	11	34%
栃木県	5	34	39	14	14	100%
群馬県	10	19	29	12	11	92%
埼玉県	23	34	57	40	18	45%
千葉県	21	78	99	37	36	97%
東京都	7	221	228	49	49	100%
神奈川県	6	67	73	19	19	100%
新潟県	9	13	22	20	4	20%
富山県	2	12	14	10	10	100%
石川県	5	14	19	11	11	100%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	7	18	25	13	12	92%
長野県	10	23	33	19	19	100%
岐阜県	9	31	40	21	21	100%
静岡県	8	15	23	23	8	35%
愛知県	8	72	80	38	38	100%
三重県	5	17	22	15	15	100%
滋賀県	4	16	20	13	12	92%
京都府	11	72	83	15	15	100%
大阪府	4	76	80	34	33	97%
兵庫県	10	54	64	29	28	97%
奈良県	5	22	27	13	10	77%
和歌山県	9	9	18	9	6	67%
鳥取県	2	19	21	17	17	100%
島根県	0	30	30	19	19	100%
岡山県	3	28	31	18	15	83%
広島県	1	43	44	23	19	83%
山口県	8	15	23	14	14	100%
徳島県	9	10	19	8	8	100%
香川県	4	9	13	8	8	100%
愛媛県	3	13	16	11	10	91%
高知県	2	4	6	11	2	18%
福岡県	26	70	96	29	18	62%
佐賀県	6	13	19	10	10	100%
長崎県	3	15	18	14	13	93%
熊本県	9	27	36	14	7	50%
大分県	0	20	20	14	13	93%
宮崎県	4	11	15	9	9	100%
鹿児島県	15	10	25	24	3	13%
沖縄県	13	10	23	11	5	45%
合計	378	1,437	1,815	861	671	

(資料) 家庭福祉課調べ

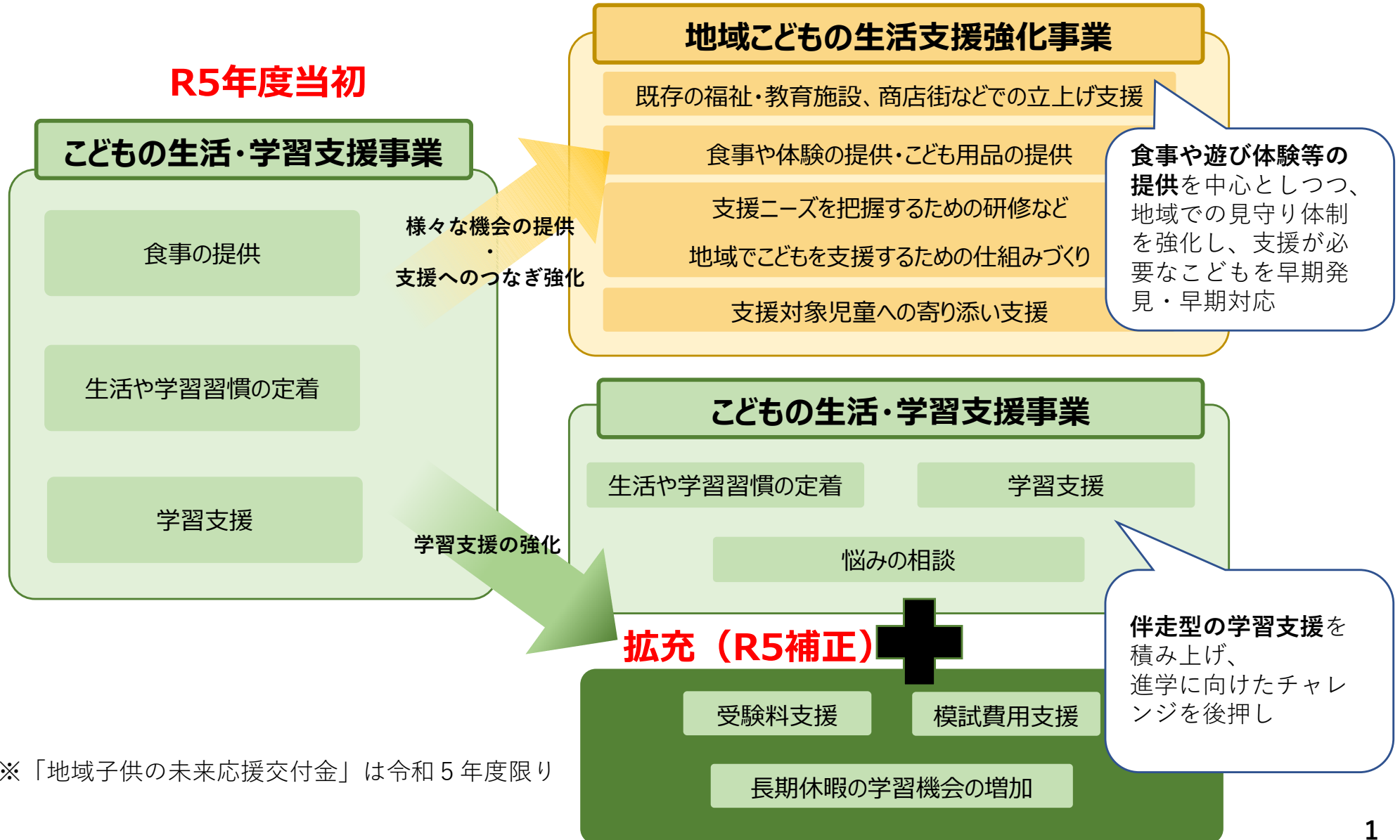
こどもの貧困対策－食事等の提供支援・学習支援の強化

<資料5>

これまで、食事や遊び体験等の提供を通じた地域での要支援の家庭・こどもの早期発見と、生活習慣や学習支援を同一事業で実施していたが、それぞれの機能が発揮できるよう、機能に沿った強化を図る。

R5年度補正予算～

R5年度当初



※「地域子供の未来応援交付金」は令和5年度限り

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

市区町村

支援が必要な子ども

要保護児童対策地域協議会

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

こどもの未来応援国民運動

こどもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。

※「子供の貧困対策大綱」(H26.8閣議決定)に基づき、H27.4発起人集会を開催。同年10月から運動開始。



こどもの未来は日本の未来

子供の貧困対策に関する大綱(R元.11閣議決定)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

こどもの未来応援基金

・企業や個人からの寄付金を通じて、こどもたちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

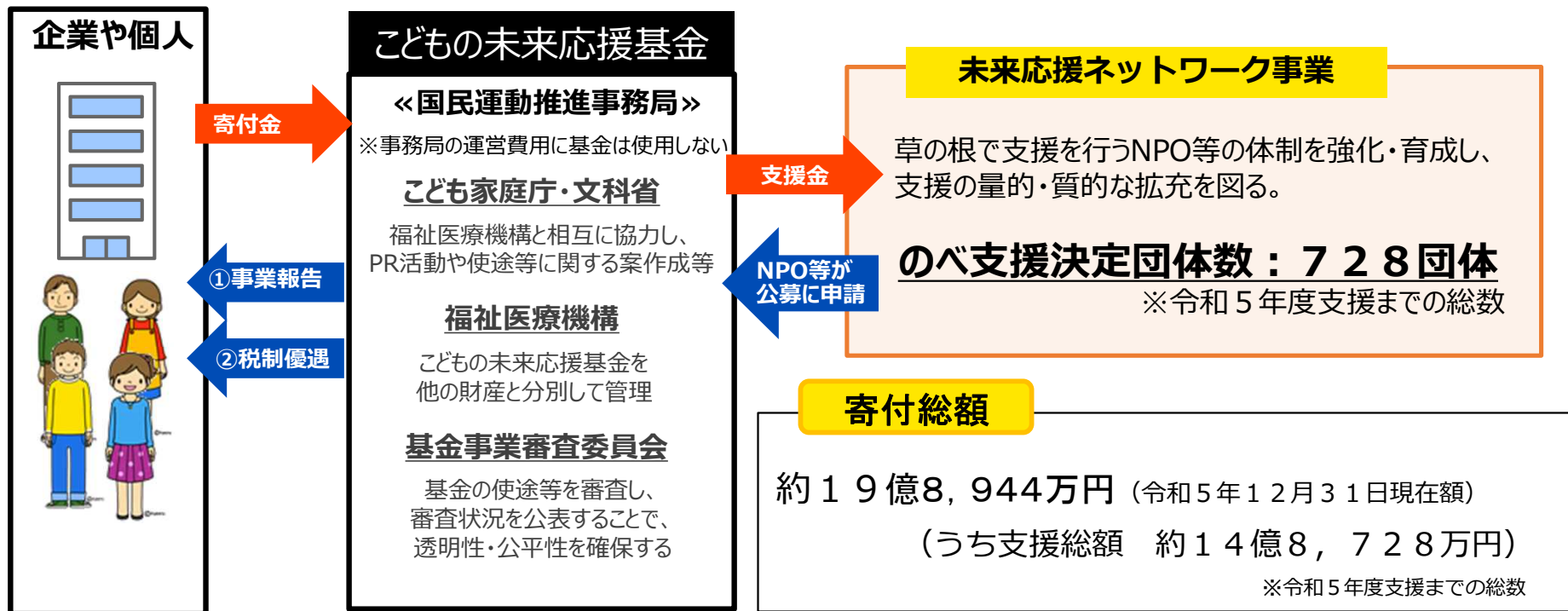
・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。



令和6年度支援（令和6年4月～令和7年3月活動分）

- 404団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携、③広報、④継続性の観点等から審査を行い、124団体（※）を採択した。（※）300万円以下を支援する事業A団体と、30万円または100万円を支援する事業B団体の合計。
- 支援決定総額は約2億3千3百万円。

基金による支援対象事業等について

対象事業	期待する効果の例	審査の視点	支援対象経費等
ア. 様々な学びの支援	進学率の向上や 退学率の低減等	①計画性 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか ②連携 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか（事業Aは連携の効果も加味） ③広報 積極的な広報、情報発信の工夫があるか（事業Aは戦略的な広報であるかも加味） ④継続性 基金による支援後の見通しがあるか	事業A 新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。 支援額：上限300万円 支援回数：3回まで ※次回以降、B事業への申請は不可
イ. 居場所の提供・相談支援	社会的孤立の解消等		事業B（少額支援枠） 小規模での活動を行う団体に対する支援として、以下の種類の支援枠を選択。 支援額：30万円 or 100万円 支援回数：3回まで ※次回以降事業Aに移行する場合は両事業を合わせて3回まで ※事業費が少額の団体に対する支援の強化の観点から、これまで基金による支援を受けたことがなく（第4回以降の未来応援ネットワーク事業における事業Bによる支援を除く）、設立後5年以内又は新規事業・実施後間もない事業（事業開始から2年以内）を行う団体に限る
ウ. 衣食住など生活の支援	栄養ある食事の確保や正しい生活習慣の習得等		
エ. 児童又はその保護者の就労の支援	就労率の向上や安定した収入の確保等		
オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援	児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等		
カ. 新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業（若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など）	若年妊婦、ヤングケアラー、若年など、様々な対象者への支援の拡充		
※キ. その他、貧困の連鎖の解消につながる事業や、こどもの貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する事業も対象事業となる。			

令和6年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業A）

○計68団体
(継続28・新規40)

【事業類型】ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)
キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

団体名	所在地	事業類型
mamaconcierge Wednesday	北海道	キ
くっちゃん子ども子育て応援し隊 Popke Lab	北海道	イ
陽だまりの家★	北海道	イ
FutureSeeds	岩手県	ウ
みちのさき★	宮城県	イ
やまがた絆の架け橋ネットワーク	山形県	イ
発達支援研究センター	山形県	イ
あんだんて★	福島県	イ
こども食堂ノエル	栃木県	ウ
子どもの居場所OZ	栃木県	ウ
わわわ工房★	埼玉県	イ
子ども地域ネットワーク所沢	埼玉県	イ
こどもの居場所づくり in かわぐち	埼玉県	キ
彩の子ネットワーク	埼玉県	ウ
想創	千葉県	ア
カザグルマ	千葉県	イ
みらいの	東京都	イ
寺子屋子ども食堂・王子	東京都	ア
いつひよファミリー・育はぐ	東京都	キ
あじさいの集い富士見★	東京都	カ

団体名	所在地	事業類型
バディチーム	東京都	イ
日本教育再興連盟★	東京都	イ
パルシク★	東京都	イ
WEKプロジェクト★	石川県	イ
末広プロジェクト★	長野県	イ
よだか総合研究所	岐阜県	イ
LiveQuality HUB	愛知県	ウ
しんしろドリーム荘	愛知県	ア
はぐくみ★	愛知県	ウ
愛知子ども応援プロジェクト	愛知県	イ
草の根ささえあいプロジェクト	愛知県	イ
学び場子ども食堂★	三重県	ア
セカンドハーベスト京都★	京都府	ウ
地産地消子ども食堂	大阪府	イ
輝★	大阪府	ア
いいねきーたん実行委員会★	大阪府	ウ
キリンこども応援団★	大阪府	ア
こみらい★	大阪府	ア
CLACK	大阪府	キ

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和6年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業A）

○計68団体
(継続28・新規40)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

団体名	所在地	事業類型
みんなのIBASYOプロジェクト★	大阪府	イ
タウンスペースWAKWAK★	大阪府	ア
スマイルポケット★	兵庫県	キ
Salt of the Earth	兵庫県	ア
はなまる★	奈良県	イ
みんなの実家	鳥取県	イ
こどもステーション★	広島県	イ
うみのこてらす	徳島県	イ
子どもたちの未来を応援するオアシス丸亀	香川県	ウ
STEAM教育Lab. 未来の風	香川県	ア
小豆島子ども・若者支援★	香川県	キ
あおぞら	香川県	イ
中間市社会福祉協議会	福岡県	ウ
ふくおか子ども食堂ネットワーク★	福岡県	ウ
舞台アート工房・劇列車★	福岡県	キ
フードバンク北九州ライフアゲイン★	福岡県	ウ
いとしま児童クラブ	福岡県	イ
Kids Code Club	福岡県	ア
十月の森	佐賀県	ア
フリースクール クレイン・ハーバー★	長崎県	カ

団体名	所在地	事業類型
シンママ熊本応援団★	熊本県	イ
玉医会	熊本県	カ
ボランティア団体「フリースクールあさひ」	大分県	イ
HUG	宮崎県	ア
こども未来応援団タテヨコナナメ	宮崎県	ア
フードバンクかごしま	鹿児島県	キ
虹のまほろ場	沖縄県	キ
よなばーる★	沖縄県	キ
沖縄ICTキッズプロジェクト	沖縄県	ア

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和6年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業B）

○計56団体
(継続21・新規35)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

団体名	所在地	事業類型
学習支援ループス	北海道	ア
くるくるネット★	北海道	イ
いかすい	北海道	ア
シンフォニー花立	宮城県	イ
復興支援土業ネットワーク	宮城県	ア
もりサポ塾★	茨城県	ア
虹色の会 地域の居場所「よっちゃん家 井野川」★	群馬県	イ
親子ふれあい教育研究所	埼玉県	カ
十文字学園女子大学生活環境研究所★	埼玉県	イ
オハナプロジェクト	埼玉県	ウ
川越子ども応援パントリー	埼玉県	カ
NPO BRIGHT★	千葉県	ウ
トイミッケ	東京都	イ
せたがや子どもフードパントリー実行委員会★	東京都	ウ
日本ピーススマイル協会★	東京都	イ
フードバンク大田	東京都	キ
アンリーシュ	東京都	カ

団体名	所在地	事業類型
フードバンク浜っ子南	神奈川県	ウ
横須賀なかま食堂	神奈川県	イ
フードバンクつばめ★	新潟県	ウ
ゆい社会福祉士共同事務所★	富山県	ウ
笑顔のこども食堂ネットワーク-GOHAN-★	石川県	ウ
NPO制服バンク石川★	石川県	ウ
BRICOLAB★	福井県	ア
学習支援センター実帰舎	長野県	ア
横屋のえんがわプロジェクト	岐阜県	イ
荻寺子屋	静岡県	ウ
A s a n o h a	静岡県	ウ
愛知夜間中学を語る会★	愛知県	ア
L. s. W	愛知県	イ
たんぽぽの風	愛知県	イ

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

令和6年度未来応援ネットワーク事業 採択団体一覧（事業B）

○計56団体
(継続21・新規35)

【事業類型】 ア:様々な学びを支援する事業、イ:居場所の提供・相談支援を行う事業、ウ:衣食住など生活の支援を行う事業、エ:児童又はその保護者の就労を支援する事業、オ:児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業、カ:新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業(若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など)キ:その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

団体名	所在地	事業類型
彦根子どもサポートネットワーク★	滋賀県	イ
子育て支援団体「ママキラ☆プロジェクト」★	京都府	カ
サークルころころ	大阪府	カ
ママの居場所作り隊	大阪府	イ
ぴよぴよ会	大阪府	ウ
J-Love こども食堂★	大阪府	イ
しぶちー	大阪府	イ
東深井つどいば食堂 ふらっと★	大阪府	イ
こもれび★	大阪府	エ
健康育児相談所	兵庫県	ウ
フードバンクはりま★	兵庫県	ウ
なら多胎ネット	奈良県	カ
K i t c h e n 夢小屋	和歌山県	ア
サークル「もぐもぐ」	和歌山県	ウ

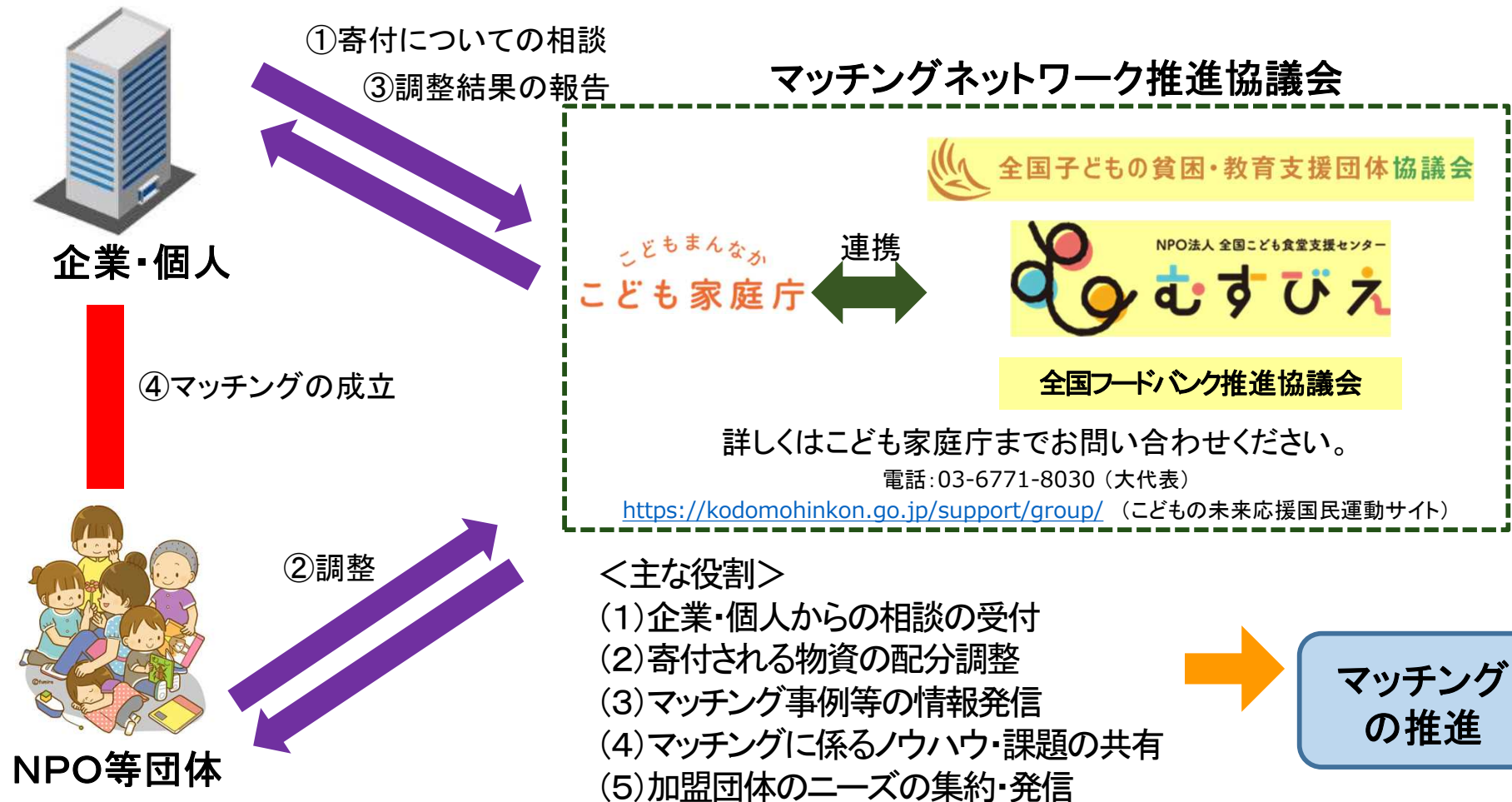
団体名	所在地	事業類型
スポーツ巡回ネットワーク★	徳島県	ア
きかざりMADE協会	香川県	ア
クリエイト	香川県	ウ
虹の花★	高知県	ウ
こども食堂C I R C L E	福岡県	ウ
福祉とデザイン	福岡県	オ
子育てサロン ぽかぽかハウス	佐賀県	イ
ハッピーサポートプリママ	長崎県	キ
YYこども食堂	長崎県	ウ
つながる長崎	長崎県	キ
ネイチャーサイエンススクール	熊本県	ア

※団体名末尾に「★」が付いている団体は継続支援団体。団体名等は申請時点。

マッチングネットワーク推進協議会

「こどもの未来応援国民運動」の一環として、マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

＜マッチングの流れ＞



※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

改正後	現行
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 4 1 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成 20 年 7 月 22 日雇児発第 0722003 号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 13 号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成 28 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 31 号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立</p>

改正後	現行
<p>(8) <u>令和※年※月※日こ支家第※号「離婚前後親支援事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う<u>離婚前後親支援事業</u></p> <p>(9) ～ (11) (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに</p>	<p>支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>(6) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>(7) 平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p> <p>(8) <u>令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」</u>に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う<u>離婚前後親支援モデル事業</u></p> <p>(9) 令和 2 年 3 月 30 日子発 0330 第 2 号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業</p> <p>(10) 令和 3 年 3 月 29 日子発 0329 第 11 号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>(11) 平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市（以下、3（11）、4（4）、6（8）、（9）及び（12）において「都道府県等」という。）が行う高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業（以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（団体実施分）」という。）</p> <p>(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに</p>

改正後	現行
<p>算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3の(3)の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(3)、(6)及び(11)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあっては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(3)の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>(ア)通常分(補助率1/2の場合)</u></p> <p>アの(ア)に準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p><u>(イ)特例分(補助率2/3の場合)</u></p> <p><u>アの(ア)に準じて選定された額に6分の5を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> <p>(3) 3の(6)の事業</p>

改正後	現行
<p>5～6 (略)</p>	<p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(4) 3の(11)の事業</p> <p>ア 都道府県等が行う事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業</p> <p>(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び</p>

改正後	現行
	<p>地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに子ども家庭庁長官に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(5) 子ども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) から (6) 及び (12) に掲げる条件</p> <p>この場合において(1)、(2)、(4)、(5)及び(12)中「子ども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「子ども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「指定都市市長の承認」と、(4)中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間</p>

改正後	現行
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度別に定める日までに子ども</p>	<p>接補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(12)中「都道府県等」とあるのは「都道府県等が適当と認める団体」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 帳簿、証拠書類及び財産の保管期間に掲げる条件</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市市長が承認する場合には、あらかじめ子ども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(12) 都道府県等は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（団体実施分）を廃止する場合には、都道府県等が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等を子ども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として子ども家庭庁長官が定める額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度別に定める日までに子ども</p>

改正後	現行
<p>家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに子ども家庭庁長</p>	<p>家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記（1）以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までに子ども家庭庁長官に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 子ども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 子ども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに子ども家庭庁長</p>

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 週5日以下の実施の場合 6,819,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,534,000円 ウ 週6日実施の場合 8,248,000円 エ 週7日実施の場合 9,677,000円 <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>次のア又はイに定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合 1センター当たり 14,418,000円 <p>(3) 就業情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1センター当たり 2,861,000円 <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1センター当たり 2,000,000円 <p>なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 <p>ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2	母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 週5日以下の実施の場合 6,651,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,346,000円 ウ 週6日実施の場合 8,041,000円 エ 週7日実施の場合 9,430,000円 <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>次のア又はイに定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合 1センター当たり 14,248,000円 <p>(3) 就業情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1センター当たり 2,809,000円 <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1センター当たり 2,000,000円 <p>なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 <p>ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2

新旧対照表

改正後					現行					
別表					別表					
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	
		(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり <u>6,689,000円</u> イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>4,862,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>5,100,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>5,341,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>5,828,000円</u> ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 <u>11,831,000円</u>					(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり <u>6,659,000円</u> イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>4,736,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>4,967,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>5,201,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>5,670,000円</u> ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 <u>11,766,000円</u>			
		(6) 親子交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり <u>1,891,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・親子交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 <u>385,000円</u> (イ) 301件以上350件以下の場合 <u>770,000円</u> (ウ) 351件以上400件以下の場合 <u>1,155,000円</u> (エ) 401件以上450件以下の場合 <u>1,540,000円</u> (オ) 451件以上500件以下の場合 <u>1,925,000円</u> (カ) 501件以上の場合 <u>2,310,000円</u>					(6) 親子交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり <u>1,858,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・親子交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 <u>372,000円</u> (イ) 301件以上350件以下の場合 <u>744,000円</u> (ウ) 351件以上400件以下の場合 <u>1,116,000円</u> (エ) 401件以上450件以下の場合 <u>1,488,000円</u> (オ) 451件以上500件以下の場合 <u>1,860,000円</u> (カ) 501件以上の場合 <u>2,232,000円</u>			
		(7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり <u>2,837,000円</u>					(7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり <u>2,802,000円</u>			
		(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり <u>2,300,000円</u>					(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり <u>2,300,000円</u>			
		(9) 心理担当者による相談支援事業 1センター当たり <u>3,000,000円</u>					(9) 心理担当者による相談支援事業 1センター当たり <u>3,000,000円</u>			
		(10) 就業環境整備支援事業 1センター当たり <u>2,880,000円</u>					(10) 就業環境整備支援事業 1センター当たり <u>2,880,000円</u>			

新旧対照表

改正後					現行					
別表					別表					
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 4,202,000円 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 1,000円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,000円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,000円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,000円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,000円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,500円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 1,250円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,250円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,250円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,250円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,250円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 5,000円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3		ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 4,128,000円 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2) 生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00) $2,000円 \times 延活動単位数$ イ 早朝、深夜等(18:00~翌日9:00) $2,500円 \times 延活動単位数$ ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 $1,860円 \times 延活動単位数$ (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位					(2) 生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00) $1,860円 \times 延活動単位数$ イ 早朝、深夜等(18:00~翌日9:00) $2,325円 \times 延活動単位数$ ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 $1,860円 \times 延活動単位数$ (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位		

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(削除)					(2) 食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ア 食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) イ 管理運営経費 アの額の15%を上限とする。 ウ 運搬費 600,000円 (ア及びイに関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)		
		(削除)					(3) 連携体制整備 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 453,000円		
		(削除)					3 こどもの生活・学習支援事業(特例分) ※令和4年度に平成28年2月9日内閣総理大臣決定「地域子供の未来応援交付金要綱」の事業メニューのうち「つながりの場づくり緊急支援事業」「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」又は令和4年2月8日子発0208第3号「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の実施について」に基づき、補助を受けていた事業者に対し実施する場合に限る。 食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ①食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) ②管理運営経費 ①の額の15%を上限とする。 ③運搬費 600,000円 (①及び②に関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)	同上	2/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 4/5

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>(1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下)</p> <p>(2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>(3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者</p> <p>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下)</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者(ウを除く) 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下)</p> <p>ウ 令和6年8月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了し、資格の取得をした者であって、一年以内に就職等した者又は就職等している者 教育訓練経費の85%相当額と講座の修業年数に600,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上2,400,000円以下)</p>	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>(1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下)</p> <p>(2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。</p> <p>(3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者</p> <p>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下)</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下)</p> <p>(新規)</p>	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		<p>(4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者</p> <p>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</p> <p>教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者(ウを除く)</p> <p>教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>ウ <u>令和6年8月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了し、資格の取得をした者であって、一年以内に就職等した者又は就職等している者</u></p> <p>教育訓練経費の85%相当額と講座の修業年数に600,000円を乗じた額のいずれか少ない額(2,400,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p>					<p>(4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者</p> <p>ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</p> <p>教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者</p> <p>教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p>		
		<p>2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>(1) 高等職業訓練促進給付金</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>(ア)養成課程修了までの最後の12月の者</p> <p>140,000円×支給延月数</p> <p>(イ)(ア)以外の者</p> <p>100,000円×支給延月数</p> <p>イ 市町村民税課税世帯に属する者</p> <p>(ア)養成課程修了までの最後の12月の者</p> <p>110,500円×支給延月数</p> <p>(イ)(ア)以外の者</p> <p>70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者</p> <p>25,000円×支給件数</p>					<p>2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>(1) 高等職業訓練促進給付金</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>(ア)養成課程修了までの最後の12月の者</p> <p>140,000円×支給延月数</p> <p>(イ)a以外の者</p> <p>100,000円×支給延月数</p> <p>イ 市町村民税課税世帯に属する者</p> <p>(ア)養成課程修了までの最後の12月の者</p> <p>110,500円×支給延月数</p> <p>(イ)a以外の者</p> <p>70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者</p> <p>25,000円×支給件数</p>		

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 受講開始時給付金</p> <p>(1) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下)</p> <p>(2) 令和5年4月1日以降に講座を開始した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上200,000円以下)</p> <p>2 受講修了時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は100,000円)</p> <p>(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は125,000円)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は250,000円)</p> <p>3 合格時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)</p>	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 受講開始時給付金</p> <p>(1) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下)</p> <p>(2) 令和5年4月1日以降に講座を開始した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上200,000円以下)</p> <p>2 受講修了時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は100,000円)</p> <p>(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は125,000円)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は250,000円)</p> <p>3 合格時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)</p>	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 ア 通信制のみの場合 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上 限は150,000円) イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上 限は300,000円)					(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 ア 通信制のみの場合 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上 限は150,000円) イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上 限は300,000円)		
	母子・父 子自立 支援プ ログラ ム策 定事 業	次により算出した額の合計額 (1) 1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の 支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含 まない。)を行っているものとする。 (2) プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にア プターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3) キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支 援プログラム策 定事業に必要な報 酬、報償費、給料 (ただし会計年度 任用職員及び臨 時的任用職員へ 支給されるもの に限る)、職員手 当(ただし会計年 度任用職員及び 臨時的任用職員 へ支給されるもの に限る)、旅費、需 用費(消耗品費、 燃料費、印刷製本 費、食糧費)、役 務費(通信運搬 費、使用料及び賃 借料)、委託料、 共済費、負担金、 補助及び交付金	10/10		母子・父 子自立 支援プ ログラ ム策 定事 業	次により算出した額の合計額 (1) 1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の 支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含 まない。)を行っているものとする。 (2) プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にア プターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3) キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支 援プログラム策 定事業に必要な報 酬、報償費、給料 (ただし会計年度 任用職員及び臨 時的任用職員へ 支給されるもの に限る)、職員手 当(ただし会計年 度任用職員及び 臨時的任用職員 へ支給されるもの に限る)、旅費、需 用費(消耗品費、 燃料費、印刷製本 費、食糧費)、役 務費(通信運搬 費、使用料及び賃 借料)、委託料、 共済費、負担金、 補助及び交付金	10/10

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 (1) 就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2) 集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円 (3) 相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,210,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,648,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,681,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,948,000円 (土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,999,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,032,000円 (同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,821,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 (1) 就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2) 集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円 (3) 相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,888,000円 (土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円 (同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2

新旧対照表

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	離婚前後親支援事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 16,000,000円	離婚前後親支援事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2		離婚前後親支援モデル事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	離婚前後親支援モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2

新旧対照表

改正後					現行						
別表					別表						
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率		
	社会保 障・税番 号制度 に係る 情報連 携体制 整備事 業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	社会保 障・税番 号制 度に係 る情報 連携体 制整備 事業を 実施す るため に必要 な給料 (ただし 会計年 度任用 職員及 び臨時 的任用 職員へ 支給さ れるも のに限 る)、職 員手当 等(た だし会 計年度 任用職 員及び 臨時 的任用 職員へ 支給さ れるも のに限 る)、旅 費、需 用費、 役務費 、委託 料、使 用料及 び賃借 料、備 品購入 費、負 担金	2/3		社会保 障・税番 号制度 に係る 情報連 携体制 整備事 業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	社会保 障・税番 号制 度に係 る情報 連携体 制整備 事業を 実施す るため に必要 な給料 (ただし 会計年 度任用 職員及 び臨時 的任用 職員へ 支給さ れるも のに限 る)、職 員手当 等(た だし会 計年度 任用職 員及び 臨時 的任用 職員へ 支給さ れるも のに限 る)、旅 費、需 用費、 役務費 、委託 料、使 用料及 び賃借 料、備 品購入 費、負 担金	2/3		
	ひとり親 家庭等 に対す る相談 支援体 制強化 事業	1か所当たり	2,200,000円	ひとり親 家庭等 に対す る相談 体制強 化事業 を実施 するた めに必 要な報 酬、報 償費、 改修費 、備品 購入費 、旅費 、需用 費(印 刷製本 費、消 耗品費 、燃料 費、光 熱水費)、役務 費、委 託料、 使用料 及び賃 借料	1/2		ひとり親 家庭等 に対す る相談 支援体 制強化 事業	1か所当たり	2,200,000円	ひとり親 家庭等 に対す る相談 体制強 化事業 を実施 するた めに必 要な報 酬、報 償費、 改修費 、備品 購入費 、旅費 、需用 費(印 刷製本 費、消 耗品費 、燃料 費、光 熱水費)、役務 費、委 託料、 使用料 及び賃 借料	1/2

新旧対照表

改正後					現行						
別表					別表						
1区分	2種目	3基準額		4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額		4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	1 入学準備金 1人当たり	500,000円以内	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10 〔ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合(注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に對し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。〕		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	1 入学準備金 1人当たり	500,000円以内	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10 〔ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合(注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に對し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。〕
		2 就職準備金 1人当たり	200,000円以内					2 就職準備金 1人当たり	200,000円以内		
		3 事務費 1都道府県等当たり	7,200,000円					3 事務費 1都道府県等当たり	7,200,000円		

新旧対照表

改正後					現行						
別表					別表						
1区分	2種目	3基準額		4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額		4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10 (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合) 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10 (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合) 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。

別紙 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別 紙)</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、母子家庭の母等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。 また、<u>「離婚前後親支援事業の実施について」(令和※年※月※日こ支家第※号ことも家庭庁支援局長通知)</u>に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。 なお、5-(1)-カの事業については、5-(1)-カ(イ)に定める者を対象とする。</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業、親子交流支援事業及び心理担当者による相談支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、相談関係職員研修支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p>	<p>(別 紙)</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 対象者は、母子家庭の母等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。 また、<u>「児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」(令和元年6月26日子発 0626 第2号厚生労働省子ども家庭局通知)</u>に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。 なお、5-(1)-カの事業については、5-(1)-カ(イ)に定める者を対象とする。</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業、親子交流支援事業及び心理担当者による相談支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、相談関係職員研修支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p>

改正後	現 行
<p>ア 就業支援事業</p> <p>(ア) 就業相談</p> <p>個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上で の問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、 就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留 意すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、 教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母等の就業意欲 や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の 行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ 公共職業安定所等に繋げるなど、連携を図ること。なお、就業に関する相 談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な 支援を行うこと。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 養育費等支援事業</p> <p>離婚後の<u>子ども</u>の養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、<u>こ ども</u>を監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない</p>	<p>ア 就業支援事業</p> <p>(ア) 就業相談</p> <p>個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業 への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上で の問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、 就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留 意すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、 教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母等の就業意欲 や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の 行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ 公共職業安定所等<u>が行う就業支援施策を活用することについて、公共職 業安定所</u>に繋げるなど、<u>公共職業安定所等</u>と連携を図ること。なお、就業 に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供する など必要な支援を行うこと。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 養育費等支援事業</p> <p>離婚後の<u>子ども</u>の養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、<u>子 ども</u>を監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない</p>

改正後	現 行
<p>が、実際には養育費の確保が進んでいない状況にある。このため、母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。</p> <p>また、母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、<u>こども</u>をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うものとする。これらの実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>カ 親子交流支援事業</p> <p>離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と<u>こども</u>が会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、<u>こども</u>の生活や精神面の安定をもたらし、<u>こども</u>の健やかな成長にとって有意義である。</p> <p>また、別居親にとっても、<u>こども</u>との交流により<u>こども</u>の成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、<u>こども</u>の養育費を支払う意欲にもつながることになる。</p> <p>しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは<u>こども</u>との親子交流を実施することが困難な場合がある。</p>	<p>が、実際には養育費の確保が進んでいない状況にある。このため、母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。</p> <p>また、母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、<u>子ども</u>をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うものとする。これらの実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>カ 親子交流支援事業</p> <p>離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と<u>子ども</u>が会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、<u>子ども</u>の生活や精神面の安定をもたらし、<u>子ども</u>の健やかな成長にとって有意義である。</p> <p>また、別居親にとっても、<u>子ども</u>との交流により<u>子ども</u>の成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、<u>子ども</u>の養育費を支払う意欲にもつながることになる。</p> <p>しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは<u>子ども</u>との親子交流を実施することが困難な場合がある。</p>

改正後	現 行
<p>このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、<u>こども</u>の健やかな成長を図るため等の支援を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 支援の対象者</p> <p>支援の対象者は以下の全ての要件を満たす者とする。</p> <p>a 概ね 15 歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分の審判をする場合には、子（15 歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる 15 歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は<u>こども</u>と別居親との親子交流を希望する同居親</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>b</u> 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること</p> <p><u>c</u> 過去に本事業の対象となっていない者</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 親子交流援助の実施</p> <p>a 支援員は、支援計画に基づき、親子交流当日に<u>こども</u>を引き取り、親子交流の相手方に引き渡したり、親子交流の場に付き添うなどの援助を行うこと。なお、父母間に親子交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付き添いを不要とすることができる。</p>	<p>このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、<u>子ども</u>の健やかな成長を図るため等の支援を行う。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 支援の対象者</p> <p>支援の対象者は以下の全ての要件を満たす者とする。</p> <p>a 概ね 15 歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分の審判をする場合には、子（15 歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる 15 歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は<u>子ども</u>と別居親との親子交流を希望する同居親</p> <p><u>b 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であっても、対象者とすることができる。</u></p> <p><u>c</u> 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること</p> <p><u>d</u> 過去に本事業の対象となっていない者</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 親子交流援助の実施</p> <p>a 支援員は、支援計画に基づき、親子交流当日に<u>子ども</u>を引き取り、親子交流の相手方に引き渡したり、親子交流の場に付き添うなどの援助を行うこと。なお、父母間に親子交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付き添いを不要とすることができる。</p>

改正後	現 行
<p>b 支援員は、<u>子ども</u>の受け渡しや付添いの際には、<u>子ども</u>の心情に充分配慮した対応を行うこと。</p> <p>c 支援員は、<u>子ども</u>の付添いの際には、親子交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 暴力行為や<u>子ども</u>に対する虐待行為を行うおそれのある者、<u>子ども</u>の連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、<u>子ども</u>等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。</p> <p>c (略)</p>	<p>b 支援員は、<u>子ども</u>の受け渡しや付添いの際には、<u>子ども</u>の心情に充分配慮した対応を行うこと。</p> <p>c 支援員は、<u>子ども</u>の付添いの際には、親子交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 暴力行為や<u>子ども</u>に対する虐待行為を行うおそれのある者、<u>子ども</u>の連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、<u>子ども</u>等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。</p> <p>c (略)</p>
<p>キ 相談関係職員研修支援事業</p> <p>都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員（以下「相談対応職員」という。）を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修会を確保することとする。（（ア）地域研修会の開催及び研修の受講促進）</p> <p>また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要のあるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就</p>	<p>キ 相談関係職員研修支援事業</p> <p>都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員（以下、<u>「</u>相談対応職員」という。）を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保することとする。（（ア）地域研修会の開催及び研修の受講促進）</p> <p>また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要のあるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就</p>

改正後	現 行
<p>業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができることとする。（（イ）合同検討会議の開催）</p> <p>都道府県等は、相談対応職員の専門性や相談窓口対応の質の向上を図る観点から、研修会等の開催や相談対応職員の研修機会の確保に努めるものとし、これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>ク～コ （略）</p> <p>（２） （略）</p> <p>６・７ （略）</p>	<p>業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができることとする。（（イ）合同検討会議の開催）</p> <p>都道府県等は、相談対応職員の専門性や相談窓口対応の質の向上を図る観点から、研修会等の開催や相談対応職員の研修機会の確保に努めるものとし、これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>ク～コ （略）</p> <p>（２） （略）</p> <p>６・７ （略）</p>

改正後					現 行				
親子交流支援計画書					親子交流支援計画書				
(別紙)					(別紙)				
1 申込日	(元号)	年	月	日	1 申込日	(元号)	年	月	日
2 事前相談日	(父) (元号)	年	月	日	2 事前相談日	(父) (元号)	年	月	日
	(母) (元号)	年	月	日		(母) (元号)	年	月	日
3 申請者氏名		(父・母)	こどもと (同居・別居)		3 申請者氏名		(父・母)	子どもと (同居・別居)	
4 相手方氏名		(父・母)	こどもと (同居・別居)		4 相手方氏名		(父・母)	子どもと (同居・別居)	
5 親子交流を行う未成年者					5 親子交流を行う未成年者				
氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女	氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女
氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女	氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女
氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女	氏名	(元号)	年	月	日 (歳) 男・女
6 援助内容					6 援助内容				
(1)親子交流の連絡調整 (日時、場所、時間、方法などの調整を含む)					(1)親子交流の連絡調整 (日時、場所、時間、方法などの調整を含む)				
(2)子の受渡し (援助内容(1)を含む)					(2)子の受渡し (援助内容(1)を含む)				
(3)親子交流の際の付添い (援助内容(1)(2)を含む)					(3)親子交流の際の付添い (援助内容(1)(2)を含む)				
(備考)					(備考)				
7 援助条件					7 援助条件				
(1)短期型 (1回・2回)					(1)短期型 (1回・2回)				
(2)継続型 (頻度: 月1回 ・ 2か月に1回 ・ その他 ())					(2)継続型 (頻度: 月1回 ・ 2か月に1回 ・ その他 ())				
(備考)					(備考)				
8 支援員氏名					8 支援員氏名				
9 支援経過					9 支援経過				
日付	時間	内容		支援員氏名	日付	時間	内容		支援員氏名

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭等を対象とする。<u>ただし、(3)⑤については、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。</u></p> <p>(3) 事業内容 事業内容は、次の①～⑤とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>① <u>相談支援事業</u> 育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。<u>また、</u>地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援までの一連の支援を実施する。</p> <p>② <u>家計管理・生活支援講習会等事業</u> 家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する。</p> <p>③ <u>学習支援事業</u> 高等学校卒業程度認定試験の合格等のため<u>の</u>学習支援を実施する。</p> <p>④ <u>情報交換事業</u> ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひ</p>	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 事業の内容等 この事業は、次の1及び2の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭等を対象とする。</p> <p>(3) 事業内容 事業内容は、次の①～⑤とし、地域の実情に応じて選択実施することができる。</p> <p>① 育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する<u>事業（以下「相談支援事業」という。）</u> <u>本事業の実施にあたり、</u>地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援までの一連の支援を実施する。</p> <p>② 家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する<u>事業（以下「家計管理・生活支援講習会等事業」という。）</u></p> <p>③ 高等学校卒業程度認定試験の合格等のため<u>にひとり親家庭の親へ</u>学習支援を実施する<u>事業（以下「学習支援事業」という。）</u></p> <p>④ ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する<u>事業（以下「情報交換事業」</u></p>

改正後	現 行
<p>とり親家庭の交流や情報交換を実施する。</p> <p>⑤ <u>ひとり親家庭地域生活支援事業</u> <u>離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を実施する。</u></p> <p>(4) 実施方法等 ①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>ひとり親家庭地域生活支援事業</u> ア 事業を実施するにあたり、ひとり親家庭<u>(離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父を含む。以下、エ及びカにおいても同じ。)</u>からの相談への対応、福祉事務所やハローワークなどの各種支援機関との連絡調整等を行う者(以下「調整員」という。)を配置すること。 イ 調整員は、個々の家庭のニーズを適切に把握するとともに、<u>自立に向け、就業支援を始めとした</u>必要な支援の提供に向けて、各種支援機関との連絡調整や必要に応じて相談窓口へ同行するなど、きめ細かな支援を実施すること。 ウ (略) エ 施設利用期間はおおむね<u>3か月</u>程度とする。<u>この事業の利用にあたっては、こども家庭センターや福祉事務所等の関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえること。</u>なお、ひとり親家庭が母子生活支援施設への入所を希望する場合又は母子生活支援施設での支援が必要な場合は、ひとり親家庭の意向を確認の上、福祉事務所等関係機関への連絡調整等を行うこと。 オ (略) カ <u>本事業を活用して、ひとり親家庭が母子生活支援施設を利用する場合、措置入所とは異なることから、措置費の入所世帯数の算定からは除外すること。</u> キ <u>必要に応じて、母子生活支援施設以外の民間賃貸住宅等において実施する場合も対象とする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>という。)</u></p> <p>⑤ <u>母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う事業(以下、「短期施設利用相談支援事業」という。)</u></p> <p>(4) 実施方法等 ①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>短期施設利用相談支援事業</u> ア 事業を実施するにあたり、ひとり親家庭からの相談への対応、福祉事務所やハローワークなどの各種支援機関との連絡調整等を行う者(以下、「調整員」という。)を配置すること。 イ 調整員は、個々の家庭のニーズを適切に把握するとともに、必要な支援の提供に向けて、各種支援機関との連絡調整や必要に応じて相談窓口へ同行するなど、きめ細かな支援を実施すること。 ウ (略) エ 施設利用期間はおおむね<u>1週間</u>程度とする。なお、ひとり親家庭が母子生活支援施設への入所を希望する場合又は母子生活支援施設での支援が必要な場合は、ひとり親家庭の意向を確認の上、福祉事務所等関係機関への連絡調整等を行うこと。 オ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p>

改正後	現 行
<p>2 こどもの生活・学習支援事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館、民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活の向上を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①から④までの支援を地域の実情に応じ、<u>組み合わせて実施すること</u>。なお、<u>②においては、①の実施を必須とし、③及び④においては、①もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施を必須とする。</u></p> <p>① 生活指導・学習支援</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 軽食の提供</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 こどもの生活・学習支援事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館・民家や<u>こども食堂</u>等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や<u>食事の提供</u>等を行うことにより、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活の向上を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①から⑥の支援を地域の実情に応じて実施すること。なお、<u>①から⑥の支援を組み合わせて実施することができる。</u></p> <p>① 生活指導・学習支援</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>食事の提供</u></p> <p><u>こどもが安心して過ごせる場において、栄養バランス等に配慮した適切な食事の提供を行う。併せて、児童福祉の観点から支援を行うため、要支援児童等の把握や支援において、不適切な養育等が疑われる場合の連絡や、日常的な見守りの結果等について、随時、必要な情報の共有を行うこと。</u></p> <p>④ <u>連携体制整備</u></p> <p><u>以下に記載する取組例を参考に地域の実情に応じて実施すること。</u></p> <p>ア <u>要支援児童等の情報を公的機関に対して情報共有するための連携体制の整備や、こども食堂と食材提供企業のマッチング等こども食堂とこども食堂に対する支援を行う者の連携体制の構築のための取組の実施</u></p> <p>イ <u>コーディネーターによる連携事業や居場所作りに関する事業などこどもたちと「支援」を結びつける事業を実際に実施する過程を通じて、地域における総合的な支援体制を確立するための取組</u></p>

改正後	現 行
<p>③ 大学等受験料支援 大学等を受験する際の受験料を支援する。</p> <p>④ 模擬試験受験料支援 中学生・高校生等の受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。</p> <p>(4) 事業の実施方法等</p> <p>① 生活指導・学習支援 従事者及びその業務内容は次のとおりとする。</p> <p>○ 従事者 ア～ウ (略)</p> <p>○ 業務内容等 ア・イ (略)</p> <p>ウ 事業の実施場所は、児童館や公民館、民家、母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定すること。また、良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p><u>コ 軽食の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。</u></p> <p><u>サ 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、必要に応じ、実費を徴収することができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>の実施</u></p> <p><u>ウ 各地域における支援ネットワーク構築の中核を担うことが求められているコーディネーターの養成や連携支援体制構築の中心的役割を担うことが期待される行政機関関係者、その他のひとり親家庭のこどもの支援やこどもの貧困対策に関する支援活動に従事している、または今後、支援活動を予定している者等に対する研修の実施</u></p> <p>⑤ 大学等受験料支援 大学等を受験する際の受験料を支援する。</p> <p>⑥ 模擬試験受験料支援 中学生・高校生等の受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。</p> <p>(4) 事業の実施方法等</p> <p>① 生活指導・学習支援 従事者及びその業務内容は次のとおりとする。</p> <p>○ 従事者 ア～ウ (略)</p> <p>○ 業務内容等 ア・イ (略)</p> <p>ウ 事業の実施場所は、児童館、公民館、民家、<u>こども食堂</u>や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定すること。また、良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 食事の提供 <u>ア 食事の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、こども食堂を実施する場合にあつては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知)の「2. 子ど</u></p>

改正後	現 行
<p>② 大学等受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を支給すること。</p> <p>ア 支給要件 申請時点で（ア）に該当し、かつ（イ）又は（ウ）に該当すること。 （ア） （略） （イ）ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4月から5月末までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） （ウ） （略） イ・ウ （略）</p> <p>③ 模擬試験受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料を支給すること。 ア 支給要件 ②アに規定する支給対象要件を準用する。 イ・ウ （略） （5） （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p>	<p><u>も食堂の運営上留意すべき事項」及び「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。</u> <u>イ 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、必要に応じ、実費を徴収することができる。</u></p> <p>③ 大学等受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を支給すること。</p> <p>ア 支給要件 申請時点で（ア）に該当し、かつ（イ）又は（ウ）に該当すること。 （ア） （略） （イ）ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4月から5月までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） （ウ） （略） イ・ウ （略）</p> <p>④ 模擬試験受験料支援 次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料を支給すること。 ア 支給要件 ③アに規定する支給対象要件を準用する。 イ・ウ （略） （5） （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p>

「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

(高等職業訓練促進給付金における特例措置(訓練期間の緩和・対象資格の拡大)の恒久化関係(令和6年4月1日施行))

改正後	現 行
<p>(別添2)</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者</p> <p>訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において<u>6月以上</u>のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 対象資格</p> <p>(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において<u>6月以上</u>のカリキュラムの修業が予定されているもの(雇用保険制</p>	<p>(別添2)</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者</p> <p>訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において<u>1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)</u>のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 対象資格</p> <p>(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において<u>1年</u>以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都</p>

改正後	現 行
<p><u>度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座</u>）について、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 支給期間等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。</p> <p>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 支給額等</p>	<p>道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p><u>なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 支給期間等</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。<u>（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間としても差し支えない。）</u></p> <p>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 支給額等</p>

改正後	現 行
<p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに 修業を開始した者は月額14万1千円）</p> <p>(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万5百円）</p> <p>イ （略）</p>	<p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに 修業を開始した者は月額14万1千円）</p> <p>(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万5百円）</p> <p>イ （略）</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>8 事前相談の実施</p> <p>(1) 養成機関において<u>6月</u>以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9～14 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>8 事前相談の実施</p> <p>(1) 養成機関において<u>1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)</u>のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9～14 (略)</p>

「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正 新旧対照表（所得要件緩和関係（令和6年8月1日施行））

改正後	現 行
<p>(別添1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。 <u>令和6年7月31日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、なお従前の例によることとする。</u> <u>(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。</u> (2) (略)</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) (略) (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の实情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。） (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の实情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>6 支給額等</p>	<p>(別添1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。 <u>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</u> (2) (略)</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) (略) (2) 雇用保険法 <u>(昭和49年法律第116号)</u> 及び雇用保険法施行規則 <u>(昭和50年労働省令第3号)</u> の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の实情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。） (3) 雇用保険法 <u>(昭和49年法律第116号)</u> 及び雇用保険法施行規則 <u>(昭和50年労働省令第3号)</u> の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の实情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>6 支給額等</p>

改正後	現 行
<p>自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者 <u>(3)に掲げる者を除く。</u>） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p><u>(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年以内に就職等した者又は当該教育訓練修了時点で就職等している者に限る。）</u> <u>当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</u></p> <p>(4) 受講開始日現在において6(1)から(3)以外の受給資格者 前各号に定める額から<u>雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</u> <u>令和6年7月31日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。</u></p> <p>7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に</p>	<p>自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 受講開始日現在において6(1)及び(2)以外の受給資格者</u> 前各号に定める額から<u>同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</u> <u>令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、(2)の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。</u></p> <p>7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に</p>

改正後	現 行
<p>図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。</p> <p><u>また、受講開始から受講終了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うこと。</u></p> <p>当該<u>母子家庭の母又は父子家庭の父</u>が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知</p> <p>都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。<u>なお、訓練給付金の支給方法について9(5)の規定を適用する場合は、その旨を通知すること。</u></p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類</p> <p>受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。</p> <p>ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。</p> <p><u>また、当該ひとり親家庭の親</u>が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知</p> <p>都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類</p> <p>受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。</p> <p>ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>

改正後	現 行
<p>(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて 就業経験が乏しい者など、都道府県等において特に支援が必要と認められる者については、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに<u>加え、定期的な面談等により、受講状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供することや関係機関等との連絡調整を図ることにより</u>、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。</p> <p>9 訓練給付金の支給等 <u>(6 (3)に掲げる者を除く)</u>)</p> <p>(1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式<u>3</u>「自立支援教育訓練給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。 ア (略) <u>イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは、<u>受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書 (9 (5) によって支給する場合に限る。)</u></p>	<p>(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて <u>訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ</u>、就業経験が乏しい者など、都道府県等において特に支援が必要と認められる者については、<u>事前相談の段階から</u>、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。</p> <p>9 訓練給付金の支給等</p> <p>(1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式<u>4</u>「自立支援教育訓練給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。 ア (略) <u>イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し (当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年 (1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長 (特別区の区長を含む。)の証明書 (所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する控除対象扶養親族 (19歳未満の者に限る) がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類 (別紙参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」) 及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</p>

改正後	現 行
<p>オ・カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 支給方法の特例 (6 (2)に規定する者に対する支給に限る。)</u></p> <p><u>訓練給付金の支給について、支給単位期間 (雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 4 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書 (雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 4 に規定する受講証明書をいう。以下同じ。) の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。</u></p> <p>10 <u>6 (3)に掲げる者に係る訓練給付金の支給等</u></p> <p>(1) <u>支給申請</u></p> <p>ア <u>訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年以内に就職等した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式 4 「自立支援教育訓練給付金支給申請書 (追加支給用) 」 (以下「支給申請書 (追加支給用) 」という。) を提出すること。</u></p> <p>イ <u>都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。</u></p> <p><u>都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。</u></p> <p>(2) <u>支給申請の期限</u></p> <p><u>支給申請書 (追加支給用) の提出は、対象教育訓練を修了し、資格取得し、かつ、受講修了日から起算して 1 年以内に就職等した日から 30 日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。</u></p> <p>(3) <u>支給申請書の添付書類等</u></p> <p><u>支給申請書 (追加支給用) の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</u></p>	<p>オ・カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</u></p> <p><u>イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p><u>ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</u></p> <p><u>エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</u></p> <p><u>オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」</u></p> <p><u>カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類</u></p> <p><u>11 周知・広報等</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>12 国の補助</u> (略)</p> <p><u>13 経過措置</u> (1)・(2) (略)</p>	<p><u>10 周知・広報等</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>11 国の補助</u> (略)</p> <p><u>12 経過措置</u> (1)・(2) (略)</p>

改正後

現 行

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生(____歳)
②住所	(〒 -)		電話() -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 ____年 ____月 ____日 ~ 令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 ____円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。		
(備考)			

(注意)
1~6 (略)

(削除)

(削除)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生(____歳)
②住所	(〒 -)		電話() -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 ____年 ____月 ____日 ~ 令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 ____円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生(____歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑩児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 _____(担当者氏名)		

(注意)
1~6 (略)

7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後

現行

教 別紙参考様式2

教 別紙参考様式2

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）
②住所	(〒 -)		電話 () -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 円
⑦支給方法			
※			

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）
②住所	(〒 -)		電話 () -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 円
※			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

令和 ____年 ____月 ____日

令和 ____年 ____月 ____日

都道府県等の長

都道府県等の長

(注意)

1～4 (略)

5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

(注意)

1～4 (略)

5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正後

現行

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

都道府県等の長 殿

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

自立支援教育訓練給付金支給申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生 (____歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (初日) (末日)		
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

自立支援教育訓練給付金支給申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生 (____歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
⑨申請者と生計を一にする 子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生 (____歳)
	住所 (別居の場合)		
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑩児童扶養手当の受給の 証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		

改正後	現 行
<p>(注意)</p> <p>1 支給申請期間は、受講<u>終了</u>日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内 <u>（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）</u> です。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>(注意)</p> <p>1 支給申請期間は、受講<u>終了</u>日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。</u></p> <p><u>（1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。</u></p> <p><u>（2）婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)</u></p> <p>4 <u>「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。</u></p>

教 別紙参考様式4

(新規)

自立支援教育訓練給付金支給申請書 (追加支給用)

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号			月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)		電話 ()	
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了日)			
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	令和 年 月 日	取得資格名称		
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	令和 年 月 日	就職等先名称		
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)			
⑧所要費用	入学科 円、受講料 円 合計額 円			
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円	
⑪希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
(備考)				

事業主の証明欄

改正後	現 行
<p><u>(注意)</u></p> <p>1 <u>支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。</u></p> <p>2 <u>⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。</u></p> <p>3 <u>⑦欄については、就労等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就労等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。</u></p> <p>4 <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑩希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。</u></p>	

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）<u>なお、現に訓練促進給付金を受給している者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5～14 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5～14 (略)</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。このため、ひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。</p> <p>このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。</p> <p>また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 支給対象者</p> <p>本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p> <p><u>令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。</u></p> <p>(1) 「<u>母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について</u>」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父</p>	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。このため、ひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。</p> <p>このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業や<u>学習支援ボランティア事業</u>を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。</p> <p>また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 支給対象者</p> <p>本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</u>（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7</p>

改正後	現 行
<p><u>子自立支援プログラムの策定など、自立に向けて策定された計画に基づく支援を受けている者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 支給額等</p> <p>I 通信制の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 経過措置</p> <p>ア 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「<u>50%</u>に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の<u>10%</u>を40%に読み替えて支給するものとする。</p> <p>イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「<u>50%</u>に相当する額から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>II 通学又は通学及び通信制併用の場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プロ</p>	<p><u>の規定は適用しない。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 支給額等</p> <p>I 通信制の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 経過措置</p> <p>ア 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「<u>40%</u>に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の<u>20%</u>を40%に読み替えて支給するものとする。</p> <p>イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「<u>40%</u>に相当する額から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>II 通学又は通学及び通信制併用の場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、本事業の実施自治体が母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している場合に</u></p>

改正後	現 行
<p>グラム等に基づき、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うこと。</p> <p>(6) <u>支援対象者が児童であって、本事業の実施自治体が「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」(平成28年4月1日雇児発0401第31号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づくこどもの生活・学習支援事業</u>を実施している場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なものとするため、本事業の実施とともに<u>こどもの生活・学習支援事業</u>において学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。</p> <p>(7) <u>支援対象者</u>が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金<u>貸付金</u>の技能習得資金又は修業資金等を紹介すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き</p> <p>(1) 対象講座の指定 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。</p> <p>(2) <u>受給要件の審査</u> 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) <u>決定の通知</u> 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親又は児童に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア (略) イ <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けているこ</u></p>	<p><u>は、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案すること。</u></p> <p>(6) 本事業の実施自治体が<u>学習支援ボランティア事業</u>を実施している場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なものとするため、本事業の実施とともに<u>学習支援ボランティア事業</u>において学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。</p> <p>(7) <u>当該ひとり親家庭の親又は児童</u>が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は修業資金等を紹介すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き</p> <p>(1) <u>受給要件の審査</u>、対象講座の指定 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。</p> <p>(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親又は児童に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア (略) イ <u>当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の</u></p>

改正後	現 行
<p><u>とを証する書類</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>9 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等</p> <p>(1) 受講開始時給付金</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p>	<p><u>親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)</u>又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>9 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等</p> <p>(1) 受講開始時給付金</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)</u>又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(2) 受講修了時給付金</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p>

改正後	現 行
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(3) 合格時給付金 ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>10～13 (略)</p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(3) 合格時給付金 ア～ウ (略)</p> <p>エ 支給申請の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>10～13 (略)</p>

別紙参考様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称	⑤講座の名称		
⑥受講科目	1	2	3 4 5 6 7 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。		
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			

(注意)
1~7 (略)
(削除)

(削除)

別紙参考様式2
(略)

別紙参考様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称	⑤講座の名称		
⑥受講科目	1	2	3 4 5 6 7 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
(注8参照)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			

(注意)
1~7 (略)

8 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

9 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別紙参考様式2
(略)

別紙参考様式3

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

都道府県等の長 殿

令和 年 月 日

申請者の氏名

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生(歳)
③住 所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設名称	⑤講座の名称		
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる 科目			
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩希望する支払金融 機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
(備考)			

(注意)

1~6 (略)

(削除)

(削除)

別紙参考様式3

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

都道府県等の長 殿

令和 年 月 日

申請者の氏名

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生(歳)
③住 所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設名称	⑤講座の名称		
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる 科目			
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩希望する支払金融 機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
⑪申請者と生計を一 にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	平成・令和 年 月 日生(歳)
(注7参照)	住所(別居の場合) 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑫児童扶養手当の受 給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

1~6 (略)

7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

8 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱</p> <p>第1 目的 <u>ひとり親家庭</u>の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の<u>ひとり親家庭</u>の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長及び平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知。）に基づく事業をいう。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、<u>ひとり親家庭</u>に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 対象者 対象者は、<u>ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及び「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年※月※日こ支家第※号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）</u>とし、生活保護受給者については対象としないものとする。 なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力<u>を受けた</u>被害者であって、将来において<u>ひとり親家庭等の親となること</u>が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。</p> <p>第4 策定員について 1 （略）</p>	<p style="text-align: center;">母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱</p> <p>第1 目的 <u>児童扶養手当受給者</u>の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の<u>児童扶養手当受給者</u>の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長及び平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知。）に基づく事業をいう。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、<u>児童扶養手当受給者</u>に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 対象者 対象者は、<u>原則として児童扶養手当受給者</u>とし、生活保護受給者については対象としないものとする。 また、<u>児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。</u> なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力<u>の</u>被害者であって、将来において<u>児童扶養手当の受給</u>が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。</p> <p>第4 策定員について 1 （略）</p>

改正後	現 行
<p>2 策定員は、<u>ひとり親家庭等の親</u>の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 策定員は、<u>児童扶養手当受給者等</u>の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第5 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>本事業は、個々の<u>ひとり親家庭等の親</u>の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の<u>ひとり親家庭等の親</u>のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であるが、その内容は次の<u>とおり</u>である。</p> <p>(1) 面接の実施</p> <p><u>ひとり親家庭等の親</u>に対し、<u>離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時</u>等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子・父子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。</p> <p>面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p>	<p>第5 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>本事業は、個々の<u>児童扶養手当受給者等</u>の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の<u>児童扶養手当受給者等</u>のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であるが、その内容は次の<u>通り</u>である。</p> <p>(1) 面接の実施</p> <p><u>児童扶養手当受給者</u>に対し、<u>児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時</u>等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子・父子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。</p> <p>面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p>

「離婚前後親支援事業の実施について」（令和5年度実施事業との比較表）

令和6年度	令和5年度
<p style="text-align: right;"><u>こ支家第●号</u> <u>令和6年●月●日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;"><u>こども家庭庁支援局長</u> (公印省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>離婚前後親支援事業の実施について</u></p> <p>標記について、別紙のとおり「<u>離婚前後親支援事業実施要綱</u>」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p><u>本通知の施行に伴い、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日付け子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）は、廃止する。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>子発0626第2号</u> <u>令和元年6月26日</u> 一部改正 <u>子発0330第16号</u> <u>令和2年3月30日</u> 一部改正 <u>子発0329第10号</u> <u>令和3年3月29日</u> 一部改正 <u>こ支家第126号</u> <u>令和5年8月17日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;"><u>厚生労働省子ども家庭局長</u> (公印省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>離婚前後親支援モデル事業の実施について</u></p> <p>標記について、別紙のとおり「<u>離婚前後親支援モデル事業実施要綱</u>」を定め、<u>平成31年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

令和6年度	令和5年度
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>離婚前後親支援事業実施要綱</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>都道府県等は、次の①及び②の支援又は③の支援若しくは①から③の全てを実施するものとする。</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 養育費及び親子交流（以下「養育費等」という。）の履行確保等に資する事業</p> <p><u>養育費等の履行確保等に資するものとして考えられる以下のアからケまでの支援を、地域の実情に応じて実施するものとするが、効果的なものとなるよう2つ以上の支援を組み合わせることが望ましい。</u></p> <p><u>ア 戸籍・住民担当部局との連携強化</u> <u>戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など、ひとり親担当部署と連携を図る。</u></p> <p><u>イ 離婚前段階からの支援体制強化</u> <u>別居開始時点など低葛藤時点からの個別のヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。</u></p> <p><u>ウ 公正証書等による債務名義の取得支援</u> <u>公正証書等による債務名義を取得するための費用等の支援を行う。</u></p> <p><u>エ 戸籍抄本等の書類取得支援</u> <u>家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得に係る支援を行う。</u></p> <p><u>オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</u> <u>自治体等の窓口等に弁護士を配置し、養育費等に関して、個々</u></p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>離婚前後親支援モデル事業実施要綱</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>都道府県等は、次の①及び②の支援又は③の支援若しくは①から③の全てを実施するものとする。</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 養育費及び親子交流（以下「養育費等」という。）の履行確保等に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍・住民担当部局との連携強化</u> ・<u>離婚前段階からの支援体制強化</u> ・<u>公正証書等による債務名義の作成支援</u> ・<u>戸籍抄本等の書類取得支援</u> ・<u>養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</u>

の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の費用支
援を行う。

キ 裁判外紛争解決手続き（ADR）等^等を利用し調停に係る費用への
支援

裁判外紛争解決手続き（ADR）やオンラインADR（ODR）等を利
用した調停に係る費用への支援を行う。

ク 弁護士依頼支援

養育費の受取に係る弁護士費用の支援を行う。なお、支援の対
象費用は、養育費の受取り開始後1年間分に限る。

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

アからクまでのほか、養育費や親子交流の履行確保等に資す
るものとして、先駆的な取組による支援を行う。

先駆的な取組を実施する場合は、別紙様式にて、こども家庭庁
に事業計画書を提出すること。なお、前年度と同内容を実施する
場合は、事業計画書の提出は省略可とする。

(2) 実施方法

① (略)

② 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調
査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支
援を実施している民間団体等（以下「有識者」という。）に協力を
依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことが
できる者を選任するとともに、グループ討議を実施する場合には
、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行
うものとする。

受講後は、受講者に対し、親支援講座を知ったきっかけや親支
援講座の満足度などについてアンケート調査を行うことが望まし
い。

・養育費に係る保証契約における保証料への支援

・裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用し調停に係る費用への支援

(新設)

・その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組
など、養育費等の履行確保等に資するものとして考えられる支援
を、地域の実情に応じて実施する。

(2) 実施方法

① (略)

② 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調
査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支
援を実施している民間団体等（以下「有識者」という。）に協力を
依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことが
できる者を選任するとともに、グループ討議を実施する場合には
、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行
うものとする。

また、受講者に対し、受講後にアンケート調査を行うこととし
、アンケート調査には以下の項目を盛り込むものとする。

・親支援講座を知ったきっかけ

・親支援講座の満足度（5段階評価（満足、やや満足、どちらでも
ない、やや不満、不満））

令和6年度	令和5年度
<p>③ (略)</p> <p>④ 養育費等の履行確保等に資する事業の実施にあたっては、あらかじめ有識者から意見を聴取するなどし、<u>養育費等</u>の取り決めや<u>履行</u>確保等に効果的と考えられる支援を、地域の実情に応じて実施するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを講じること。</p> <p>また、支援対象者の養育費等の取り決めの状況や履行状況等を把握するとともに、支援を受けたことによる改善状況又は改善に至らなかった理由等の分析を行うこと。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p><u>・選択した満足度の理由</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 養育費等の履行確保等に資する事業の実施にあたっては、あらかじめ有識者から意見を聴取するなどし、養育費の取り決めや<u>支払</u>の確保等に効果的と考えられる支援を、地域の実情に応じて実施するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを講じること。</p> <p>また、支援対象者の養育費等の取り決めの状況や履行状況等を把握するとともに、支援を受けたことによる改善状況又は改善に至らなかった理由等の分析を行うこと。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 事業計画書等の提出 <u>都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始までに事業計画書（①及び②の支援を実施する場合は別紙様式1、③の支援を実施する場合は別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（①及び②の支援を実施する場合は別紙様式3、③の支援を実施する場合は別紙様式4）を提出するものとする。</u></p> <p>7 事後評価の実施 <u>都道府県等は、事業を実施するに当たり、受講者や委託先団体等からの意見聴取、受講前後における養育費や親子交流の取り決め状況などに関するアンケートなどを実施し、本事業の効果等について、事後評価を行うものとする。</u> <u>なお、事後評価の結果については、実施状況報告書（別紙様式3及び4）により報告するものとする。</u></p> <p>8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

令和6年度	令和5年度
<p><u>(別紙様式)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和 年 月 日</u></p> <p><u>こども家庭庁支援局長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(自治体名)</u></p> <p><u>令和〇〇年度 離婚前後親支援事業に関する事業計画書</u></p> <p><u>1. 事業概要</u> (実施する支援内容を具体的に記載)</p> <p><u>2. 事業実施にあたり考慮した内容</u> (有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)</p> <p><u>3. 期待される効果</u></p> <p><u>4. 開始時期</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

令和6年度	令和5年度
<p><u>(別紙様式1) ~ (別紙様式4) (削除)</u></p>	<p><u>(別紙様式1)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和 年 月 日</u></p> <p><u>こども家庭庁支援局長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(自治体名)</u></p> <p><u>令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書</u> <u>(親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供)</u></p> <p><u>1. 事業の実施時期</u></p> <p><u>2. 事業委託先(予定)の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・団体名、代表者名、所在地</u> <u>・委託先におけるひとり親家庭支援の活動実績</u> <p><u>3. 事業計画の内容(予定)</u></p> <p><u>(1) 親支援講座の周知方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①周知媒体(リーフレットの配付、SNSの活用など具体的に記載)</u> <u>②周知方法(離婚前後の者を対象としたものであることを明確にして周知、離婚には触れず親支援、子育て支援などとして周知など具体的に記載)</u> <p><u>(2) 親支援講座の形式(講座、グループ討議)</u></p> <p><u>(3) 受講者数(見込み(延べ人数))</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①離婚を考える父母: 人(母: 人、父: 人)</u> <u>②ひとり親: 人(母子家庭の母: 人、父子家庭の父: 人)</u> <u>③離婚後の別居親: 人(母: 人、父: 人)</u> <u>④寡婦: 人</u>

令和6年度	令和5年度
	<p><u>(4) 開催回数 (予定)</u> 講座： 回、グループ討議： 回</p> <p><u>(5) 開催日時 (予定 (曜日、時間帯など具体的に記載))</u></p> <p><u>(6) 開催場所 (児童館、公民館など具体的に記載)</u></p> <p><u>(7) 講師 (弁護士、大学教授など具体的に記載)</u></p> <p><u>(8) 親支援講座の内容</u></p> <p><u>(9) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容 (具体的に記載)</u></p> <p><u>(10) 事業の実施にあたり工夫する点 (具体的に記載)</u></p>

令和6年度

令和5年度

(別紙様式2)

令和 年 月 日

こども家庭庁支援局長

(自治体名)

令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書
(養育費等の履行確保等に資する事業)

1. 事業概要 (該当する取組に「〇」を記載するとともに、支援の内容について具体的に記載)

<u>戸籍・住民担当部局との連携強化</u>	
<u>離婚前段階からの支援体制強化</u>	
<u>公正証書等による債務名義の作成支援</u>	
<u>戸籍抄本等の書類取得支援</u>	
<u>養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</u>	
<u>養育費に係る保証契約における保証料への支援</u>	
<u>裁判外紛争解決手続き (ADR) を利用し調停に係る費用への支援</u>	
<u>その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組</u>	

(概要)

2. 事業実施にあたり考慮した内容
(有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)

3. 支援対象者数 (見込み (実人数))

①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人)

②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人)

③寡婦： 人

令和6年度	令和5年度
	<p data-bbox="1176 199 2184 263"><u>※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に見込まれる人数を記載すること。</u></p> <p data-bbox="1142 327 2184 454"><u>4. 事業による効果の把握方法</u> <u>(支援後の養育費等の取り決めの有無や支払状況の把握など、具体的に記載)</u></p>

令和6年度	令和5年度
	<p><u>(別紙様式3)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和 年 月 日</u></p> <p><u>こども家庭庁支援局長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(自治体名)</u></p> <p><u>令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告</u> <u>(親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供)</u></p> <p><u>1. 事業委託先の概要</u> <u>・団体名、代表者名、所在地</u></p> <p><u>2. 事業実績</u></p> <p><u>(1) 親支援講座の周知方法</u></p> <p><u>①周知媒体 (リーフレットの配付、SNSの活用など具体的に記載)</u> <u>②周知方法 (離婚前後の者を対象としたものであることを明確にして周知、離婚には触れず親支援、子育て支援などとして周知などを記載)</u></p> <p><u>(2) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)</u></p> <p><u>(3) 受講者数 (延べ人数)</u></p> <p><u>①離婚を考える父母: 人 (母: 人、父: 人)</u> <u>②ひとり親: 人 (母子家庭の母: 人、父子家庭の父: 人)</u> <u>③離婚後の別居親: 人 (母: 人、父: 人)</u> <u>④寡婦: 人</u></p> <p><u>(4) 開催回数</u></p>

令和6年度	令和5年度										
	<p>講座： 回、グループ討議： 回</p> <p><u>(5) 開催日時（曜日、時間帯など具体的に記載）</u></p> <p><u>(6) 開催場所（児童館、公民館など具体的に記載）</u></p> <p><u>(7) 講師（弁護士、大学教授など具体的に記載）</u></p> <p><u>(8) 親支援講座の内容（具体的に記載）</u></p> <p><u>(9) 講座受講者へのアンケート調査の結果（下記項目以外にも調査項目があれば随時記載すること）</u></p> <p><u>①親支援講座を知ったきっかけ</u></p> <p><u>②親支援講座の満足度</u></p> <table border="0"> <tr> <td>・満足</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>・やや満足</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>・どちらでもない</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>・やや不満</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>・不満</td> <td>人</td> </tr> </table> <p><u>③選択した満足度の主な理由</u></p> <p><u>(10) 親支援講座の実施にあたり工夫したこと（具体的に記載）</u></p> <p><u>(11) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容（具体的に記載）</u></p> <p><u>3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載）</u></p> <p><u>※ 効果の高い周知方法や満足度の高い講座内容等についても分析・評価を行うこと。</u></p>	・満足	人	・やや満足	人	・どちらでもない	人	・やや不満	人	・不満	人
・満足	人										
・やや満足	人										
・どちらでもない	人										
・やや不満	人										
・不満	人										

令和6年度	令和5年度
	<p data-bbox="1144 177 2186 252"><u>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</u></p> <p data-bbox="1167 300 2186 375"><u>※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。</u></p>

令和6年度

令和5年度

(別紙様式4)

令和 年 月 日

こども家庭庁支援局長

(自治体名)

令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告
(養育費等の履行確保等に資する事業)

1. 事業概要 (該当する取組に「〇」を記載するとともに、支援の内容について具体的に記載)

<u>戸籍・住民担当部局との連携強化</u>	
<u>離婚前段階からの支援体制強化</u>	
<u>公正証書等による債務名義の作成支援</u>	
<u>戸籍抄本等の書類取得支援</u>	
<u>養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</u>	
<u>養育費に係る保証契約における保証料への支援</u>	
<u>裁判外紛争解決手続き (ADR) を利用し調停に係る費用への支援</u>	
<u>その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組</u>	

(概要)

2. 事業実績 (支援対象者数 (実人数))

(1) 支援対象者数

①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人)

②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人)

③寡婦： 人

※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に人数 (実人数) を記載するこ

令和6年度

令和5年度

と。

(2) 支援対象者の養育費等の取り決め等の状況

①支援対象者の支援前の状況

取り決めをしている				取り決めをしていない	不詳
	文書あり 公正証書等	その他の文書	文書無し		
人	人	人	人	人	人

②支援対象者の支援後の状況

取り決めをしている				取り決めをしていない	不詳
	文書あり 公正証書等	その他の文書	文書無し		
人	人	人	人	人	人

(3) 支援対象者の養育費等の履行の状況

①支援対象者の支援前の状況

養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）			養育費を受けていない	不詳
	別居親より受給	保険会社等より受給		
人	人	人	人	人

②支援対象者の支援後の状況

養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）			養育費を受けていない	不詳
	別居親より受給	保険会社等より受給		
人	人	人	人	人

3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記

令和6年度	令和5年度
	<p><u>載。また、養育費等の取り組み等に至らなかった要因などの分析も 行い、その結果を記載すること。)</u></p> <p><u>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記 載)</u></p> <p><u>※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付する こと。</u></p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 貸付対象</p> <p>1 訓練促進資金貸付の対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。</p> <p>2 住宅支援資金貸付の対象となる者は、<u>ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）であって、申請する月の属する年度（4月から5月末までに申請する場合にあつては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）</u>であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。<u>なお、児童扶養手当の所得水準を超過した時点から1年間以内の者についても対象とする。</u></p> <p>第4 ～ 第7 （略）</p> <p>第8 返還の債務の当然免除</p> <p>1 （略）</p> <p>2 住宅支援資金</p>	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 貸付対象</p> <p>1 訓練促進資金貸付<u>け</u>の対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。</p> <p>2 住宅支援資金貸付<u>け</u>の対象となる者は、<u>原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者</u>であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。</p> <p>第4 ～ 第7 （略）</p> <p>第8 返還の債務の当然免除</p> <p>1 （略）</p> <p>2 住宅支援資金</p>

改正後	現 行
<p>都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第9 返還</p> <p>1 訓練促進資金</p> <p>訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。</p> <p>(3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9 返還</p> <p>1 訓練促進資金</p> <p>訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。</p> <p>(3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第10 返還の債務の履行猶予</p> <p>1 当然猶予</p>	<p>第10 返還の債務の履行猶予</p> <p>1 当然猶予</p>

改正後	現 行
<p>都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する<u>場合</u>には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>2 裁量猶予</p> <p>(1) 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する<u>場合</u>には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が<u>次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。</u></p> <p><u>ア 第8の2(1)に定める就業期間中であるとき。</u></p> <p><u>イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。</u></p> <p>第11 ～第15 (略)</p>	<p>都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当するには、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>2 裁量猶予</p> <p>(1) 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するには、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が<u>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。</u></p> <p>第11 ～第15 (略)</p>